

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（3月3日 金曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	8
再開（開議）	9
会議録署名議員の指名	10
審議期間の決定	10
諸般の報告	11
施政方針	12
議案説明	
議案第4号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に ついて	30
議案第5号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の 減少について	31
議案第6号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	31
議案第7号 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	32
議案第8号 壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	33
議案第9号 壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正 について	33
議案第10号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	34
議案第11号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	35
議案第12号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の 一部改正について	35
議案第13号 壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	36
議案第14号 壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について	37
議案第15号 壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	38

議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	39
議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	39
議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	40
議案第19号	財産の無償譲渡について	40
議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	41
議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	45
議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	46
議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	47
議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	47
議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	48
議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	49
議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	49
議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	50
議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	57
議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	59
議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	60
議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	61
議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	63
議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	64
議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	65

第2日(3月8日 水曜日)

議事日程表(第2号)	67
出席議員及び説明のために出席した者	68
議案に対する質疑	

議案第4号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に

について	7 0
議案第 5 号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について	7 0
議案第 6 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	7 1
議案第 7 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7 1
議案第 8 号 壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	7 1
議案第 9 号 壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	7 1
議案第 10 号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について ..	7 2
議案第 11 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	7 2
議案第 12 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	7 2
議案第 13 号 壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について ..	7 2
議案第 14 号 壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 2
議案第 15 号 壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	7 2
議案第 16 号 壱岐市体育施設条例の一部改正について	7 2
議案第 17 号 壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	7 2
議案第 18 号 壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	7 3
議案第 19 号 財産の無償譲渡について	7 3
議案第 20 号 平成 28 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）	7 3
議案第 21 号 平成 28 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 3
議案第 22 号 平成 28 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 3
議案第 23 号 平成 28 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	7 3
議案第 24 号 平成 28 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	7 4
議案第 25 号 平成 28 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	7 4

議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	74
議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	74
議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	74
議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	74
議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	75
議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	75
議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	75
議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	75
議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	75
議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	75
委員会付託(議案)		75
予算特別委員会の設置		76
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託)		76
議案第36号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	76

第3日(3月9日 木曜日)

議事日程表(第3号)	79
出席議員及び説明のために出席した者	79
一般質問	80
4番 音嶋 正吾 議員	80
1番 赤木 貴尚 議員	90
3番 呼子 好 議員	106
13番 市山 繁 議員	119

第4日(3月10日 金曜日)

議事日程表(第4号)	135
出席議員及び説明のために出席した者	135
一般質問	136
15番 今西 菊乃 議員	137
6番 町田 正一 議員	147

第5日（3月22日 水曜日）

議事日程表（第5号）	159
出席議員及び説明のために出席した者	161
委員長報告、委員長に対する質疑	162
議案に対する討論、採決	
議案第6号 沓崎市附属機関設置条例の一部改正について	165
議案第7号 沓崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	165
議案第8号 沓崎市個人情報保護条例の一部改正について	165
議案第9号 沓崎市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正 について	166
議案第10号 沓崎市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	166
議案第11号 沓崎市介護保険条例の一部改正について	166
議案第12号 沓崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の 一部改正について	166
議案第13号 沓崎市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	167
議案第14号 沓崎市簡易水道事業を沓崎市水道事業へ統合することに伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について	167
議案第15号 沓崎市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	167
議案第16号 沓崎市体育施設条例の一部改正について	168
議案第17号 沓崎市本庁舎建設基金条例の制定について	168
議案第18号 沓崎市学校施設整備基金条例の制定について	168
議案第19号 財産の無償譲渡について	168
議案第20号 平成28年度沓崎市一般会計補正予算（第8号）	169
議案第21号 平成28年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3 号）	169
議案第22号 平成28年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1号）	169
議案第23号 平成28年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	170
議案第24号 平成28年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	

.....	170
議案第25号 平成28年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	170
.....	170
議案第26号 平成28年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	170
.....	170
議案第27号 平成28年度沓崎市水道事業会計補正予算(第1号)	171
議案第28号 平成29年度沓崎市一般会計予算	171
議案第29号 平成29年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	171
議案第30号 平成29年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	172
議案第31号 平成29年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	172
議案第32号 平成29年度沓崎市下水道事業特別会計予算	172
議案第33号 平成29年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	172
議案第34号 平成29年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	173
議案第35号 平成29年度沓崎市水道事業会計予算	173
議案第36号 平成28年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	173

(平成28年)

請願第2号 沓崎市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	173
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	174
同意第1号 沓崎市監査委員の選任について	174
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	175
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	175
議員提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	176
発議第1号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書の提出について	176
発議第2号 白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告人として告訴が受理された件の調査に関する決議について	178
発議第3号 白川市長に対する問責決議について	181
市長の挨拶	184
散会	185

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議を、次のとおり開催します。

平成29年 2月24日

壱岐市議会議長 鵜瀬 和博

- 1 期 日 平成29年 3月 3日 (金)
 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月3日	金	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月4日	土	休 会	(閉庁日)
3	3月5日	日		
4	3月6日	月		○発言(質疑) 通告書提出期限(正午まで)
5	3月7日	火		(議案調査)
6	3月8日	水	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)
7	3月9日	木		○一般質問
8	3月10日	金		○一般質問
9	3月11日	土	休 会	(閉庁日)
10	3月12日	日		
11	3月13日	月		
12	3月14日	火	委員会	○常任委員会
13	3月15日	水		○常任委員会(午後1時30分開催)
14	3月16日	木		○予算特別委員会
15	3月17日	金		○予算特別委員会(午後1時30分開催)
16	3月18日	土	休 会	(閉庁日)
17	3月19日	日		
18	3月20日	月		
19	3月21日	火		(議案整理日)
20	3月22日	水	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○追加議案審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第4号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	省 略	原案のとおり可決 (3/8)
議案第5号	長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について	省 略	原案のとおり可決 (3/8)
議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第8号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第9号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第15号	壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第19号	財産の無償譲渡について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算 (第8号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第36号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	省 略	同 意 (3/22)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/22)
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/22)
平成28年 請願第2号	壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	総務文教厚生常任委員会 採 択	採 択 (3/22)
発議第1号	九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (3/22)
発議第2号	白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について	省 略	否 決 (3/22)
発議第3号	白川市長に対する問責決議について	省 略	否 決 (3/22)

平成29年壱岐市議会定例会 3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	13	13			
予算	17	17			
その他	6	6			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	36	36			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)	1	1		
決議・その他	2		2	
計	3	1	2	
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1(1)		
計	1	1(1)		

平成29年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成29年3月3日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		1番 赤木 貴尚 2番 土谷 勇二
日程第2	審議期間の決定		20日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	施政方針の説明		市長 説明
日程第5	議案第4号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第6	議案第5号	長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第7	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第8号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第9号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第15	議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	建設部長 説明
日程第16	議案第15号	壱岐市子どもいじめ防止に関する条例の制定について	教育次長 説明
日程第17	議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第18	議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	総務部長 説明

日程第19	議案第18号	沓崎市学校施設整備基金条例の制定について	教育次長 説明
日程第20	議案第19号	財産の無償譲渡について	市民部長 説明
日程第21	議案第20号	平成28年度沓崎市一般会計補正予算(第8号)	財政課長 説明
日程第22	議案第21号	平成28年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長 説明
日程第23	議案第22号	平成28年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第24	議案第23号	平成28年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明
日程第25	議案第24号	平成28年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	建設部長 説明
日程第26	議案第25号	平成28年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	建設部長 説明
日程第27	議案第26号	平成28年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務部長 説明
日程第28	議案第27号	平成28年度沓崎市水道事業会計補正予算(第1号)	建設部長 説明
日程第29	議案第28号	平成29年度沓崎市一般会計予算	財政課長 説明
日程第30	議案第29号	平成29年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第31	議案第30号	平成29年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第32	議案第31号	平成29年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第33	議案第32号	平成29年度沓崎市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第34	議案第33号	平成29年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第35	議案第34号	平成29年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第36	議案第35号	平成29年度沓崎市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 赤木 貴尚君

2番 土谷 勇二君

3番	呼子 好君	4番	音嶋 正吾君
5番	小金丸益明君	6番	町田 正一君
8番	市山 和幸君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	今西 菊乃君
16番	鵜瀬 和博君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。また、機器操作のため関係者の立ち入りを許可しておりますので、あわせて御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成29年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、赤木貴尚議員、2番、土谷勇二議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る3月1日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。小金丸議員。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成29年壱岐市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る3月1日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月22日までの20日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の制定5件、条例の一部改正8件、平成28年度補正予算関係8件、平成29年度予算関係8件、その他3件の合計32件となっております。

また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月6日、7日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月6日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月8日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第4号及び第5号につきましては、長崎縣市町村総合事務組合への報告があるために委員会付託を省略し、質疑の後、討論、採決を行うようにしております。

また、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）及び平成29年度壱岐市一般会計予算

につきましては、特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしておりますので、よろしく願いいたします。

3月9日と10日の2日間を一般質問日としております。

3月14日と15日の2日間、各常任委員会を開催し、16日、17日の2日間を予算特別委員会を開催するようにいたしております。

3月22日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成29年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成29年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理された議案は32件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る2月6日、東京都において、全国離島振興市町村議会議長会平成28年度第2回総会に出席をいたしました。会議では、平成28年7月1日から12月31日までの会務報告が行われ、平成29年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されたところであります。

終了後、第36回長崎県離島振興市町村議会議長会定例総会が行われ、平成28年8月3日から平成29年2月5日までの会務報告と平成29年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、平成28年12月26日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会平成28年

第2回定例会に市山繁議員と市山和幸議員が出席をされております。

次に、2月21日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に土谷議員が出席をされております。

なお、詳しい資料につきましては、事務局に保管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、去る2月9日、10日に開催いたしました議会報告会につきましては、大変寒い中に御出席をいただき、まことにありがとうございました。参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて後日報告をいたします。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針の説明

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成29年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成29年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成29年度当初予算案、また前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

2月20日に開会された長崎県定例県議会において、中村知事が説明された県の平成29年度当初予算については、国境離島地域の振興を力強く推し進める内容でございました。

有人国境離島法の施行という絶好の機会を最大限活用し、本市の振興発展に必ず結びつけるよう、さらなる熱意を持って、市政運営に取り組んでまいります。

昨年4月に成立した有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法、いわゆる有人国境離島新法が、いよいよこの4月1日から施行され、特定有人国境離島地域社会維持交付金が創設されております。

この法律は言うまでもなく、自由民主党離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員を初め、関係国会議員の皆様の御尽力により成立したものであります。

私も、壱岐市長、そして全国離島振興協議会会長として、本法律制定に奔走いたしました。その実現が目前に迫り、非常に感慨深いものがございます。今後、本法律を最大限活用するため、市が中心になり、県や地域の各種団体及び民間事業者等が連携・協力し、知恵を絞り、工夫して

組み立てていくことが求められます。今後とも、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

なお、平成29年度当初予算については、施策ごとの積み上げを行い、国境離島振興費として、所要の予算を計上いたしております。

特に、航路・航空路運賃につきましては、市民皆様の航路運賃をJR運賃並みに、航空路運賃は新幹線運賃並みに引き下げることにより経済的負担を軽減し、安心して住み続けていただける環境づくりに取り組んでまいります。

対象航路・路線につきましては、航空路が長崎―壱岐間、航路は、現在九州郵船が運航している博多―壱岐―対馬航路、印通寺―唐津航路、あわせて市営航路である三島航路となります。

割引後の運賃につきましては、博多―壱岐―対馬航路の片道運賃について、平均約3割程度の引き下げ、三島航路につきましては、平均約5割程度の引き下げとなり、3月1日に公表されたところでございます。航空路につきましては、国の交付金算定基準により現在協議中でございますが、詳細が決定次第、市民皆様への周知を図ってまいります。

次に、**地域商社の設立について**でございますけれども、壱岐市の生産者や事業者が、新規販路開拓等の方策がないために、地域に埋もれてしまっている商品や高い価値を持ちながらも低い価格に据え置かれたままの商品等を、都市部を中心とする全国の顧客に宣伝・売り込みを行う機関として、このたび、壱岐市の地域商社を設立いたします。

本商社は、長崎県等の関係機関と連携して宣伝・売り込み活動を実施することにより壱岐商品の販路開拓・高価格化を狙い、生産者・事業者の事業拡大による雇用の場の創出を図り、本市の活性化を目指すものであります。

可能な限り早期に本格的な活動を開始する予定であり、主な取り組みといたしましては、首都圏及び福岡都市圏をターゲットとした小売店や飲食店への売り込み、全国をターゲットとした通信販売事業の実施、また、それに先立ち市内産品の掘り起こしと棚卸し、マーケティングリサーチ等を実施することといたしております。

本商社の拠点は市内に設立いたしますが、福岡事務所を活用しながら広く営業活動を実施し、販路開拓を初め最大限の取り組みを推進してまいります。

平成27年10月に策定した壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、これまで、国の地方創生推進交付金を活用しながら人口減少対策の各種事業に取り組んでおります。

平成28年度は、地方創生推進交付金事業でCCRC（生涯活躍のまち）関連事業等計3事業の採択を受け、現在、実施中ではありますが、このたび、国の補正予算において、地方創生拠点整備交付金事業により、ハード事業の壱岐観光サービス拠点整備事業ほか計3事業の採択を受けております。本交付金は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的かつ主体的な

地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等ハードの取り組みを進めることを目的として創設されたものであり、未来への投資の基盤につながるものとして、地方創生のさらなる深化を目指しているところであります。平成29年度当初予算においても、地方創生推進交付金事業を積極的に活用するため、所要の予算を計上しております。

平成28年度のふるさと納税については、目標額1億8,000万円を目指して取り組んでおりますが、平成29年2月末現在、昨年度実績1億600万円を大きく上回り、入金ベースで6,190件、約1億3,500万円の寄附額となっております。これは、昨年、返礼品カタログの改訂やポイントの見直し、また、ユーチューブなど動画サイトでの積極的な宣伝活動を行ったことによる効果と考えております。しかしながら、目標額達成は微妙な状況でございます。

なお、ふるさと応援基金の活用については、農業・漁業など産業の振興や景観・自然・歴史文化の保全、観光振興など、壱岐島に住む人、訪れる人に実りをもたらす壱岐の宝を磨き上げる「実りの島プロジェクト」と子育て・教育の充実、担い手の育成など「しまの未来を担う人材育成プロジェクト」、移住・定住の促進、福祉・医療の充実、防災力の強化、住環境の整備など「安全・安心で充実したしま暮らしプロジェクト」への活用を行い、寄附をいただいた皆様や市民皆様へ広くお知らせをしております。

次に、**産業振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**について申し上げます。

壱岐市の農業が持続的に発展していくためには、効率的、安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため、担い手対策・米政策・施設園芸・畜産振興等の各種施策を講じてまいります。

農業の継続・成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が喫緊の課題であります。

このため、新規就農者・農業後継者や女性農業者などの新規認定農業者の認定や、集落営農組織・特定農業法人の設立、企業の新規参入等、多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者につきましては、現在281経営体を認定いたしております。法人経営体が26経営体となっております。また、集落営農組織については、集落営農法人が20組織、特定農業団体が19組織、集落営農組織が4組織を設立されており、本市農業の柱となる担い手として大きな期待を寄せており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

また、壱岐市農協では、農業の担い手である集落営農法人、認定農業者等に対する経営力向上に向けた支援を強化するため、専門部署の設置が決定されており、その部署を壱岐市担い手サポートセンターと位置づけるとともに、県壱岐振興局と市から週1回職員を派遣し、総合的な担

い手支援を行うことといたしております。本市農業振興の方針と壱岐市農協第8次営農振興計画の方向性は同様であり、このような官民一体となった支援を構築することにより、地域農業のさらなる振興発展が図られるものと考えております。

また、国の米政策の見直しにより、平成30年度産から行政による生産数量目標の配分にかかわらず、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととされております。現在、平成30年産より長崎県農業再生協議会が主食用米における生産面積の目安の提示を地域に対して行う方向性が示されており、今後、需要に応じた生産並びに水田のフル活用が円滑に図られるよう、壱岐地域農業再生協議会を中心に進めてまいります。

複合部門の重要作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物であり、今後も、補助事業等を活用して施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスについては、反収が10年連続県下トップの成績を維持しており、面積の拡大とともに揺るぎない産地形成を図ってまいります。

肉用牛振興につきましては、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいります。また、肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録され人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

2月の子牛市では前回比97.12%と若干値下がりいたしましたけれども、年間平均では、過去最高を更新する84万8,000円台となっております。また、2月の子牛市を終えて、年間子牛販売額が35億7,000万円となり、市場開設以来、初めて30億円台に到達をいたしております。

繁殖雌牛の飼養頭数につきましては、これまで飼養農家の減少等により減少が続いておりましたが、平成28年度は12戸の繁殖農家が減少したにもかかわらず、若干の繁殖雌牛の増頭を見込んでおります。これは、壱岐市農協が平成28年度より取り組まれている「チャレンジ7000事業」を初め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えております。今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

また、本年9月7日から11日にかけて「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」が開催されます。壱岐牛の名声を高める絶好の機会であり、市としましても最大限の支援を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、平成28年4月から29年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は30.8%減の2,698トン、漁獲高は21.3%減の25億2,200万円となっております。漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。要因

といたしましては、全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、また魚価の低迷などが考えられます。

加えて、水産資源の減少、漁場環境の悪化による漁獲の減少、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、漁業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、水産業の振興を図るため、意欲ある担い手の育成支援事業として認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業を市単独事業で実施しており、現在、認定漁業者は185名で、漁業後継者は2名が研修中であります。その他、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲安定共済・漁船損害保険の一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成等の振興施策を引き続き実施してまいります。

国・県の事業として、魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する離島漁業再生支援交付金、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画しております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組めます。

漁港整備につきましては、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、漁村再生交付金事業により、恵美須漁港に防風柵、八幡浦漁港に防風柵と簡易浮き棧橋の設置を計画いたしております。また、利用者の安全対策として、浜の活力再生交付金事業により、各漁港の岸壁へ車どめの設置を順次進めております。

今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の現状把握、老朽化予測、保全対策工法の選定など調査検討を行い、維持管理計画の策定を進めております。平成29年度は、和歌漁港、渡良柏漁港の各施設の調査及びその他の漁港の水域施設の機能保全調査、また、既に調査済みである七湊漁港物揚げ場の機能保全対策工事を実施することといたしております。

次に、**観光の振興**につきましては、平成28年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は、70万1,658人で対前年比96.9%となっております。昨年は夏場の天候はよかったものの、4月に発生した熊本地震の影響もあり5月と6月は落ち込み、また、9月には台風等の影響で天候に恵まれず、前年を下回る乗降客数となっております。

この4月から有人国境離島法が施行され、滞在型観光促進のためのさまざまな事業が展開でき

るようになります。一昨年認定された日本遺産を含め、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産に、壱岐の美しい自然環境や豊かな食材を生かした魅力的な観光地づくりに取り組んでまいります。

また、平成28年度国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用して、郷ノ浦港ターミナル隣接地に、2次交通対策の一助となっている電動自転車（壱岐ちやり）の拠点施設の整備及び観光案内所を整備し、本市へお越しいただく観光客皆様の利便性の向上、電動自転車による新たな周遊プランの提供やきめ細かな観光サービスの提供により、交流人口拡大を図ってまいります。拠点施設の整備とともに、ターミナルと拠点施設間を快適に御利用いただくため、通路の雨よけ施設も整備することとしており、今回所要の予算を計上いたしております。

福岡事務所につきましては、さきの市議会定例会1月会議の折、博多駅周辺地区のオフィスビルへの移転を調整中である旨御報告しておりましたが、今回、福岡市博多区博多駅前3丁目30-26、中央博多駅前ビル4階を確保することができました。広さは25.72坪であり、現事務所の4倍弱の広さとなります。ベイサイドの現事務所は3月末で閉鎖し、4月から新事務所に移転、早期に通常業務を開始できるよう準備をしております。ベイサイドには、壱岐のパンフレット等を置いていただくよう調整しております。今回の事務所移転により、地域商社の営業活動の推進を初め、さらなる壱岐のPR等に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、日本経済は緩やかな回復基調にある中、離島部においては、その波及効果は遅く、地域経済は依然として厳しい状況にあります。そのような中、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化につなげるため、今回、壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例議案を提出をいたしております。

また、新たな産業支援策として、起業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業の挑戦を応援する壱岐市産業支援センター——通称イキビズでございますけれども——の開設に向け準備を進めております。1次選考により5名まで絞り込んだセンター長の2次選考を2月26日に実施し、結果、センター長候補者1名を決定し、現在、採用に向けた調整を行っております。今後の予定として、新年度早々に着任後、センター長の研修期間2カ月程度設け、開設までにサポートスタッフを雇用し、8月にはセンターを開設する予定としております。なお、センターの事務所は、壱岐市農協本所向かい側の郷ノ浦町東触551番地3の貸し店舗を借り上げるように予定をいたしております。

次に、**テレワークの推進**についてでございますけれども、富士ゼロックスを中心に、日本テレワーク協会、NTT西日本、西日本新聞社、ランサーズ等のテレワークを推進している企業・団体と本市が協議会を設立し、ふるさとテレワーク推進事業を活用して整備した原の辻ガイダンス横のテレワークセンターについては、内部改修工事が完了し、プレオープンとして2月27、

28日でテレワーク実践セミナーを開催いたしました。

テレワークは、簡単に申しますと、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、安倍総理が最大のチャレンジと位置づける「働き方改革」の代表的なものであり、壱岐市を産官民一体となったテレワークのモデル地区にしたいと考えております。

テレワークの推進は、市民皆様の所得向上はもちろん、島外からの移住者の増加も目的としております。そのため、地方創生拠点整備交付金を活用し、テレワークセンターを利用する島外者向けの短期滞在型住宅の整備を行うとともに、テレワークセンターに多様な人々が交わるコミュニティスペースもあわせて整備することで、市民皆様も移住をされる皆様も地方創生に積極的に参画できる仕組みを構築してまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**につきましては、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として推進している壱岐市地域福祉計画に沿って、市民皆様の参画と協働による地域福祉力の向上に努めているところであります。このたび、平成29年度から33年度までの5カ年を計画期間とする第2次壱岐市地域福祉計画を策定しており、自分のできること「自助」、隣近所で支え合う「互助」、地域や事業所等が支援する「共助」、そして市が各種制度により援助する「公助」の観点から取り組みの方向を定め、それぞれの役割を明確にし、地域福祉力の向上を目指してまいります。

また、障がい者のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障がい者計画についても、平成29年度から5カ年間を計画期間とする第2次壱岐市障がい者計画を策定しております。本計画では、「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を引き続き基本理念とし、障害者基本法に定める地域社会における共生と障がいを理由とする差別の禁止を基本原則に、障がいのある方々が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスの充実を初め、バリアフリー化等生活環境の整備、雇用の拡大、スポーツ活動や文化活動等による社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人を支える体制づくりを目指してまいります。また、平成29年度は、平成30年度から3カ年を計画期間とする第5期障害福祉計画を策定することとしております。これは、障がい者総合支援法に基づくもので、障がいのある方々が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に努めてまいります。

平成27年10月1日をもって経営移譲した**市立特別養護老人ホーム**については、社会福祉法人壱心会により「特別養護老人ホーム壱岐のこころ」として、順調に運営がなされております。経営移譲の条件の1つである平成30年度末までの新施設建設に向け、鯨伏幼稚園下の建設予定地の用地内施設の解体及び排水路等の整備並びに分筆登記を完了いたしましたので、施設用地として譲渡するため、今回、関係議案を提出をいたしております。

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象者に臨時福祉給付金が給付されることとなりました。今回は国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して、対象者1人につき1万5,000円が給付されることとなっており、早期に給付できるよう準備を進めてまいります。

子育ては親が主体であるという前提に立ちながらも、子育てを社会全体で温かく見守り、ゆとりを持って子育ての喜びや充実感が感じられるような「ゆとりとやさしさで育む、癒しの島壱岐」の実現を目指しております。

子育てを地域全体で支え、助け合い、子供たちがゆとりを持って、心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができる環境整備を推進してまいります。

福祉医療費給付事業につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年4月診療分から医療費給付の対象年齢について、満6歳の未就学児までだったものを、満15歳（中学校3年生）の中学校卒業時まで拡充し、医療費負担の軽減を図り、子育て支援を充実させるため、今回、関係議案を提出いたしております。

また、壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づいた幼児教育・保育の量の確保と質の向上を図るため、平成30年度建設、31年4月開設に向け、石田町幼保連携型認定こども園の設計業務委託料を当初予算に計上いたしております。

このほか、子育て支援拠点事業、病児保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、関係機関と連携を密にして、子育て世帯に対する支援の充実を図ってまいります。

生活保護世帯につきましては、全国的に増加傾向にある中、本市においては、ここ数年、ほぼ横ばいの状態で推移し、昨年12月末現在で、被保護世帯数387世帯、被保護者数551人、保護率は2.07%となっております。

市民皆様の生活を守る最後のセーフティーネットとして、民生委員・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、真に保護を必要とする人に迅速かつ適切に生活保護制度の適用を図るとともに、生活保護法の規定に基づき、受給者の自立に向けた就労支援の強化や健康・生活面に着目した支援のほか、不正受給者対策の強化や医療扶助の適正化に努めてまいります。

次に、**健康づくりの推進**についてでございますけれども、生活の基盤は、まず「健康」であります。市民皆様の健康づくりのため、各種健（検）診、相談、予防、健康教室等の充実を図るとともに、受診率向上のため、健康づくり推進員の皆様並びに各自治会の福祉保健部と協働して、引き続き啓発事業を推進してまいります。さらに、市全体で医療や健康増進に係る対策や活動を通じ、学術的な根拠に基づき研究を進め、市民皆様の心身の健康増進と疾病予防に資するため、福岡大学・壱岐医師会・長崎県壱岐病院・県及び市が連携して、壱岐地域医療・健康開発研究事業を実施してまいります。平成29年度につきましては、市が重点施策として位置づけているC

KD（慢性腎臓病）重症化予防対策について取り組む予定であり、将来的には地域包括ケア、鬱病・自殺予防、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策などにも事業を拡大する予定としております。

また、食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約180名の組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民の皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開を推進してまいります。

次に、**特定不妊治療費助成事業**について申し上げます。

本市の合計特殊出生率は2.14であり、全国第9位、長崎県内第2位に位置し、全国及び県内の平均を大きく上回っているところではありますが、晩婚化等により夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状も認識しております。保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっており、妊娠を希望し特定不妊治療を受けている夫婦の心理的負担、経済的負担の軽減を行い、治療を継続できるよう支援するため、平成29年度から特定不妊治療費助成事業を実施することといたしました。

本市における国民健康保険加入率は、現在32%であり、景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年、深刻な財政運営が続いております。

国民健康保険については、制度の安定を図るため、平成30年度から県に財政運営責任等が移行し、これまでの市町による国保運営から県も保険者となり共同運営を行う予定であり、移行に向けた準備を進めております。

今後も、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分等の実施による収納率の向上に努めるとともに、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図ってまいります。また、平成29年度においては、特定健診の受診率向上対策として新たにピロリ菌抗体検査を実施するとともに、引き続き特定保健指導の充実、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の進捗状況の総点検と第7期計画策定の準備を進めることといたしております。新規事業として、認知症総合支援事業を実施予定であり、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員を配置し、複数の専門家により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の初期の支援を包括的に行い、自立生活のサポートと早期診断・

早期対応への支援を図ってまいります。本市においては、高齢化の急速な進展の中で、認知症の高齢化も一層増加するものと想定され、本事業を推進することにより「認知症になっても安心して暮らしていける壱岐島」を目指してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところであります。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、2年ごとに見直しを行うこととなっており、平成29年度の保険料につきましては据え置きとなっております。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**でございますが、まず、**防災対策**でございます。

本年1月18日、玄海原子力発電所3・4号機に係る原子炉設置変更許可を原子力規制委員会から九州電力株式会社が受けたことにより、国及び九州電力からの住民説明会が、長崎県の主催で開催されます。県内では、玄海原子力発電所からおおむね30キロ圏内（UPZ圏内）に入る区域を有する松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市で開催されることとなっており、本市においては、3月21日火曜日午後7時から、壱岐の島ホールで開催予定となっております。

私は、玄海原発は100%安全であると言える施設ではなく、市民皆様が不安を持っていること、事故が起きれば、放射性物質による直接的被害だけではなく、農水産物への風評被害も心配されること等があり、一貫して再稼働には反対しており、この考えに変わりはありません。

なお、再稼働への賛成・反対と、防災対応とは別の事柄でございますが、現にその施設が存在する以上、原発事故の対策は国の責任で行われるべきものと捉えており、この点については、国や県へ強く要請しており、その都度、対応もなされております。

また、国が世界で最も厳しい規制基準をクリアしているというのであれば、その安全性を住民にわかりやすく説明するべきであると考えており、今回の説明会がそうしたものとなることを期待をいたしております。

さて、昨年4月に発生した熊本地震では甚大な被害が発生し、本市においても震度3を記録いたしました。また、全国各地で大雨による災害が多発しており、本市では昨年7月、壱岐市として初めての避難勧告を発令いたしました。このように、今までは起こらないと思われていたような自然災害が、いつどこで発生するか予測できない状況にあり、自助・共助のかなめである住民組織がますます重要な存在となります。

市といたしましては、組織化を推進してまいりました自主防災組織は161組織、組織率

81%となっております。また、市内の防災士22名による壱岐市防災士会が昨年6月に結成されるとともに、消防団と防災士会の連携を目的として、壱岐市防災ネットワーク連絡協議会が昨年12月に設立されております。防災対策においては、行政だけでの対応には限界がありますので、今後も、関係機関・団体と連携して、市民皆様の安全・安心対策の充実を図ってまいります。

平成28年中の災害発生状況は、火災20件、救急1,653件、救助14件で、前年と比較いたしますと、火災は3件の減、救急は30件の増、救助は5件の増でありました。火災件数につきましては、年間統計をとり始めた昭和48年以降最少の件数となっており、今後も、火災予防の周知徹底に努めてまいります。

平成29年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、消防署郷ノ浦支署の耐震設計、防火水槽の増設、消防団の積載車及び小型ポンプの更新、ホース乾燥ポールの設置工事を行うことといたしております。

複雑多様化する近年の災害は、現場活動における潜在危険も増大しており、今後も、壱岐市消防団とともに関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の態勢を構築してまいります。

次に、**道路、河川等の整備**についてでございますが、市道整備については、平成29年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備4路線、道路防災安全工事1路線及び舗装補修1路線と起債事業7路線、単独事業15路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き3地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金により古城団地の耐震診断、目坂団地の耐震改修工事、三本松団地の外壁及び屋上防水工事、また、単独事業といたしまして、大久保団地の下水道等接続工事等を予定をいたしております。

平成25年度に策定した公営住宅等長寿命化計画は、厳しい財政状況下において、建てかえ、改善、修繕、用途廃止等の適切な手法を選択し、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としており、管理する住宅ストック全体の点検、修繕、改善サイクル等を勘案した上で一定期間を確保する必要があることから、その計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間としております。しかしながら、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行うことといたしておりましたので、平成29年度に計画の見直しを行うことといたしております。

次に、**水道事業関係**でございますけれども、国の制度改正を受け、平成29年4月から簡易水道事業を上水道事業に統合し、経営の効率化や透明性の向上等を図り、経営基盤の強化を目指し

てまいります。

今後も健全な水道事業経営を長期的に行うため、老朽管の更新を計画的に実施して漏水防止に努めるとともに、有収率の向上を図り、水道事業の安定経営に努めてまいります。

また、水道事業ビジョンを策定し、将来の水需要を考慮した施設の統廃合を含めた施設更新に取り組んでまいります。

公共下水道事業は、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城・大谷地区周辺の17.2ヘクタールについて、平成28年3月に事業認可を受け、整備を進めております。

漁業集落排水施設整備事業は、平成29年度が最終年度になることから、汚水管布設工事及び路面本復旧工事を引き続き実施し、事業の促進を図ってまいります。

また、芦辺地区の一部約7.4ヘクタールについて、平成28年4月に供用開始を行い、さらに、平成29年4月には同地区の一部2.8ヘクタールを供用開始する予定といたしております。

今後は、公共下水道事業及び漁業集落排水施設整備事業で既に供用開始を行っている区域とあわせ、接続の推進に積極的に取り組んでまいります。

合併浄化槽設置整備事業につきましては、平成29年度も国、県の補助制度により、140基の設置を予定いたしております。

今後も汚水処理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

次に、**吉岐葬斎場の改築計画**について申し上げます。

吉岐葬斎場につきましては、昭和62年に火葬炉3基を備えた現在の施設へと建てかえを行い、今日まで運営を続けておりますが、建設後30年が経過し、建物及び設備も老朽化しており、さらに機器類の更新時期を迎えていることから、周辺地域の皆様の御理解を賜り、改築計画を進めたいと考えております。

滞ることのできない施設でありますので、平成30年度の完成を目指し、平成29年度は、測量、地質調査及び実施設計を行い、円滑に業務が運営できるよう準備を進めてまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**でございますが、まず、**教育施設の環境整備**についてでございます。

市内小中学校の校舎及び屋内運動場は、児童生徒の学習の場及び災害発生時における緊急避難場所として、安全性の確保は極めて重要であります。

芦辺小学校校舎改築工事については、さきの市議会定例会1月会議において繰越明許費の議決をいただいたところでございますが、早期の完成に努めてまいります。また、体育館につきましても平成30年度に現在地に改築する予定として、今回、当初予算に所要の予算を計上いたしております。

次に、芦辺中学校校舎予定地（旧那賀中学校）の耐震診断業務については、当初、コンクリート強度試験で数カ所に国の基準を下回る数値があり、再度、強度試験の結果においても、1カ所に国の基準を下回るものの、耐震補強は可能であるとの調査結果が出されました。

しかしながら、何とか耐震改修ができるという状況にあって、耐用年数や不足する教室の増築等、総合的に勘案した結果、新築することがより賢明と判断し、今回、当初予算に校舎新築に係る調査設計業務費を計上しておりますので、議員皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

また、昨年9月会議において、那賀中学校の校地内共有墓地について、用地交渉ができないかとの御助言がありましたので、現在、墳墓移転補償費算定のための調査業務を委託するとともに、所有者の方とも交渉を進めております。

市内小中学校の校舎及び屋内運動場の外壁など非構造部材の落下防止のための改修工事につきましては、平成28年度国の第2次補正予算で小学校3校、中学校1校の採択を受けましたので、今回、平成28年度の補正予算に所要の予算を計上し、安全対策はもとより災害発生時における緊急避難場所として十分に機能できるよう、施設整備に努めてまいります。

経年による老朽化が進む学校施設の整備については、今後、多額の費用が想定されることから、今回、新たに学校施設整備基金条例を提出いたしております。

次に、**小中学生の離島留学制度**についてでございますけれども、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略施策の1つとして離島留学制度の推進を掲げており、従来、高校生が対象であった離島留学を小中学生まで拡充したいと考えております。この施策実現に向けては、諸費用等の助成とともに、安心して子供を預けられる学校教育の充実が不可欠であります。学校教育で重要なことは、確かな学力を身につけさせることであり、学力の中でも、大学入試センター改革等を見据えると、今後ますます、英語の重要度が増してまいります。

現在、本市の中学生の英語の学力向上については、各学校で熱心に取り組んでおりますが、さらに後押しするために、中学生が英語に触れ、英語を生かし、英語を試す場の確保を目指して、受験する英語検定費用の補助を実施することといたしました。この取り組みと日ごろの学校における指導の充実との相乗効果により、課題としている英語の学力の全体的なレベルアップを図ってまいります。

また、安心して子供を預けられる学校教育の充実に関して、子供たちが万が一、不登校等の状態になっても学校復帰を目指して通う場としての適応指導教室という場所を、平成30年度に設置する予定にしております。

これらの取り組みを通して、安心して子供を預けられる学校教育の充実を努め、小中学生を対象とした離島留学制度の推進に努めてまいります。

次代を担う壱岐っ子の健全育成については、近年の小中学生のスポーツにおける活躍は、目を

見張るものがありますが、去る2月17日から19日にかけて開催された第66回郡市対抗県下一周駅伝大会の小学生男女総合で壱岐チームが見事優勝を飾り、連覇の快挙をなし遂げました。

また、志原小学校6年、柴田嘉那子さんが、社会を明るくする運動作文コンテストにおいて、全国で33万点の応募の中から、最高賞の法務大臣賞を受賞しました。

このような素晴らしい経験が、次代を担う壱岐っ子の人生の糧となるものと期待をいたしております。

さらに、この流れを後押しする企画がございます。3月12日日曜日でございますけれども、午後、壱岐市ふれあい広場において、プロ野球中日ドラゴンズの前監督、谷繁元信さんと元選手の和田一浩さんによる、市内の中学生を対象とした少年野球教室が開催されます。壱岐出身の方のお世話で開催されるこの野球教室は、一流選手の指導を受ける素晴らしい機会となります。御両名の御来島に感謝するとともに、子供たちを初め、市民皆様にも、ぜひとも御参加いただきたいと考えております。

次に、**生涯学習・生涯スポーツの推進**についてでございますけれども、平成29年度長崎県公民館大会壱岐大会を、10月12日、13日の2日間で開催いたします。県内各市町から約1,000名の方々が参加され、壱岐の島ホールをメイン会場に、分科会や全体会、講演会等を行う予定としております。

また、11月25日、26日には、平成29年度長崎県スポーツ推進委員研究大会を、西部開発総合センター・石田スポーツセンターを会場に開催いたします。

いずれも、県内各地から参加される皆様を温かくお迎えするため、万全の準備を進めてまいります。

壱岐の文化財につきましては、特別史跡原の辻遺跡を初めとする本市固有の貴重な歴史遺産があり、これまでも島外へ情報発信手段として「デリバリーミュージアム」を行ってまいりました。島外向けの情報発信は、それぞれの開催地で大変好評をいただいております。今後も取り組みを続けてまいります。

一方、市民皆様への島外の文化財について情報を発信すべく、来年1月13日から2月25日までの間、一支国博物館において「発掘された日本列島展2017」を開催いたします。この公開・展示は文化庁が主催し、毎年全国各地で行われており、このたび、壱岐で初めて開催する運びとなりました。

今後も、ユネスコの世界の記憶としてことし登録予定の「朝鮮通信使」や、同じく、無形文化遺産として登録に向けて動き始めた「九州の神楽」など、世界に向けた情報発信を関係機関・団体とともに進めてまいります。

次に、**国内外交流**につきましては、昨年10月2日に開催した**壱岐ウルトラマラソン**について、

議員皆様を初め、市民皆様の御協力により、盛会裏に終了することができました。

大会公式フェイスブックのリーチ数は100万人を超え、経済波及効果も4,600万円以上と、観光振興や情報発信としての効果も大きかったものと捉えております。

さらに、大会を直接支えていただいた1,100名を超えるボランティアの皆様のほか、沿道で応援して下さった方、公民館など地域で集まり応援して下さった方、飲み物や食事を用意しておもてなしいただいた方など、多くの皆様に積極的に御参加いただき、壱岐を挙げて盛り上げていただいたことは、まさに地域振興事業として大きな効果があったものと考えており、ぜひ平成29年度も開催したいと考えております。

先月開催した関係機関・団体の皆様で構成された大会委員会においても承認いただいておりますので、前回いただいた御意見を参考とし、今後、具体的に進めてまいります。

インバウンドにつきましては、昨年9月に地域振興推進課内に国際化推進班を設置し、取り組んでいるところであります。

自治体国際化協会のソウル事務所が運営するSNSを活用した韓国での情報発信事業に採択され、本年2月6日から全10回分の投稿が掲載されており、壱岐の自然や歴史、グルメ、温泉、観光スポット等さまざまな側面から壱岐市の魅力を韓国の方に伝えるよい機会となっております。

29年度においては、各外国メディアの東京特派員を対象に10名程度を招聘し、壱岐の魅力取材していただき、その内容を世界に発信することを目的としたプレスツアーを開催する予定といたしております。

また、8月には英語圏の国から日本語が堪能な国際交流員を招致し、国際イベントの企画や海外向けの情報発信、観光関係の英語表記支援、通訳等の業務を行っていただくことにより、国際化の推進、インバウンド事業の促進につなげてまいります。

岩永学園の関係皆様の深い御理解をいただき開校が実現した**こころ医療福祉専門学校壱岐校**につきましては、現段階での入学見込み数が、高校新卒者2名、社会人3名、留学生9名の計14名となっております。壱岐校の開校は、全国的に深刻な人材不足が予想されている介護福祉士の人材育成のみならず、地域と共存する専門学校として、地域活性化につながるものと確信をいたしております。

次に、人口減少対策の一環として取り組んでいる**婚活事業**につきましては、昨年実施した「第4回イキイキお結び大作戦」を機に交際が継続しているカップルも複数あり、温かく見守っているところでもあります。また、結婚応援隊制度については、初の結婚応援隊の仲立ちによる縁談が、平成28年度に1組成立をいたしました。

さらに、長崎県の事業として会員制のデータマッチングである「お見合いシステム」を開始されておまして、平成29年度においても関係機関と連携しながら、一層の婚活事業を推進して

まいります。

次に、**参画と協働による市民が主役のまちづくり**でございますけれども、地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるために、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定める壱岐市自治基本条例の制定について、これまで、審議会やワーキンググループによる素案の検討を行っております。

早期に素案の完成を目指し、その後、パブリックコメントや市民皆様との意見交換会等の開催、平成29年度中の条例制定に向けて、引き続き市民皆様が主体となる協働のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

平成18年度に策定した第1次壱岐市男女共同参画基本計画の10年の計画期間が満了するため、平成29年度以降10年間の第2次壱岐市男女共同参画基本計画を今月末に策定を完了することとしており、現在、パブリックコメントを実施しております。本計画は、平成27年8月に施行された女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を盛り込んだ内容としております。

今後、男女共同参画社会の実現と女性活躍推進に関する取り組みを着実に進めるため、本計画の市民皆様への周知に努めるとともに、あらゆる分野で男女共同参画、女性活躍推進の視点に立ち、社会環境の変化や地域の実情に即した関連施策の企画・立案・実施に努めてまいります。

次に、**地域担当職員制度の導入**についてでございます。

急速に進む少子高齢化や市民のライフスタイルの変化、それらに伴う複雑多様化する住民ニーズに対し、これまでの一律的な行政サービスでは、これらの地域課題を解決することが困難となっております。

本市においても例外ではなく、このような状況を打開するため、地域の活力低下に対応し、地域の持続的な発展を支える人材そのものの支援が求められております。

そこで、全国的に導入が進んでいる地域担当職員制度について調査研究を行い、今回、その方針が整いましたので、新年度より取り組んでまいります。

よりよい地域づくりに向けて、地域住民と行政がそれぞれの立場から一歩踏み出し、共通の土俵に立って考え、それぞれの役割を認識しながら連携し、「自助・互助・共助・公助」の原則のもと協働のまちづくりを進めていくため、地域と行政の相互の橋渡し役となり支援する地域担当職員を、おおむね小学校区単位の地域区分で、この4月から配置をいたします。

庁舎の耐震改修につきましては、防災拠点施設となる各庁舎の耐震性確保やバリアフリー化、設備の老朽化等の課題を解決するため、基本計画に基づき、現在、実施設計に取り組んでおります。

工事は、平成29年度に郷ノ浦庁舎と勝本庁舎から着手する予定であり、平成30年度の完成を目標に進めております。

本工事は、「居ながら施工」を基本として実施いたしますので、工事期間中、市民皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

今回の耐震改修により、現4庁舎の耐用年数が延びるわけではなく、遠くない将来において新庁舎を建設をせざるを得ないときが訪れます。しかしながら、合併特例事業債のように庁舎建設に活用できる有利な地方債や交付金、補助制度が創設される保証がない現状において、新庁舎を建てなければならないそのときに、建設する余力が将来の壱岐市にあるのか、そして、建設しなければならない時期は、今の子供たちが成長したときであり、庁舎建設に要する経費は、そのときに壱岐市に住む皆様にとって、大きな負担となることが明白であります。

そのような状況に鑑み、庁舎建設に要する財源を今から積み立てなければならないと考え、今回、壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について提出しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

国の平成29年度の予算編成に当たっては、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるとともに、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、歳出改革等を着実に推進するとの基本的な考え方に立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めることとされております。

このことを踏まえ、地方財政については、歳出改革を行う一方、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行い、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられております。

本市の平成29年度の予算編成に当たっては、こうした地方財政をめぐる国の動向を注視するとともに、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による適正で効率的な予算編成を行うとともに、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには、特定有人国境離島地域社会維持推進事業における離島航路・航空路運賃の低廉化、滞在型観光促進事業、創業事業支援拡大事業等各種施策を最大限実行していくための予算編成に努めました。

一方、本市の財政状況は、平成27年度末の市債現在高が一般会計で276億2,755万5,000円（対前年比マイナス6億2,132万円）となり、平成27年度の各財政指標につき

ましては、財政健全化の目安となる実質公債比率が前年度5.2%から4.7%へ、将来負担比率が前年度16.2%からゼロ%へと、旧壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入等により大きく改善し、また、経常比率については84.8%で、前年度と比較すると0.4%増となったものの、県内12市の中で低い方から4番目となっており、これら各財政指標が示すとおり、現在のところ本市の財政状況は健全に推移いたしております。

しかしながら、本市の財政構造は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している状況に変わりはなく、今後、普通交付税の合併算定がえ特例措置の段階的な縮減による影響等により、厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画に基づき、行財政改革に取り組むとともに、本市の将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した平成29年度の一般会計の予算規模は225億2,300万円（対前年度当初予算比3億3,800万円1.5%増）、特別会計を含めた予算規模は326億284万6,000円（対前年度当初予算比マイナス4億9,513万8,000円1.5%減）となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件13件、予算案件16件、その他3件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。施政の方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、安永消防長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 発言のお許しをいただき、議員の皆様並びに市民の皆様に御報告とおわびを申し上げます。

このたび、消防本部係長級職員を扶養手当等の不適正受給により、本日3月3日付で減給10分の1、1カ月の懲戒処分とし、処分の公表を行いました。

処分理由につきましては、扶養親族としての要件を欠くに至っていたにもかかわらず届け出を怠り、不適正に扶養手当等を受給していたことによるものです。

なお、処分の手続につきましては、壱岐市職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申を受け

て処分の決定を行ったところであります。

扶養申請を行う場合は、収入等の確認をするように指導を受けておりながら、このような処分を行わなければならない事案が発生いたしましたことに対し、また法令等を遵守すべき立場にある消防職員がこのようなことを起こしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

再発防止に向け、先ほど緊急に職員を集めて強く注意喚起を行ったところであります。

今後、扶養等に関する研修会を実施し、職員の管理をしっかり行い、徹底した指導に全力を挙げて取り組み、また消防本部、消防署、全職員一丸となって襟を正し、信頼回復に向け、市民皆様のさらなる安全・安心のために邁進してまいります。

このたびはまことに申しわけございませんでした。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第5. 議案第4号～日程第36. 議案第35号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第36、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上32件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程をいたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第4号から議案第9号まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって、長崎縣市町村

総合事務組合から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1を次のように改めるものでございます。ご覧のように改正案は、組織する組合市町村13市8町と8つの組合などの29団体でございます。南高北部環境衛生組合を削っております。

次に、別表第2について、改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1号に関する事務、これは退職手当に関する事務でございます。それから、第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償に関する事務でございます。第3条第13号に関する事務、これは職員研修に関する事務でございます。この3つの事務を共同処理しておりましたので、規約から南高北部環境衛生組合を削っております。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって長崎県市町村行政不服審査会から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎県市町村行政不服審査会を共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお願いいたします。

長崎県市町村行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

第1条を次のように改めるものでございます。行政不服審査会を共同設置する関係団体から南高北部環境衛生組合を削っております。新旧対照表につきましては、資料1に載せております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関等のうち壱岐市ケーブルテレビ番組放送審議会、壱岐市都市計画審議会、壱岐市景観審議会及び壱岐市奨学生選考委員会の担任する事務の条文及び法令番号の整備並びに壱岐市障害児就学指導委員会の名称変更並びに壱岐市いじめ問題専門委員会及び壱岐市歴史文化基本構想策定委員会の新設を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市ケーブルテレビ番組放送審議会の項中、「3条4」を「6条」に改め、同部、壱岐市都市計画審議会の項中、都市計画法の次に昭和43年法律第100号を加え、同部、壱岐市景観審議会の項中、壱岐市景観条例の次に平成27年壱岐市条例第17号を、景観法の次に平成16年法律第110号を加え、同部、壱岐市奨学生選考委員会の項中、平成17年壱岐市条例第37号を削り、同部に次のように加えます。壱岐市いじめ問題専門委員会、専門家による客観的な立場からのいじめ調査に関すること。別表イ、教育委員会の附属機関中、壱岐市障害児就学指導委員会を壱岐市教育委員会に改め、同部に次のように加えます。壱岐市歴史文化基本構想策定委員会、壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し必要な事項を審査、調査、審議すること。

別冊関係議案資料の1、5ページから6ページに改正条例の新旧対照法を載せてます。後もってご覧をいただきたいと思えます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の改正並びに壱岐市簡易水道事業の壱岐市水道事業への統合並びに壱岐市歴史文化基本構想策定委員会及び認知症地域支援嘱託医を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正

するものでございます。

その改正内容につきましては、別冊議案関係資料の1の7ページから12ページに改正条例の新旧対照を載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思ひます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、この法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

第34条第2項中「第28条」を「29条」に改めます。これは番号法の一部改正により、番号法本則第28条、特定個人情報ファイルの作成の制限の条番号が繰り下げられ第29条となったため、壱岐市個人情報保護条例における番号法の引用箇所を改正するものでございます。

別冊議案関係資料1の13ページに改正条例案の新旧対照表を載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思ひます。

附則といたしまして、この条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日、平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づく教育長の職務専念義務の免除等の特例の定めとして、教育長が第2条第1項各号の理由により、例えば研修を受ける場合に、職務に専念する義務の免除は、あらかじめ市教育委員会またはその委任

を受けた者の承認を得て免除されるとしております。

なお、現行の教育長は経過措置の適用を受けております。

別冊議案関係資料1の14ページに改正条例の新旧対照表を載せております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定により、改正後の壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有するといたしております。

以上で、議案第4号から第9号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実させるため、福祉医療支給対象者をこれまでの乳幼児就学前から中学校卒業時までには拡充し、子供の医療費を助成するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容については記載のとおりでございます。

資料1としまして、議案関係資料15ページから17ページに新旧対照表を添付いたしております。

主な改正点といたしましては、御承知のとおり、現在、乳幼児の福祉医療費の支給対象年齢は満6歳に達する日の属する最初の3月31日までとなっております。この制度に加え、新たに対象年齢を小学校就学児満6歳の4月1日から満15歳に達する日の属する最初の3月31日、中学校卒業時までとし、子供の区分を新設するものでございます。

次に、子供に係る医療費の自己負担金について、母子・父子に係る医療費の自己負担金と同様、一月に同一医療機関1回800円、月2回、最高1,600円の自己負担額を定めるものでござ

います。該当条項は、第4条第1項第3号となります。

次に、福祉医療費の過払い金が生じた場合、または損害賠償金を受け取ることができた場合、返還を命ずることを定めるものでございます。この該当条項は、第11条及び第12条第2項となります。

そのほかにつきましては、一部改正による字句や条項番号のずれが生じた箇所を整備するものであります。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第11号及び議案第12号を一括して説明させていただきます。

まず、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、平成29年度においても、消費税の引き上げ延期により、これまで同様、第1段階の方への第1号保険料の軽減のみ実施されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、次のページをご覧ください。

第5条第2項中の「28年度」を「29年度」に改めるものでございます。

次に、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、介護保険法の改正により、利用定員18名以下の指定通所介護事業所については、地域密着型通所介護事業所に移行したことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容については、次のページをご覧ください。

地域密着型通所介護の基本方針として、5条の次に1条を加え、6条から11条までを1条ずつ繰り下げる改正でございます。

以上で、議案第11号及び議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条につきまして、目的でございます。この条例は、中小企業者及び小規模企業者が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって市民の生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条につきましては、この条例で使われている用語の定義でございます。

第3条は、基本理念でございます。

第4条は、条例の目的を達成するために基本的な施策を規定いたしております。

第5条は、市の責務を掲げております。

第6条では、事業者の役割を掲載させております。

第7条は、中小企業団体の役割でございます。

第8条につきましては、市民の理解及び協力についてでございます。

第9条は、財政上の措置でございます。

第10条につきましては、委任でございます。

本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、壱岐市水道事業への統合によります壱岐市簡易水道事業の廃止に伴い関係条例の整理を行う必要があるため、所要の改正及び廃止を行うものです。

この背景は、国の制度改正を受けまして、平成29年4月から簡易水道事業を上水道事業に統合して、経営の効率化や透明性の向上などを図ることを目的としています。

議案資料1の改正条例案新旧対照表で説明させていただきます。

議案資料の21ページをお開きください。

関係条例の整理については、第1条に、壱岐市行政組織条例の一部改正として、この条例第2条に分掌事務があり、第6号の建設部の中にありますエ、水道に関するものを削ります。エを削りますので、その次にありますオをエに繰り上げることとなります。

22ページをお開きください。

次に、第2条、壱岐市職員定数条例の一部改正として、この条例の第2条に職員定数があり、第2号の市長の事務部局の職員360名の内訳としまして、アからクまで記載しております。この中のイ、簡易水道事業職員10人、上水道職員3人を削り、360人からこの13人を差し引いた347名を市長の事務部局の職員とします。このイ、ウを削ることから、それ以降を繰り上げることにします。そして、新たに8号として、水道事業の事務部局職員13人を加えます。

次に、23ページをお願いします。

第3条、壱岐市特別会計条例の一部改正として、この条例の第1項に設置があり、第6号の壱岐市簡易水道事業特別会計を削り、次の項目を第6号として繰り上げます。

次のページをお願いします。

第4条、壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正として、この条例の第2条に経営の基本があり、第2項の水道事業の名称及び給水区域の表に、現在は郷ノ浦上水道のみの名称しかありませんので、これまでの簡易水道事業区域の9地区を加えるため、表自体を24ページから26ページに記載のとおり改めるものでございます。

また、第3項、水道事業の給水人口及び1日最大給水量として、現在は郷ノ浦上水道のみの分しかありませんので、これまでの簡易水道事業区域の9地区を加えて、表自体を26ページに記載のとおり改めるものです。

第3条に組織がありまして、第2項中、水道事業管理者という表現をしておりますが、この水

道事業を削り、この項を第3項として、第2項に、前項の規定により水道事業管理者の有する権限は、法第8条第2項の規定により市長が行うものとするを加えます。

28ページをご覧ください。

第5条、壱岐市水道事業給水条例の一部改正として、記載のとおり改正します。

議案書の4ページをお願いします。

第6条に、次に掲げる条例は廃止することとして、以下の3つの条例を廃止するものとします。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、経過措置を記載のとおり設けております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第15号並びに第16号について御説明いたします。

まず、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について。

壱岐市子どものいじめ防止に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、壱岐市としてのいじめ防止対策を推進するために定めるものでございます。

次のページお開きください。

壱岐市子どものいじめ防止に関する条例を次のように制定するものでございます。

第1条の目的には、いじめ防止に係る基本理念、責務を明らかにするとともに、いじめ防止、いじめの解決のための基本となる事項を定め、子供が安心して生活し学べることができる環境をつくることを目的とし、第2条に用語の定義、第3条に基本理念、第4条から第7条にはそれぞれの責務を、第8条では子供の努めを示しております。

次のページをお開きください。

第9条では、いじめ問題対策連絡協議会を設置することとし、子供をいじめから守る総合的な対策を立案します。

また、第10条では、専門委員会を設置することとし、市長の諮問機関として、いじめによる事件、事故等の重大事案が発生したときに調査し、再発防止、問題解決のための提言を行う機関となります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、勝本ゲートボール場敷地を特別養護老人ホーム建設予定地として財産処分をするため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては、記載のとおりであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表は、お手元の資料1の29ページに記載のとおりであります。

以上で、議案第15号と16号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市本庁舎建設基金条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、将来、市本庁舎を建設する必要性が生じた場合、財源の確保については困難な状況が予想されるため、その財源の一部とするため、新たに基金を設置し、積み立てを行うものでございます。

次のページをお開きください。

第1条は設置についての規定でございます。

第2条は積み立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第6条は処分について、第7条は委任について規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について御説明いたします。

壱岐市学校施設整備基金条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、老朽化が進む学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市学校施設整備基金条例を次のように制定するものでございます。

第1条では、学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため、壱岐市学校施設整備基金を設置することとしております。

第2条の積み立てでは、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、第3条から第5条に基金の運用、管理、繰替運用等について規定をいたしております。第6条については処分、第7条が委任。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は市長が別に定めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第19号財産の無償譲渡について御説明をいたします。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由としましては、財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

1、譲渡財産は土地2筆でございます。1筆目の所在地は、壱岐市勝本町布気触字木落シ840番1。地目が雑種地。面積2,551平方メートル。2筆目の所在地は、壱岐市勝本町布気触字榎川948番1。地目が雑種地。面積3,563平方メートル。

2、譲渡の相手方、壱岐市勝本町本宮南触298番地、社会福祉法人壱心会理事長岩永城児。

3、譲渡の理由、平成27年3月5日付で締結した壱岐市立特別養護老人ホーム等の移管に関する基本協定書第2条第2項の規定に基づき、施設建設用地として本財産を無償譲渡するもので

あります。

4、譲渡の条件、譲渡した本財産は、みずから運営する老人福祉法第15条第2項及び第4項に掲げる施設の事業のみの用途に供さなければならないこととしております。

なお、新施設建設後、現在利用しております施設は、社会福祉法人において解体をし、その敷地については更地化して返還いただくことといたしております。

5、譲渡の時期は、平成29年3月30日でございます。

別紙に無償譲渡する位置図を添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案説明を求めます。中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億2,092万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の追加、変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、2款1項総務管理費の生涯活躍のまち推進プロジェクト事業ほか7件の事業費総額4億1,875万9,000円については、国の補正予算等により年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加計上して

おります。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由の詳細については、補正予算関係資料2の20ページ、21ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、追加、民生債は、緊急防災・減災事業債として、芦辺町クオリティーライフセンターつばさ空調設備整備事業に310万円、箱崎僻地保健福祉館耐震診断調査事業に140万円、三島へき地保育所耐震化事業に100万円、合計、限度額550万円を計上しております。

次に、消防債は、緊急防災・減災事業債として、壱岐消防署郷ノ浦支所耐震化診断業務に限度額120万円を計上しております。

次に、商工債は、一般補助施設整備等事業債として、国の平成28年度補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐観光サービス拠点整備事業に限度額3,750万円を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、2、変更、辺地対策事業債は、限度額2億9,990万円を2億6,120万円に3,870万円を減額しております。これは辺地対策事業債として計上していた芦辺漁港漁業集落環境整備事業分3,810万円が下水道事業債として措置されることとなったため減額し、また壱岐地域青果物等流通拠点整備事業分60万円を事業費の減に伴い減額しております。

次に、過疎対策事業債は、限度額4億1,690万円を4億1,680万円に10万円を減額しております。

簡易水道統合整備事業に600万円、大谷公園ゲートボール場整備事業に390万円を追加するとともに、壱岐文化ホール、壱岐の島ホールでございますが、大ホールの設備改修や田河幼稚園園舎屋根改修工事等事業費の減に伴う1,000万円を減額し、差し引き10万円を減額しております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

過疎対策事業債、過疎債ソフト分ですが、限度額4億8,220万円を4億7,350万円に870万円を減額しております。過疎債ソフト分については、充当していましたが家畜導入事業ほかの事業費の減額によるものでございます。

次に、土木債は、限度額2億6,860万円を2億7,160万円に300万円を増額しております。若宮地区など急傾斜地崩壊対策事業に対する自然災害防止事業債の見込みとして40万円の増額と赤滝団地等公営住宅建設事業債の見込み額として260万円の増額によるものでございます。

次に、7ページでございます。

合併特例事業債9億7,720万円を10億3,200万円に5,480万円を増額しております。国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している小学校校舎等改修事業と中学校校舎等改修事業に係る追加分1億6,850万円と庁舎耐震改修等事業、芦辺中学校改築事業の設計等業務などの事業費の減額分、差し引きの5,480万円を増額でございます。

次に、総務債で限度額1,460万円を3,870万円に2,410万円を増額しております。国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐テレワーク関連施設整備事業に限度額2,750万円を一般補助施設整備等事業債として計上するとともに、旧鯨伏中学校校舎耐震改修事業の事業費の減等に伴う減額の差し引き2,410万円を増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

次に、教育債で壱岐文化ホール、壱岐の島ホール空調設備ほか改修事業に限度額240万円を緊急防災・減災事業債として今回計上しております。

次に、災害復旧事業債で、限度額6,280万円を5,060万円に1,220万円を減額しております。公共土木施設災害復旧事業の単独分の起債見込み額1,420万円の減と補助分の起債見込み額200万円の増で、差し引き1,220万円の減でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税5億8,124万円8,000円は、普通交付税の未計上分5億4,834万円と特別交付税3,290万8,000円を計上しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金のうち地方創生拠点整備交付金6,750万円は、ただいま地方債でも申し上げました、国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐テレワーク関連施設整備事業に補助率2分の1の3,000万円と壱岐観光拠点整備事業に3,750万円を計上しております。

同じく14款2項7目教育費国庫補助金、小学校費補助金1,032万2,000円の減額は、八幡小学校ほか2校分の耐震補強事業等に係る補助金3,412万6,000円の減と、国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している鯨伏小学校ほか2校の小学校校舎等改修事業に係る補助率3分の1の2,380万4,000円の追加分の差し引きでございます。

同じく中学校費補助金1,983万8,000円は、本補正予算に計上している勝本中学校校舎外壁屋根改修事業に係る補助率3分の1の補助金を計上いたしております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、長崎県原子力災害対策施設整備費補助金2,900万円は、

三島小学校体育館放射線防護施設の追加工事に対し、補助率100%の補助金を計上しております。

次に、同じページの18款1項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金4億円の減額は、地方交付税等の一般財源の増額により、今回、全額の減額補正を行っております。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

21款市債につきましては、5ページから8ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

3月補正の主要事業については、別紙資料2の平成28年度3月補正予算案概要で説明いたします。

概要の2ページ、3ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、壱岐テレワーク関連施設整備事業6,000万円の補正は、ただいま説明いたしました国の平成28年補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、テレワーク施設の整備と島外利用者向けの短期滞在型住宅の整備並びに本テレワークの注目度アップのための情報発信等の事業でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

4款1項4目病院費、病院事業負担金737万5,000円の補正は、長崎県病院企業団に対し負担金要綱に基づく建設改良特別経費の増等によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金276万円は、カサゴ等の種苗生産販売数の増による増額でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

6款1項4目観光費、壱岐観光サービス拠点整備事業7,585万円の補正は、ただいま説明いたしました国の平成28年補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、壱岐観光サービス拠点整備事業として、郷ノ浦港ターミナル外の敷地に観光サービス拠点施設として2次交通対策のための電動自転車の貸し出しや手荷物預かりサービスの提供、観光情報の提供の場を目的とした施設整備を行うものでございます。

次に、同じページの5目福岡事務所費222万3,000円の補正は、福岡事務所の営業活動の強化等を図るため、事務所の場所を博多駅周辺に移転するため、新事務所に係る経費、敷金分を計上しております。

次に、同じページの8款1項5目災害対策費、原子力災害対策施設整備事業2,900万円の補正は、三島小学校体育館放射線防護施設の追加工事分を計上しております。

次に、同じページの9款2項1目学校管理費、小学校校舎等改修事業1億4,199万円の補正は、国の平成28年度補正予算で鯨伏小学校、八幡小学校の屋内運動場外壁と屋根の改修、田河小学校校舎の外壁と屋根の改修工事分の1億5,573万6,000円を計上するとともに、各小学校の外壁等改修工事の実績見込みによる減額補正の差し引きでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

9款3項1目学校管理費、中学校校舎等改修事業1,919万3,000円の減額補正は、芦辺中学校改築事業の設計等業務について減額補正を行うとともに、国の平成28年補正予算で勝本中学校校舎の外壁と屋根の改修工事6,765万円の差し引きでございます。

このほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正を行うとともに、その一般財源不用額を後年度の公債費償還財源として確保するため、減債基金への3億円の積み立てを計上しております。

以上で、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第21号から23号までを一括して説明をさせていただきます。

議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成28年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,632万2,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算については記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得や被保険者数の移動により増額及び減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分医療費の減により5,344万2,000円を減額し、6款1項前期高齢者交付金及び7款1項共同事業交付金は、交付決定によりそれぞれ増額及び減額をいたしております。

9款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の減額により、計8,055万5,000円を減額いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

10款1項繰越金は、財源確保のため1億2,297万円を充当し増額をいたしております。

14、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費につきましては、今後の給付見込みにより増額及び減額をいたしております。

2項2目退職被保険者等高額療養費につきましても、給付見込みにより減額をいたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款4項出産育児諸費につきましては、給付見込みにより減額し、7款1款共同事業拠出金につきましては、額の確定により減額をいたしております。

18、19ページをお開き願います。

11款1項償還金及び還付加算金につきましては、過大に交付を受けておりました調整交付金等の返納金として追加補正をいたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億158万1,000円とします。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金399万5,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について減額しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,022万9,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項国庫補助金、4款支払基金交付金、5款県支出金の介護給付費負担金につきましては、地域支援事業の増によるもので、7款一般会計繰入金につきましては、地域支援事業及び事務費分をそれぞれ増額及び減額しております。

8款繰越金につきましては、財源確保のため前年度からの繰越金を129万2,000円充当し増額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項介護認定審査会費は、介護認定申請の減により、主治医意見書の手数料の減をいたしております。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費は、その実績により増額及び減額をいたしております。

以上で、議案第21号から23号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第24号について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,579万3,000円とします。2項及び第2条、そして第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。これは県道勝本石田線配水管布設がえ工事の後に舗装の本復旧を行う予定でしたが、この区間に交差点があることから、関係機関との調整に不測の日数を要しまして年度内の完成が見込めないため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして463万9,000円を計上しております。これは別添資料2の22から23ページに記載しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

10から11ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、4款繰入金で130万円の減額、7款市債で500万円の減額補正をしております。

次に、12から13ページをお願いいたします。

3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で370万円を減額補正しております。また、2款施設整備費で財源調整をしております。主な補正の内容は、職員の異動等に伴うものでございます。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。

平成28年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,607万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,974万円とします。2項及び第2条については記載のとおりでございます。

本日の提出です。

8から9ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、4款県支出金で684万円を減額、5款繰入金で3,633万9,000円を減額、8款市債で2,710万円を増額補正しております。これは、漁業集落環境整備補助金の交付決定の減額によるものと、補助の残りの財源として充てておりました市債を財源調整のため増額するものでございます。

次に、10から11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で57万9,000円の減額、2款1項管理費で410万円の減額、2款2項1目施設整備費で1,140万円の減額補正をしております。

これは、漁業集落排水整備事業の加入助成金や施設管理業務などの実績見込みによる減額と漁業集落環境整備の補助金の交付決定の減額によりまして、工事請負費などを減額するものでございます。

議案第25号に関する主要事業は、資料の18ページから19ページに記載しております。

以上で、議案第24号と議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,859万2,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算補正について御説明をいたします。一般会計繰入金を80万円減額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、一般職共済組合負担金については、追加費用率の減等によりまして、不用額となった80万円の減額でございます。

給与費明細書につきましては、12ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算について説明いたします。

第1条、平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成28年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款水道事業収益で6万3,000円の増額

をしています。支出の第1款水道事業費用で1,120万1,000円の減額をしています。

第3条、平成28年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款資本的収入で89万円の増額をしています。

2ページをお願いします。

第4条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

収益的収入及び支出を記載しております。これは、施設の動力費の実績見込みによります減額や職員の異動等に伴い総計費の減額及び資産減耗費の減額で、水道事業費として1,120万1,000円の減額補正をしております。

12から13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入で89万円の増額をしており、これは道路改良工事に伴う配管がえの実績によるものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ225億2,300万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。

本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページ、そして4 ページ、5 ページには、第1 表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について記載いたしております。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

第2 表債務負担行為は、平成3 0 年度以降に発生する債務負担行為2 0 件の内容について記載のとおりでございます。

次に、8 ページ、第3 表地方債で、平成2 9 年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は2 7 億1, 2 6 0 万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

1 2 ページ、1 3 ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明いたします。

1 款市税1 項市民税は8 億4, 4 6 5 万6, 0 0 0 円で、対前年度比1, 5 0 9 万4, 0 0 0 円の増で、平成2 8 年度の見込み額等から算出した結果、個人分が1, 2 7 1 万6, 0 0 0 円、法人分が2 3 7 万8, 0 0 0 円の増となっております。

2 項固定資産税は1 0 億2, 6 6 5 万6, 0 0 0 円で、対前年度比2, 1 2 4 万6, 0 0 0 円の増で、新築家屋の増等を考慮し予算計上いたしております。

次に、1 4 ページ、1 5 ページをお開き願います。

6 款地方消費税交付金については4 億6, 0 0 0 万円で、対前年度比1 億4 0 0 万円の減で、平成2 8 年度の交付見込み額等を考慮し予算計上しております。

次に、1 6 ページ、1 7 ページをお開き願います。

1 0 款地方交付税は、普通交付税の合併算定がえ段階的縮減の4 年目であります。普通交付税9 0 億2, 6 9 7 万3, 0 0 0 円、特別交付税6 億3, 9 6 8 万3, 0 0 0 円、計9 6 億6, 6 6 5 万6, 0 0 0 円で、対前年度比4 億6, 7 1 9 万5, 0 0 0 円の増となっております。

これは、平成2 8 年度当初予算計上の普通交付税の見込み額を合併算定がえの段階的縮減、また平成2 7 年国勢調査人口の減少等の影響が不透明であり、かつ当初予算が骨格予算でありましたので、8 6 億9, 9 4 6 万1, 0 0 0 円と計上額を低く抑えておりましたが、結果的に合併算定がえの復元措置並びに人口減少に対する措置がなされ、決定額が9 6 億9, 1 6 6 万3, 0 0 0 円でありましたので、これらのことを踏まえ、今回、普通交付税を9 0 億2, 6 9 7 万3, 0 0 0 円計上するとともに、特別交付税についても、特定有人国境離島法に係る各種事業の市の負担分1 億7, 9 3 6 万7, 0 0 0 円の2 分の1 の8, 9 6 8 万3, 0 0 0 円を含めて計上いたしております。

次に、2 6 ページ、2 7 ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金、離島活性化交付金は、日本遺産関連PR事業ほか、地域活性化を推進する事業全16事業に対し、2分の1の補助金7,417万8,000円、また、地方創生推進交付金は、壱岐市産業支援センター運営費等補助金、テレワーク推進事業ほか全7事業に対し2分の1の補助金3,798万4,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国境離島関連事業のうち国から市に直接交付されることとなる滞在型観光促進事業の事業費4,770万円の55%の補助金2,627万3,000円を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、同じく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、離島輸送コスト支援事業ほか全4事業に対し事業ごとに国60%、55%、50%と県22.5%、12.5%、10%の交付金が国分を含めて交付される予定であり、計2億9,154万4,000円を計上しております。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金について、見込み額1億8,000万円を計上しております。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

18款1項1目基金繰入金は、財政調整基金については、財源調整のための4億円と減債基金は地方債償還の財源に4億円の繰り入れをそれぞれ計上しております。

特定目的基金について、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源に1億9,850万円を計上、ふるさと応援基金で、ウルトラマラソン運営費補助、また消防団の小型動力ポンプ積載車購入等の財源に1億1,673万1,000円を計上、合併振興基金で安全・安心まちづくり交付金や行政協力事務交付金など、市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、8,450万円を計上しております。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

21款市債については、全体合計27億1,260万円で、対前年度1億5,060万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道山崎線道路改良事業、市道黒崎線道路改築事業等の20事業に対し2億5,000万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード事業分で全天候型ゲートボール場整備事業、漁村再生交付金事業、市道住吉湯ノ本線道路改築事業等の15事業に対し3億640万円、ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業、離島航空路新規路線対策事業など26事業に対し、基本限度額分2億6,470万円と限度超過分2億4,910万円の合わせて5億1,380万円を計上しております。

す。

3目合併特例事業債は、市役所4庁舎耐震改修等事業、壱岐葬祭場の地形測量、設計業務、芦辺中学校校舎移転改築調査設計ほか、小中学校全7校の校舎体育館の改修設計並びに改修工事費、また高等職業訓練校耐震改修事業等に7億5,330万円を計上しております。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

4目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するために、国と地方の折半ルールに基づき、5億円を計上しております。

5目総務債及び6目民生債、8目消防債、9目教育債の緊急防災・減災事業債は、沼津事務所と初山事務所の耐震改修事業に5,080万円、箱崎僻地福祉館の耐震改修事業と勝本診療所の耐震改修事業に2,520万円、消防署郷ノ浦支所の耐震改修事業に260万円、壱岐文化ホール、壱岐の島ホール空調設備等改修事業と箱崎地区公民館耐震改修事業に1億3,820万円をそれぞれ計上しております。

7目土木債の自然災害防止事業債は、4地区の急傾斜地崩壊対策事業に3,040万円、公営住宅建設事業債は、目坂団地公営住宅改修事業ほか計3事業に1億4,190万円を計上しております。

次に、歳出について、資料3の平成29年度当初予算案概要の主要事業により主な内容について御説明をいたします。

資料3、平成29年度当初予算案概要の4ページ、5ページをお開き願います。

2款1項1目壱岐市防犯協会連合会補助金473万3,000円は、通常の活動支援に加え、主要交差点2カ所への防犯カメラの設置に対する補助を計上しております。財源にはふるさと応援寄附金を充当しております。

同じく2款1項1目本庁舎建設基金積立金1,000万円は、将来の市本庁舎の建設に要する経費に充てるための基金への積み立てを行うものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、高等職業訓練校耐震改修工事2,600万円は、本施設が昭和54年建築で、耐震診断の結果、改修が必要と判断されたため、今回計上しております。

また、同じく2款1項5目財産管理費、市役所庁舎耐震改修等事業6億円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、郷ノ浦庁舎、勝本庁舎をそれぞれ耐震改修等を行うものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、国際化推進事業として、英語圏から高度な日本語能力を持つ国際交流員1名の招致として383万1,000円を計上しております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、海外メディアの東京特派員を対象に壱岐取材旅行を実施する海外メディア招聘事業として336万円を計上しております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、インバウンド対策事業として、アジア圏の国々に対する壱岐の認知度向上のため、現地プロモーション、マスメディアでの情報発信や青少年スポーツなどを行う事業として1,600万円を計上しております。

ただいま御説明いたしました海外メディア招聘事業とインバウンド推進のための各事業を計上しております。なお、これらの各種事業については、離島活性化交付金を充当しております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、離島航空路新規路線対策事業として、ORCの新規路線対策に対する補助として、壱岐市補助分9,366万6,000円のうち、平成29年度分7,533万3,000円を計上しております。

なお、財源には過疎債ソフトを充当しております。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費として、離島航路・航空路運賃低廉化分8,337万2,000円、離島航路輸送コスト支援事業の農林水産分の計1億6,636万7,000円、次の22ページ、23ページの滞在型観光関係3事業で、計7,184万5,000円、創業・事業拡大支援事業1億6,860万円、次の24ページ、25ページのまちづくり事業700万円、合計、一部国、県補助金を含めた事業費4億9,718万円、うち市の持ち出しとなる一般財源分1億7,936万7,000円を計上しております。

なお、後ほど御確認をいただきたいと存じますが、本事業については、予算書の72ページ、73ページに2款総務費1項総務管理費の13目国境離島振興費として新たに目を設け、関連事業分を集約して計上しております。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉費、乳幼児・母子・寡婦福祉医療費として、医療費給付事業の年齢対象をこれまでの満6歳の未就学児までから満15歳の中学校卒業までに拡充分の増額分約3,000万円を含めた計7,464万円を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

3款1項5目介護保険事業費、介護人材確保対策事業助成金として、介護福祉士養成校の就学支援金として16名分の320万円、介護福祉士修学資金貸付金として2名分の160万円、学校の運営費930万円、留学生の生活費補助9名分の432万円等、合計1,868万円を計上しております。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

同じく3款1項5目介護保険事業費、キャリアアップ促進事業は、市内の介護サービス事業者がその従事者を介護福祉士資格取得のため養成校へ通学させる際の当該従事者の給与補填として3名分の216万円、代替要員確保に要する費用の一部助成として3名分の144万円、計360万円を計上しております。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

3款2項4目保育所費、石田町幼保連携型認定こども園建設に係る設計委託として1,530万円を計上しております。財源としては合併特例事業債を充当しております。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費、特定不妊治療費助成金として医療保険の適用を受けない特定不妊治療への上乗せ助成を行うもので、1回10万円を限度として6回の8人分410万円を計上しております。財源として、ふるさと応援寄附金を充当しております。

また、4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費として、壱岐葬祭場の改築事業に係る地質調査、地形測量、設計業務等6,595万2,000円を計上しております。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

4款1項4目病院費、長崎県病院企業団負担金として企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づき4億8,861万3,000円を計上しております。

また、同じく4款1項4目病院費、壱岐地域医療・健康開発研究事業は、福岡大学、壱岐医師会、長崎県壱岐病院と県、市が連携し、慢性腎臓病の重症化予防対策に取り組む経費として1,500万円を計上しております。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費、地産地消推進対策事業は、焼酎の原料となる大麦生産に対する奨励補助金として、栽培面積170ヘクタール、補助単価10アール当たり5,000円を補助するもので、850万円を計上しております。

次に、48ページ、49ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費、和牛共進会費は、壱岐市の代表牛選考会の補助と県代表選考会100名分の応援者旅費の一部助成、また第11回全国和牛能力共進会宮城大会応援者100名分の旅費の一部助成と、全共出品助成金として市から1頭当たり50万円、6頭分の助成金、計795万円を計上しております。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

5款1項5目農地費で、日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化、人口減少により多面

的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補修や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって地球温暖化防止、生物多様性保存に取り組む農業者等へ交付金を交付するため、①の農地維持支払交付金の93組織など6項目の交付金について、記載のとおり、総額3億4,275万4,000円を計上しております。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、離島漁業再生支援交付金は、協定を締結した対象漁業集落10集落の漁業生産活動に対し支援するもので、漁船リース料等5隻分や、これら各事業の国境離島施行による拡充分を含めて、計2億1,530万円を計上しております。

6款1項2目商工振興費、しま共通地域通貨発行事業は、平成28年度から平成30年度まで、長崎市、対馬市を除く離島・過疎市町村のPR及び誘客と消費促進につなげて、交流人口の拡大と島内経済の活性化を図るもので、10%のプレミアム分である3億8,000万円を、旅行商品に関しては、通年分及びセット分に関しては、各市町で負担するものでございます。情報発信及び加盟店マップ印刷費を含め、総事業費1億9,854万5,000円を計上しております。

次に、62ページ、63ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、壱岐市産業支援センターの運営費等補助金は、人件費、事務所借り上げ料等の運営費に関する補助3,030万円を計上しております。

同じく地域商社運営費等補助金は、壱岐市ふるさと商社——仮称でございますが——の開設準備費として460万8,000円を計上しております。

いずれも財源として地方創生推進交付金を充当しております。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

7款2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業で住吉湯ノ本線改良事業ほか7路線に3億1,470万2,000円と、次の70ページ、71ページの地方改善施設整備事業として1路線に615万円、単独事業で崎辺線ほか計15路線に8,584万9,000円、辺地・過疎債の起債事業で、本村神里線ほか計7路線に1億9,619万4,000円を計上しております。

次に、74ページ、75ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費で、公営住宅等長寿命化計画により老朽化した市営住宅の耐震診断及び耐震改修工事ほか給配水整備等の改修工事並びに下水道への接続・解体工事等で目坂団地、三本松団地、大久保団地、新中尾団地、三本松、赤滝団地、大久保団地について、また、公営住宅等長寿命化計画の見直しに係る策定業務を行うもので、計2億3,868万6,000円を計上しております。

次に、76ページ、77ページをお開き願います。

8款1項3目消防施設費、消防団積載車3台の更新、1,633万9,000円を計上しており

ます。なお、そのうち1台分については、ふるさと応援寄附金を充当しております。

次に、9款1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので、1,000万円計上しております。

次に、78ページ、79ページをお開き願います。

9款2項1目小学校管理費は、各小学校の体育館の外壁、屋上プール及びグラウンド等の整備工事並びに設計業務について、計6,384万2,000円を計上しております。財源として、その一部に合併特例事業債を充当しております。

9款3項1目中学校管理費は、芦辺中学校校舎移転改築調査設計、用地補償費並びに石田中学校体育館外壁・屋根改修設計、合計5,074万3,000円を計上しております。これも財源として合併特例事業債を充当しております。

次に、82ページ、83ページをお開き願います。

9款5項4目公民館費、老岐文化ホール、老岐の島ホール管理事業は、大ホールの空調設備改修、外構の改修工事について9,864万9,000円を計上しております。財源として、避難所指定施設のため、緊急防災・減災事業債を9,220万円充当しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況については資料の92ページに、地方債の状況に関する調書は93ページに記載のとおりで、平成29年度末一般会計の地方債現在高見込み額は277億6,721万5,000円で、平成28年度末見込み額と比較いたしますと1億6,192万8,000円の減となる見込みでございます。

以上で、議案第28号平成29年度老岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を求めます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第29号から31号までを一括して説明させていただきます。

議案第29号平成29年度老岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億473万9,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億567万2,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者健康保険税を7億5,659万2,000円、2目退職被保険者等健康保険税1,631万8,000円を計上いたしております。

3款1項1目療養給付費等負担金につきましては8億1,695万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款1項国庫負担金2目高額療養費共同事業負担金につきましては6,282万9,000円を、3款2項1目財政調整交付金につきましては4億1,360万9,000円を計上いたしております。

4款1項県負担金1目高額療養費共同負担金につきましては6,282万9,000円を、4款2項1目財政調整交付金につきましては2億1,730万9,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

5款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金として5,970万1,000円を計上しております。

6款1項1目前期高齢者交付金につきましては、11億6,866万1,000円を計上し、7款1項1目高額療養費共同交付金については2億6,332万1,000円を計上しております。

2目の保険財政共同化事業交付金につきましては11億4,441万7,000円を計上し、9款1項一般会計繰入金は法定繰り入れ分として3億5,175万2,000円、法定外繰り入れ分としまして1億5,167万5,000円を、計5億3,422万7,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費には事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款1項療養給付費1目一般被保険者療養給付費につきましては27億2,820万円を計上しております。

2 目の退職者被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規の適用がないことから、昨年より 6,480 万円減の 5,520 万円を計上いたしております。

20、21 ページをお開き願います。

2 款 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費には 4 億 9,170 万円を計上いたしております。

4 項出産育児一時金につきましては 42 万円の 60 人分、2,520 万円を計上しております。

3 款 1 項 1 目高齢者支援金につきましては 4 億 4,980 万円を計上いたしております。

22 ページ、23 ページをお開き願います。

6 款 1 項介護給付金につきましては、40 歳から 64 歳までの方々の負担金として 1 億 9,159 万 2,000 円を計上しております。

7 款 1 項 2 目の保険財政共同化安定事業拠出金は 11 億 4,782 万 1,000 円を計上しております。

24 ページから 27 ページは、8 款保健事業費といたしまして、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を計上いたしております。

38 ページ、39 ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入につきましては、1 款診療収入として 9,630 万 6,000 円を計上いたしております。

42、43 ページをお開き願います。

歳出につきましては、1 款 1 項総務管理費として 1 億 466 万 8,000 円を計上いたしております。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 30 号平成 29 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 29 年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 1,770 万 1,000 円と定める。2 項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳入でございますが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては 1 億 7,470 万 7,000 円を、4 款 1 項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定金の繰り入れを合わせまして 1 億 4,115 万 1,000 円を計上しております。

続きまして、12 ページ、13 ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億1,364万2,000円を計上いたしております。

以上で、議案30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,605万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,054万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の総額は2億円と定める。

歳出予算の流用、3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分合わせまして5億915万8,000円を計上いたしております。

3款1項1目国庫負担金でございますが、歳出の介護サービスに対応するもので5億4,657万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金は3億2,717万7,000円を、2目地域支援事業交付金につきましては4,800万円を計上し、3目地域支援事業交付金は2,262万円を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございまして、本年度交付率は28%となっております、9億1,556万3,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては4億5,373万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをいたしており、5億2,698万5,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から昨年同様4,000万円を計上いたしております。

14、15ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費は、システム改修業務1,056万8,000円を、介護保険計画策定業務委託料471万9,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費につきましては29億9,420万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は7,900万円を計上し、3款1項介護予防生活支援サービス事業費といたしまして1億7,574万5,000円を計上いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、二次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,906万1,000円を計上いたしております。

20、21ページは、その内容となっております。

22、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業、任意事業は8,522万円を計上いたしております。

38、39ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、1款1項予防給付費、収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプランの作成について、居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,770万8,000円を計上いたしております。

40、41ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,954万8,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第29号から31号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境課長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第32号平成29年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,715万6,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます。

2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落の分の5,938万2,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

12から13ページをお願いします。

8款市債として、公共下水道及び漁業集落分の費用を計上しております。

14から15ページには、3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費は、インフラ等整備工事として、大谷地区の古城団地付近の污水管布設工事などを計画しております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業1項1目一般管理費を掲載しており、19節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います補助金など、2目施設管理費の13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務などを計上しております。

22から23ページをお願いします。

2項1目施設整備費の13節委託料は、污水管布設区間の家屋事前調査費用と設計業務費など、15節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設などに伴う経費を計上しております。

25から29ページには給与明細書を、30から31ページには債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第32号に関する主要事業は、資料3の90から91ページに記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第33号平成29年度老岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成29年度老岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,073万5,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,063万7,000円を計上いたしております。前年度と比べまして110万7,000円の減収を見込んでおります。理由といたしましては、三島島民の減少に伴う輸送人員の減少でございます。

次に、2款国庫支出金及び3款県補助金につきましては、国庫補助金は5,186万7,000円、県補助金は1,120万8,000円を計上いたしております。前年度と比べまして国県からの交付金は331万8,000円の増となります。

国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式によりまして内定した金額でございます。県補助金については、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分、その分の2分の1が交付されることとなっております。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国県の補助残及び補助対象外経費について計上いたしております。前年度より9万5,000円の減となります。

10ページ及び11ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職4人、嘱託職2人を計上いたしております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費86万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますけれども、11節需用費の修繕料2,450万円につきましては、主に5年に1回の定期検査とドックに係る修繕料でございます。また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまの分、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

17ページから21ページにかけましては、給与費明細書でございます。

22ページをお願いいたします。

最後のページには、地方債の当該年度末残高見込み額でございますが、平成29年度で地方債の償還は終わります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億724万6,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億724万6,000円、前年度と比較しますと778万1,000円の減額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を記載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,276万円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして417万1,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は176万4,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。309万5,000円の減額につきましては、嘱託職員1名の退職に伴う減額分であります。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入3項1目受託事業収入4,242万6,000円は、環境管理等の業務委託収入でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億719万5,000円で、前年度と比較しますと778万1,000円の減額となっております。主に嘱託職員の報酬及び需用費の減額に伴うものでございます。

16ページには、給与明細書を記載いたしております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、平成29年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は9億5,330万9,000円、支出、第1款水道事業は9億4,091万2,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億2,053万9,000円、支出の第1款資本的支出は2億5,747万2,000円です。

第4条の2から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

議案第14号で説明しましたように、新年度から従来の水道事業会計と簡易水道事業特別会計を統合した予算編成になっております。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成29年度末と平成28年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いいたします。

平成29年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,602万1,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水費及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設

の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査費を、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

24から25ページには、5目減価償却費などを記載しております。

26から27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計出資金として、これまでの簡易水道償還元金などの企業債償還金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良などに伴います水道管布設がえ補償費を計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設がえ工事の経費を、2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費を、3項企業債償還金は、これまでの水道事業会計分と簡易水道建設改良企業債などの分をあわせて計上しております。

以上で、議案35号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時37分散会

平成29年 壱岐市議会定例会 3月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成29年3月8日 午前10時00分開議

日程第1	議案第4号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、委員会付託省略 ・討論・採決
日程第2	議案第5号	長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、委員会付託省略 ・討論・採決
日程第3	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第8号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第9号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第15号	壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第19号	財産の無償譲渡について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第18	議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第19	議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第26	議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第27	議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第28	議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第36号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長説明 質疑なし ・総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(15名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鵜瀬 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。沓岐新聞社から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承を願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日まで白川市長より追加議案1件を受理しております。ここで、白川博一市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

○市長（白川 博一君） おはようございます。

昨日及び本日、報道がなされております沓岐市政治倫理審査会委員の選任において、委員の不

在期間がございました。このことについて、市民の皆様及び議員の皆様におわびを申し上げます。

このことに気づきましたのは、3月6日に市民の方から老岐市政治倫理審査会についてお尋ねがあり、確認をしたところ、委員の任期が満了となっていることが判明いたしました。政治倫理審査会委員の任期は4年でございます、平成26年1月31日で6名全委員の任期が満了となっており、その後の選任ができておりませんでした。

現在、委員の選任につきまして手続きを進めており、早急に選任を完了させます。今後、このような不手際を起こさぬよう、万全の注意を払ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

日程第1. 議案第4号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第5号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、議案第5号長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第5号長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第6号～日程第16. 議案第19号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第16、議案第19号財産の無償譲渡についてまで14件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について質

疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第20号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第17、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

日程第18. 議案第21号～日程第24. 議案第27号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第18、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第24、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

日程第25. 議案第28号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第25、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

日程第26. 議案第29号～日程第32. 議案第35号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第32、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第6号壱岐市付属機関設置条例の一部改正についてから議案第19号財産の無償譲渡についてまで、及び議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、並びに議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算まで、28件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）及び議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号及び議案第28号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時17分休憩

.....

午前10時18分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に、6番、町田正一議員、副委員長に、1番、赤木貴尚議員に決定いたしましたので、御報告いたします。

日程第33. 議案第36号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第33、議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、保健環境部長に説明させますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,257万6,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算額については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療保険料につきまして、特別徴収及び普通徴収の保険料、計700万円を増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料増額分の納付金として700万円を増額をいたしております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（鶴瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす3月9日木曜日午前10時から開きます。

なお、あすは一般質問となっております、4名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐エフエムにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分散会

平成29年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成29年 3 月 9 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

4 番 音嶋 正吾 議員

1 番 赤木 貴尚 議員

3 番 呼子 好 議員

13番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番 呼子 好君

4 番 音嶋 正吾君

5 番 小金丸益明君

6 番 町田 正一君

8 番 市山 和幸君

9 番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。4番、音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、4番、音嶋正吾が市長に対し一般質問をいたします。

大きくは2点であります。

第1点目、地域実情に即した地域創生についてであります。

私は、この問題に関しては幾度となく市長に対し御提言を申し上げ、質問をしたことがございます。私は、あくまでも基本的に地域の創生、地域の物事を進める上においては、地域の者に聞

けということが大原則であろうと考えております。

物まね主義に徹しておっても、本当のものは見出せない、みずから地域の住民全てが汗をかき、そして会談を重ね、そして酒を酌み交わすことも必要でありましょう。そうした中で、今後市の長期的な展望をつくり、そして短期的な何をせねばならないか、中期的には何をせねばならないか、その基本となるのは、市が策定しておりますいわゆる振興計画であろうと考えてはおります。

私がまず第一に提言であります、まず地域創生のかなめは、先ほど申しましたように地域のことは地域、地域のみならずと相談をすることであると。そして、地域づくりを展開していく上においては、何より必要であることは、みずからの地域実情を住民が知ること、これは第一の要素ではなかろうかと考えております。

そうした面によりまして、今回市長は、いわゆるフジビズ、小出さんをこの前お招きして講演をなさいました。そして、そのモデルを I k i - B i z として産業支援センターを設立して、壱岐のいわゆる戦略的取り組みを進めていきたいという趣旨のお考えであろうかと思っております。

2月26日にセンター長を選任をされたとお聞きをいたしております。私は、このことが成功すればいいかなと思っております。確かに、補助事業でひと・しごと・まちづくりプランのいわゆる補助率50%の事業として、国が交付50%するという事業であろうかと思っております。

そうした取り組みをしておりますが、地元の間人をいかに網羅していくかということが、この事業の最大のネックになろうかと考えておりますので、どういう、簡単にいいです。まだ予算も可決をしておるわけではございませんので、予算委員会で詳しくお尋ねをいたしますので、簡単に説明を願いたい。長くは要りません。予算委員会でじっくり討議をします。

そして、その次に私は今回質問を通告いたしておりますのが、壱岐市も紛れもなく高齢化が加速をいたしております。今現在、壱岐市の65歳以上の人口、すなわち高齢化率は35.45%。といいますのは、100人のうち約36人近くが65歳以上のお年寄りであるという現実であります。

そして、後期高齢者、75歳以上の方でございますが、これも独居老人の方ですね、かつ75歳以上の独居老人の方、これが私も包括支援センターのデータを描出してこの場で発表いたしますが、これが1,199名、約1,200名の方が独居世帯で壱岐島内にお住みであります。これが、今後7年先になりますと、団塊の世代の皆さん方が後期高齢者になられます。

そうして、現在高齢者のいわゆる運転ミスにおきまして、やはりどういいますかね、身体能力が低下しますので、いわゆるアクセルとブレーキの踏み間違い等々で甚大な事故を起こされる。そうした折に、独居世帯の方が前議会で牧永議員のほうから御提案もありましたが、免許証を自主的に返納される方がふえております。それは、今後も団塊の世代が75歳を迎える、高齢化に

向かう過程においては、必ずまだふえることが予測をされます。

そうした折に、現在地方バス路線維持対策事業というのが国が50%、そして県、市でいわゆる赤字分を補填すると、事業計画を策定をし、その分赤字が出た分を策定するという点において、壱岐市においては、本年度も6,922万3,000円相当の予算計上がされております。これを、やはり地域の今の実情にあわせた仕組みに変える必要がありはしないか。早急に今しなさいということではないんですね。

やはり、そうした取り組みを今から始めておかないと、高齢化社会に対応して、例えば市長、例えば今の既成のバス路線がありますよね。既成のバス路線を運行するその壱岐交通さんがずっと運転をする、その点において赤字が出た分をいわゆる補填をするとか、75歳以上のいわゆるお年寄りのワンコイン制度で補填をするということで、今進めておるわけですね。

その停留所までのいわゆる出るまで、いわゆる停留所に行くまでのお年寄りの足となるものも、ひとつ考えることも必要ではないかと。そして、国交省の事業で小型のバス等々を購入した場合の補填等もござります。いかんせんやはり今高齢者の方が、切実に私のほうに電話がござりますのが、買い物に行っても朝一番のバスで行って、昼間で待たねばいけない。それも、朝昼晩3便しかない。病院に行っても、病弱な体で行って、かえってバスを待ってぐあいが悪くなったというような切実な声を聞きます。

私たちも、やがてあと私が今61でありますので、あと10年先そうなるのか、20年先にそうなるのか、そこまで生きておれるのか、やはり私たちも不安であります。そうした不安を胸に今現在生活されておるお年寄りがおるということで、市としてもやはりコミュニティバスを含めた抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

今までの件に関する市長の簡潔、明快な御答弁を願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域の実情に即した地域創生についてということでございまして、地域の地域創生には、地域の人の言葉を聞かなければならない。地域をみんなが自分の地域を知らなければならぬ。まさにそのとおりであると思っておりますし、今まで地方創生、あるいはもろもろの計画をつくる中で、そしてまた、今まさに国境離島新法施行の段階の中で、民間会議などなど通して地域の方々の声をお聞きし、その計画に反映させているということを申し上げておきたいと思っております。

まず、地域創生と申しますのは、国では地方創生ということで、第2次安倍政権に掲げられました東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります。

この地方創生の大きな目的は、人口減少に歯どめをかけるということでありまして、御存じのようにさまざまな方々から施策の御提案をいただき、平成27年10月に壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。住民が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことを、本市の地方創生の目標といたしております。

一方、地方分権社会、個性を活かし自立した地方をつくることであり、地方の実情に根差した地域の発意と工夫が求められます。地方創生の総合戦略は、まさに地域の特性を生かした各種施策を盛り込んでいるところであります。

その総合戦略に基づいて、平成26年度から国の支援制度を積極的に活用いたしまして、地方創生先行型14事業、上乗せ交付金で5事業、地方創生加速金交付事業で4事業、地方創生推進交付金で3事業、合計で2億800万円余りの事業を行ってまいりました。この金額は、地方自治体の配分枠上限まで採択を受けておるところでございまして、もろもろの事業を積極的に展開をしておるところでございます。

先ほどI k i - B i zについてのお尋ねがございました。391名の全国の応募者の中から、まず5名を絞り込み、2月26日にそのうち1名を候補として今選考を進めておるところであります。

どういうことかといいますと、まさに先ほど音嶋議員がおっしゃったように、地域のあらゆる産業の所得をふやす、そのためのいわゆる相談といいますか、所得をふやすためのアイデアを与える、そういった方がセンター長でございます。

私も、その5名の方々の面接試験に立会をいたしまして、審査員でございませぬけれども、立会をさせていただいたところでございます。本当に素晴らしい方々ばかりで、よくそんなにぼんぼんとアイデアが出るなということを感じたところでありまして、このI k i - B i zをぜひとも成功させたいと思っております。

この問題につきましては、後ほど御質問もあるようでございますから、そこで詳しく御説明をいたしたいと思っている次第であります。

それから、次に高齢者の移動手段についてでございます。

65歳以上の高齢者で運転免許証を自主的に返納された方は、平成26年度に23名、壱岐署管内でございます。27年に26名、28年に51名と年々増加しておりまして、平成23年以降の総数は148名が免許証を自主返納なさっております。

そういったこの対象によりまして、先ほど言われますように、ワンコインで75歳以上の高齢者に対して、壱岐交通のバスカードを交付しておるところでございますけれども、利用実績を申し上げますと、平成25年度5万1,250人、平成26年度5万1,000人、平成27年度4万8,563人でございまして、毎年約5万人の方が利用されておられます。

また、壱岐地区タクシー協会が平成28年9月から運転免許証を自主返納した65歳以上の方に、タクシー料金10%割引を実施しております。平成29年1月末までの利用回数は7回でございますけれども、引き続き御利用いただきたいと思っております。

高齢者の運転免許自主返納につきましては、交通事故防止の観点からだけではなく、高齢者の移動手段の確保等、総合的な生活支援策として捉え、今後さらに検討する必要があると考えています。人口減少、少子高齢化が加速する中、路線バスは車を運転しない高齢者の暮らしを支えているわけですが、一方では路線の空白地、高齢者の暮らし、また便数の少ない路線等の課題もございます。路線バスを高齢者にとって利用しやすいものにする事で、自立した日常生活及び社会生活の確保と、買い物等外出する機会がふえれば、健康増進にもつながっていくと考えております。

平成29年度に、地域公共交通網形成計画の策定を予定しておりますが、この計画は住民の移動需要等に基づき策定していくことから、住民の移動に対する意識や行動範囲、利用者のニーズなどを調査する必要があると考えておりますので、高齢者の移動手段としての公共交通の重要性を十分考えておるところでございます。

その高齢者の交通手段を網羅的に把握いたしまして、市全体の移動需要の整理と路線バスの改善点など、洗い出しを行う予定にいたしております。

路線バスは、あらゆる分野において壱岐市民の暮らしを支えておりますが、路線空白地や便数が少ないなどの問題が生じているため、スクールバスの有効活用など、地域の特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせや、観光客も利用しやすいダイヤ、経路などを検討し、住民だけでなく交流交通、交流人口拡大に向けて、地域活性化と連動した計画の策定を目指してまいります。

また、長崎県市長会におきましても、地方バス路線維持対策にかかわる補助要件緩和等について、国、県に対して継続して提言を行っているところでございます。やはり市内唯一のバス路線でございますけれども、壱岐交通の赤字というものも相当大きくなっております。

音嶋議員が御指摘の、バス停までの移動手段、そういったことについても、当然今回の計画で考えていかなければいけませんけれども、壱岐の実態が散村、いわゆる点在家屋が多くあるということで、その辺のものは非常に難しいと思っておりますし、ある地域では、コミュニティバスを市が購入をして、その地域に車そのものを提供して、その地域で運営、運転手も含めて、あるいはそのバスの時刻も含めて、全てをそこにお任せしているという地域もございます。そういったことが壱岐で果たしてできるのか、そういったことを含めて検討してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 私が壱岐市において今後必ず理想とすることは、多くのお年寄りが元気に住んでいただいて、そして子供たちの笑い声が聞こえる、そうしたまちづくりが壱岐の今の現状からすると、最高のまちづくりになるのではないかと思うわけですね。そうした環境づくりをしていていただきたいと。私は物まね主義から、本当の地方創生というのは見出せないということを指摘をして、次に移りたいと思います。

今回の質問の本丸に移りたいと思います。白川市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

白川市長及び中原副市長が、被告訴人として長崎地方検察庁に公務員職権濫用罪で刑事告訴を受理された問題の経緯と、民主主義の根幹をなす市長選挙に係る投票行為の選択の自由を著しく冒流し、地方自治の精神を踏みにじる失態問題についてお尋ねをいたします。

今回の件は、公共放送でありますNHK長崎放送局が２月２２日、イブニング長崎、１８時からの放送です。そして、２３、２４日には全国紙新聞で報道を、地方版として報道をいたしております。非常に壱岐市にとっては、不名誉なことであると私は考えております。

今回のような異状な事態が繰り返されて本当にいいものなのか、市長の裁量権とはそれまでに甚大であるのか、裁量権はそこまで担保されるのか、私は本当に民主主義の根幹を覆す問題であると認識をいたしております。

壱岐市民に対しましては、いずれにしても壱岐市民は重大な市政の信託を市長に委ねておるわけであります。その信託を毀損された恥ずべきことであると考えております。壱岐弁で申し上げましたら、見たんなか限りであります。

現在、いわゆるこの事案に関しましては、直持事件として長崎地検が受理をいたしております。直持事件と申しますのは、告発者が直接検察庁に持ち込み、受理をしたということであります。今在宅捜査が行われ、検察庁により起訴処分とするのか、不起訴処分とするのか、起訴猶予処分とするのかの捜査が行われておるものと認識をいたしております。

いかんせん、私は投票行為、民主主義における投票行為というのは、思想、信託の自由というのがあろうかと思えます。例えば、いいですか、音嶋正吾に投票をしなかったということで例をとみましょう。赤木議員が音嶋正吾に投票をしなかった。彼に私は、ああ、お前はだめだ。私の言うことを聞かない、信頼関係が損ねた。君の言うことは聞かない、そんなことがまかり通るのかと。

私は、ラグビーの精神ではないけど、あの肉弾戦をあれして、ボールを一步でも前へ進め、そしてトライをとろうとする。最終的にはどうなんです。戦い終わったらドローじゃないですか。抱き合って喜んでおるではないですか。それがチームワークじゃないんですか。

一連の新聞報道を、私も市長と告発者のいろんな会話等々も報道等で知り得る限りは調査をいたしてまいりました。今回の件に関しては、副市長は指名委員会の委員長であります。ですね。

副市長、中原副市長は指名委員会の委員長ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）指名委員会の委員長は、入札の回避、固有名詞でもう申し上げます。告発人がはっきりしておりますが、壱岐産業を指名から除外するという結果は出てないはずであります。それを上申して、市長がノーと言ってるはずじゃない。そういう会話がちゃんとございます。

指名委員会の権限は、確かに執行者は市長であります。指名委員会の権限とは何であったのかと私は言わざるを得ない。そのときは多分7名ぐらいの構成員ですかね、指名委員会は。そのうち3名ほど欠席していたやに伺っております。選挙の投票行為ですすよ、50年も60年も前の、いいですか、50年も60年も前に地方自治体で行われていたようなことが、今この旧4町が合併をして、一緒にスクラムを組んでいこうかというこういう時代に私はあってはならない、そのように考えております。

今まで私が申し上げた件に関して、市長の明快なる答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2番目の御質問にお答えいたします。

このたび私に対する刑事告訴がなされたとの報道がございました。このような状況が惹起したことにつきまして、私の不徳のいたすところであり、市民の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけしていることをおわび申し上げます。

しかしながら、私は法令の範囲内において職務を遂行しているということを確認をいたしております。ただいまは音嶋議員には、あたかも私が既に告訴されたような発言でございましたけれども、私は刑事告訴でございますから、平たく言えば「白川は犯罪を犯したので、罰してください」という申し立てでございます。

普通、刑事告訴は所轄の警察署へ提出されるようでございますけれども、今回は長崎地方検察庁に提出されたようであります。受け付けがなされたとのことですから、犯罪の立件のため、私は今後事情聴取り取り調べなりの捜査を受けることが予想されます。

音嶋議員は、今告訴人の申し立てが全て正しいことを前提にお話をされておりますけれども、私は基準にのっとり適正に判断した結果であります。告訴が受理されたということで、刑事事件として進行中でございますので、刑事手続の中でしっかりと説明をして、身の潔白を証明していきたいと考えております。この場での発言は控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長が今私の質問に対するコメントをされましたが、まさしくそのとおりであろうと思います。今現在、検察庁のほうで捜査をしておるわけでありまして、事実

関係等々を要するに市長並びに中原副市長に聴取があろうかと思えます。出頭、いわゆる任意で出頭をしてくださいという要請があろうかと思えます。

そうした中で、私はこの訴訟費用に関して申し上げます。

この訴訟費用というのを、私は市の支出から、財政から出すべきではないと考えております。この件に関して市長はどうお考えでしょうか。まずこの件だけです。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 告訴をされておりますのは、個人、白川博一、個人、中原康壽でございますので、当然のごとく個人の負担で応訴をするということになるかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） はい、わかりました。それが私は市長としてでなく、白川博一としての当然の義務であらうと思えますし、そうあるべきと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 言葉の訂正をいたします。応訴と申しました。そうではございませんで、その個人の負担をもって裁判費用は当然であるということを申し上げておきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 認識に変わりはありません。

私は、こうした白川市長を本当に信任をしておったわけです。1期目から2期目ですね。しかし、今期に入りまして、本当に予算執行上の不手際が数多く散見されました。壱岐市立勝本中学校消防用施設工事、壱岐市立小学校消防用施設工事の特定の業者による一社見積もりを採用し、最低制限価格を設定し、特定の業者に落札し、多額の税金が支出された、こうした問題もありました。

そして、芦辺小学校校舎改修工事設計委託業務におきましては、いわゆる委託業務検査調書に完成したと虚偽記載を行い、支払い命令書を回し、支払いを履行し、壱岐市財務規則第54条第1項3号の違反の抵触の恐れが問題。

財政法第11条で、会計年度は4月1日から始まり、3月31日に終わっております。そうしたときの財政法第14条3の繰越明許費の不履行問題、支出予算のうち、その性格またはいいですか、繰越明許費というのは、支出予算のうち性格上または予算成立後、事由により年度内に支出ができないと見込んだときの経緯を、あらかじめ翌年度に繰り越すことができる。この

手続の不履行の問題。

また、芦辺中学校の建設予定地は、かたくなにふれあいグラウンドに新設をするということで進めておりましたが、やはり住民の芦辺町内の、しかも住民の圧倒的多数のやはり安全に対する憂慮から、那賀中学校に決定した問題等々、私は非常にガバナンスに欠けた問題があったと思います。

そして、昨日報道をされておりましたが、こういう議会並びに市長部局を監視する政治倫理審査員も、3年間も選任をしておらなかったと。監視する者がいないわけですから、こういう事態が散見されるということは、非常に市民にとっては不安であります。市民の皆さんは、本当に憂慮しておられますよ、どうなるのかと。

確かに、市長は選挙で3名立候補して、見事当選をされました。そういう意味でいったら、信任をされておるということになろうかと思えます。しかし、3人の得票数を考えた場合に、市長が2人の票を足した過半数には満たないということは事実であります。数字が証明をしております。

しかし、信任はされたわけであります。やはり私は事の発端というのは、何がそうなったのか、政治不信を招いたのかと。住民の信なくんば立たず、いわゆる住民の意志を十分に酌み取って市政を進めていく、このことが若干私は問われておると思えます。

そして、監視機能であります議会の資質も私は問われると思えます。大いに我々も反省せねばならない、その1件を申し上げます。

鶴瀬議長は、芦辺小学校設計業務委託に関する百条委員会の設置を申し上げました。そうした場合に、総務文教委員会に審査意見を付託するというふうに決定をされました。そして、議長のもと、総務文教厚生委員会は、慎重に審議をされたと私は信じております。

しかしながら、昨年の9月議会に平成27年度の決算認定をするようになっております。当工事は、平成27年度の工事であります。よろしいですか、平成27年度の工事だったんですよ。繰り越してはいないわけですから。そうしますと、総務文教厚生常任委員長の委員会審査、この真相を究明する審査報告書を議会に報告する前に、決算特別委員会で採決をしたではありませんか。

元来議会のあるべき姿というのは、要するに審査意見を付して、そして初めて委員会を尊重するならば、それを受けて採決をするのが当然と思うわけです。我々議会も、こうした事態が散見されることは、大いに反省すべきことである、強くそう感じております。私自身もそのように思っております。

こういう一つのガバナンスの欠如が、市民に申しわけないと頭を下げねばならない事態の原因になっておるということを、指摘をいたしたいと考えております。

市長、今私が申し上げたことに関して、市長はどのようにお考えでしょうか。私は一般論で申し上げたつもりであります。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会の機能について、私が申し上げることはございません。

今まで音嶋議員の述べられました。しっかりと私としても受けとめさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 要するに、本題に戻りたいと思いますが、いかんせん検察庁の捜査が今から粛々に行われると考えております。まず時効があるとすれば、私は3年であろうと。この刑事事件の時効は3年であろうと考えております。

要するに、公務員職権濫用罪、いわゆる公務員の地位を利用して職権を濫用したということがあります。この条文で申しますと、要するに、平等に権利を享受することを妨げられたということが、一番私は今回大きなことであろうと思うんです。

私は、検事当局に対しても、捜査当局に対しても思いますよ。こういうことは、例えば白川市長が現在された行為を、この次に新しくなった市長も、「ああ、あのときまかり通ったんだから、私に反対した信頼関係がない。信頼関係がなかに、公共事業を発注することはできないと、権利を与えることはできないと、そういうことが本当になされていいのかなど。私はそういうことがあってはならないと。

なぜこの公務員職権濫用罪、いわゆる指名外しの判例、裁判例、判例というのは最高裁のあれですから、裁判例というのは地裁、高裁の出した判決でありますので、裁判例は何度かございます。最高裁の場合は、東京高裁に差し戻した事件は何例かございます。

なぜ少ないかといいますと、外された人間が泣き寝入りしているんです。選挙で負けたから仕方ないなど、これを容認するなら、この次は市長に逆らえませんか。市長に物を言えませんか。そういう自治がまかり通るんですか。これ壱岐の健全な島の中で、権力を行使するんじゃないんですよ。権威を行使していただきたいと、私はこう考えます。市長、何かありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私に何かを言わせたいという気持ちが十分伝わってまいります。しかしながら、私は先ほど申しますように、壱岐市建設業指名基準に従ってやったということでございますので、そのことを強く申し上げたいと思っておりますし、ただ1点だけを今強調なさっております。私が信頼関係を失ったということ、1点だけでおっしゃっている。

しかしながら、それは今後事情聴取の中で申し上げてまいりたいと思っておりますし、私は信頼関係を一刻も早く回復したいということも御本人に伝えております。そういった中で、それ以外のことにつきましては、先ほど申しましたように、刑事事件の中でお話をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

司法の場で申し上げると言われますが、壱岐市政治倫理条例の第2条においては、市長並びに議員は高潔を期すために、市民に明らかにすべきと、事実を明らかにするべきと。みずから市長が制定された政治倫理条例には、そのように書いてございます。このことも加味していただきたいなと思っております。

私は、過去の一般質問をひもといてみますと、市長が1期目の最終議会において、私は一般質問の折に、市長は数々の政策に苗を植え、立派に咲いた花もあれば、また時間がかかるものもありましょう、このように申し上げました。それから、これからの政策の苗を見届け、さらに新しい苗を植えるべき、新しい挑戦に堂々と挑んでいただきたいとエールを送った次第であります。

今の市長は、どうしてこう豹変されたのでありましょう。今の市長に期待する術はないと私は申し上げ、一般質問を終わります。答弁は不要であります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。1番、赤木議員。

なお、パネル等の使用の許可をいたしておりますので、御了承を願います。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） 3月11日には、東日本大震災から6年目を迎えます。なおかつ、現在も避難所で被災された方にお見舞いを申し上げるとともに、昨夜は壱岐市で、郷ノ浦町で火災がございました。けがをされた方もおられますので、その点につきましてもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、1番、赤木貴尚が通告に従いまして市長と教育長に質問をさせていただきたいと思
います。

まず、質問の事項として1点目に、条例・規定の遵守についてということで、市長に対しまし
て大きく2点、そして細かく1点目につきまして2つ、2点目につきまして3つ質問させていた
だきたいと思います。

まず1点目に、壱岐市職員倫理規程というのがございますが、その辺について質問させていた
だきたいと思います。

1番目に、職員の倫理規程遵守のための研修等を行っているのかと。ましてや、回数、頻度、
内容等についてお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、この壱岐市職員倫理規程というのは、平成23年に施行されましたが、施行以降壱
岐市職員の倫理規程違反は何件あったかということをお聞きしたいと思います。

2点目に、2番目に、壱岐市政治倫理条例についてお聞きしたいと思います。

この壱岐市政治倫理条例についてということで、1つ目に市長にお答え願いたいんですが、壱
岐市政治倫理条例はなぜ必要かと思われるかということをお聞きしたいと思います。

2番目に、平成21年4月1日から施行され、今日まで壱岐市政治倫理審査会で審議された案
件は何件あるのか、またその案件はどのようなものかということもお聞きしたいと思います。

3つ目に、平成28年5月、壱岐産業を入札除外した件というのがございますが、この件が壱
岐市政治倫理条例に違反している可能性があると思われませんが、このことについて市長の見解を
伺いたいと思います。

以上のことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

1点目の条例・規定遵守についてということでございます。

その前に、昨日議会の冒頭でおわび申し上げましたけれども、壱岐市政治倫理審査委員の任期
が満了しておりまして、その後の委員選任ができておりませんでした。改めましておわびを申し
上げます。

まず、壱岐市職員倫理規程についてございまして、その小項目、職員の倫理規程遵守のため
の研修等を行っているかということでございます。

2点目には、平成23年施行以来、壱岐市職員の倫理規程違反は何回あったかということでご
ざいます。

壱岐市職員倫理規程、平成16年訓令第24号でございますけれども、第1条に目的として、

関係業者等との接触等に関し、遵守すべき事項を定めることにより、職務の遂行の公平性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保するとされております。

この規程の目的に照らし、職員に対しましてこれまで行いました研修等につきましては、合併後においては4回行っております。

まず、平成21年に公務員としてのあるべき姿の規律、規範を身につけ、公務員倫理の徹底を図り、不祥事防止に取り組むという内容で、全職員を対象としてコンプライアンス研修を開催をいたしました。

次に、翌平成22年には、公務員として法令遵守の重要性を再認識し、公務員倫理の徹底を図り、不祥事が起る原因とその対策について研究するという内容で、係長以上の職員を対象に、コンプライアンス研修と公務員倫理研修をそれぞれ実施をいたしました。直近では、平成24年に同様にコンプライアンス研修を行っております。

しかしながら、25年以降人事評価研修、あるいは公会計研修など、法改正等に伴う研修、また本年度においては、財務規則を中心として財務事務全般に理解を深めることを目的に、契約事務研修及び財務会計事務研修などを重点的に実施してきておりまして、職員に対する倫理研修は25年度以降行ってきておりません。

しかしながら、ことあるごとに24時間、365日公務員である、このことを忘れないように職員には常に申しておりまして、今後においても常に高い倫理観と使命感を持って行動ができるよう、職員の意識改革と職場風土の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この訓令の施行以来、この規程に照らしたところでの規律違反は、規程違反は一件もございません。

2点目の壱岐市政治倫理条例についてでございます。

私に対する質問で、壱岐市政治倫理条例はなぜ必要と思うかということでございます。この壱岐市政治倫理条例の必要性は、当該条例の第1条、目的にうたわれているとおりでございます。市民皆様から市政を負託された市議会議員及び市行政を担当しておる私どもが、当然に持つべき行動規範を定めたものであり、その権限や地位を利用して自己または特定の者の利益を図ることのないように定めた条例であります。

2点目の今日まで審議された案件は何件あるか、どのような案件かということでございますが、壱岐市政治倫理審査会の対象となった案件は、今日まで発生をいたしておりません。

この会議につきましては、平成22年2月2日に開催をいたしましたけれども、会議の内容は委員の委嘱状交付6名、そして会長の選任、審査会の概要等の説明であり、案件審議、審査は行われていないというところでございます。

それから、3点目の私への先ほど来問題になっております入札問題について、この本条例に違反している可能性があるということでございます。所見をとということでございますけれども、赤木議員はそれに抵触すると今お考えであるということでございますけれども、私は先ほど来申しますように、あくまで壱岐市建設工事の指名基準にのっとり判断した事案でございまして、政治倫理条例に抵触するとは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、今お答えいただいたことに関して、1つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、職員倫理規程遵守のための研修等というのが行われていることは、一応理解いたしまして、平成23年以降の施行以来、政治倫理規程違反はゼロ件だということで、職員の方たちはそのように素晴らしい研修を受けて、理解をした上で倫理規程を守っているということが改めてわかりました。ありがとうございました。

2番目の壱岐市政治倫理条例について市長のお答えがありましたので、幾つか少しずつ指摘をしていきたいと思っておりますが、今回の告訴されたことですね、指名除外についてですが、それが壱岐市政治倫理条例のどの部分に抵触しているかということについて今回考えてみました。

市長が平成28年9月会議で、呼子議員への答弁をされたところの、その答弁された言葉を一つずつ検証していきたいと思っております。

まず一番最初に、紙を用意しまして、わかりますよね。これが市長が呼子議員への答弁をされたところです。市長の言葉で、「3番、呼子議員の一般質問、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置についてということで御質問をうけました」と、「この質問については、中原副市長に答弁を求められていますけれども、この指示は私がいたしましたので、全責任は私にございます」と答弁されております。

これは、この指示ということは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置というものの指示をされたということになると思っております。

先ほども市長が「政治倫理条例の必要性はどこにあるかということは、目的に書いてある」ということでお話をされましたが、この目的をちょっとパネルを用意します。

政治倫理条例の目的、第1条ですね。「壱岐市政治倫理条例、目的、第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるために壱岐市議会議員（「以下議員という」）並びに市長、副市長及び教育長（「以下市長等という」）が、市民全体の奉仕者として人格と倫理向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないように、必要な措置を定めることにより市政に対する市民の信頼に応え

るとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ということで、市長は必要性、——必要性っていうのは何かということなんですが、ちょっとその文言からいきますが、必要性とは、それが無いとイケない、それをしなければならないというのがいわゆる必要性という言葉です。

市長は、いまさっきもおっしゃいましたが、壱岐市政治倫理条例の必要性は、この目的にあるということですので、この目的のことを言っていますが、このいまさっきの指名外し、指名除外措置の指示をしたということは、ここの目的の中に、「いやしくもその地位による影響力を不正に行使して」というところに、まずここに抵触してるのではないかなと私は思いますが、まずこの点について、市長はどう思われるかお聞きしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の今のお考え、赤木議員はそうお考えになっているということで受けとめさせていただきます。

私は、全責任が私にあるということは間違いございません。指名委員会の中で、それはトップは副市長でございますけれども、そのことが決裁で上がってまいりました。そういった中で、私は壱岐市建設工事の指名基準にのっとり、私は信頼関係が損なわれているということで、それは除外というか、指名をしなかったと、指名をもう一度、——このことについては、司法の場でお答えさせていただきたいと思っております。

そこで、今赤木議員の考え方がる述べられましたけれども、私はそうは考えていないということをお知らせしたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長、私は壱岐市政治倫理条例について抵触はないかということでお話を聞いておりますので、司法の場で争うことは、また司法でしっかりやられてください。私は、市長が決められた、この市長みずから決められた条例について抵触してないかということについてお伺いしています。

もう一度改めて言いますが、市長が指示されたのは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置っていうことを指示されたわけですので、先ほど指名基準という言葉は何回かおっしゃってますが、その指名基準は現時点でも私もちょっとよく調べてないのでわかりませんが、市長がやられたことは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置っていうことを指示されたわけですので、まずこのことはそうされたということですね。

指名基準が云々、かんぬんということは、ちょっとまたそれは別な話であって、市長が司法の

場でお話しされることは、それは司法でされてください。今私が言ってるのは、何回も言いますが、壱岐市政治倫理条例に抵触しないかということをお話ししておりますので、この壱岐市政治倫理条例のことについて、この場で市長はお話はできないのでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、政治倫理条例には抵触していないと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） まず、今の時点で市長は「抵触してない」とおっしゃっておりますので、それではちょっと次のお話をしていきましょう。

それでは、なぜ入札を除外されたのかということで、市長も先ほどお話をされてますが、信頼関係がなくなったからということでお話をされています。この信頼関係がなくなったというのは、市長選挙で反対した業者だから、信頼関係がなくなったというところでお話をされますが、先ほど必要性として目的で上げられましたこの目的の第2条に1つありますが、これは、壱岐市政治倫理条例の議員及び市長等の責務というところの第2条にあります。

議員及び市長等の責務第2条、「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」というのが第2条にあります。

高潔性とは何かということですね、まず高潔性、わかりにくいですね。高潔性とは、人柄が立派で、利欲のために心を動かされないことということです。この高潔性を明らかにしなければならないというところで、まず市長は、信頼関係がなくなったということでお話をされていますが、この責務の中に、「議員及び市長は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し」というところになっているんですが、本来市民から信頼されなければいけないのが、市長がその市民を信頼がなくなったという答弁をされているところが、私はどうも引っかかるということで、これは明らかに私が考えるには、市長の自己の利益、個人的な利益のために入札を除外したのではないかなというところで、まずこの第2条の「議員及び市長は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」というところについて、抵触していると思われませんが、市長はこの点についてどのようにお考えですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） みずから高潔性をあらわさなきゃいけない、そのとおりだと思います。

残念ながら私には、議員が求められるまでの高潔性はないかもしれませんが、私は先ほど

から申しますように、あくまで法令にのっとって行ったということでございますから、私はそのことによって、思いや高潔性は全くないということには当たらないと思いますし、それは私もそうでございますし、議員皆様方、副市長、教育長も一緒でございます。そのことについて、やはり高潔性を保つように努力していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この議員及び市長等の責務の2番に、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて公共利益を損なうようなことがあってはならない」ということがあります。

ここでもう一度言いますが、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という言葉があります。擁護、——擁護とは何か。常に市民全体の利益を擁護し、擁護というのは、侵害や危害からかばい守ることということです。これは、市民全体のために利益を提供しようと。そのために、いろんな侵害や危害からかばい守ろうと、そういうことを私たち議員及び市長等に責務にしているわけです。

これが老岐市政治倫理条例になりますが、市長はこの2番の「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という文言ですね。また、その後「いやしくも特定の個人、団体利益を求めて公共利益を損なうようなことがあってはならない」ということで、この擁護というところが、私は一定事業者を入札資格者から除外するということが、この擁護できてないのではないかなと思います。市長はこの擁護できてないという私の指摘についてどう思われるか、お答え願います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） きょうは大分国語の勉強をさせていただいておりますけれども、今おっしゃるように市民全体の擁護でございます。個人の擁護ではございません。私は市民全体の擁護を常に心がけております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長のその力強い市民全体の利益を考えてあるとおっしゃいましたが、そうは言いながらも、自分の選挙に応援されなかった業者を指名から外されたわけですね。それは市民全体の擁護になってないのではないかなと思います。ちょっと擁護ですね、擁護ってというのは、侵害、危害からかばい守ることっていうことです。これ反対の言葉ですね、これは侵害なんです。相手の権利や利益を不当に侵し損害を与えることですね。

本来、私たち議員及び市長の責務は、いわゆる市民全体を擁護しなければいけないんですよ。これが今回市長が入札資格者を除外されたことは、私はこれは侵害してるのじゃないかなと、全く反対の言葉のことをされてるんじゃないかなと。

侵害ですね、相手の権利や利益を不当に侵し、損害を与えること、まさしくこの壱岐産業さんは入札を除外された結果、会社が維持できなくなり、会社を畳まれて従業員さんもやめることになった。まさしくこれは相手の権利や利益を不当に侵し、損害を与えてしまった。

市長は、本来責務として行わなければいけない「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」ということで、擁護できてないんじゃないかなと思いますが、この点について市長の御見解をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今その文章をもう一度よく読んでいただきたいと思います。不当に侵害したと、不当にということは、あなたは私が法を犯しているということを言っておられるんです。私は、うちの規則にのっとって対処したわけですから、不当というのには当たらないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ちょっと今の不当っていうところは、どこが当たるかわかりませんが、私はこの議員及び市長の責務の中の2ですね、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」というところですので、この中に不当という言葉は全くありませんので。

○市長（白川 博一君） 侵害があるじゃないですか。侵害を見てください。侵害の、……。

○議員（1番 赤木 貴尚君） いや、市長、手を挙げて発言されてください。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その侵害の意味の中にですね、不当に利益をとということ、「不当に侵し損害を与える」と書いてあるわけです。私は、その不当にということ、私は不当だと思ってないということを申し上げてるんです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長はこの侵害をしてないということですね。

○市長（白川 博一君） 不当にしてない。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 私はですね、今比較ですね、本来、——議長、いいですか。

○議長（鵜瀬 和博君） はい。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 議員及び市長等の責務の中の2に、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という言葉がありますと。その中の擁護ができていないのではないかと、ということで、その擁護の反対の言葉で侵害、市長はこれは擁護できずに、侵害されているのではないかと、ということ指摘させていただいたわけですが、このことの侵害の中に不当があるから、市長は私は不当じゃないということをおっしゃりたいわけでしょうか。よろしいですか。

はい、市長がそうおっしゃるなら、不当ではないということで、私の指摘とはまたちょっと話が食い違っておりますが、市長は不当に相手の権利や利益を不当に侵して損害を与えてないということで、擁護できるという見識ってということですね。はい。

それは聞いてある方が、それが市長が不当に市長の地位を活かして指名を外したということじゃないということで、市長が思われてるということですが、今市長が幾つかお話しされた中で、以上3点ですね、これの政治倫理基準の2で考えますと、以上の3点をこの政治倫理の基準の2に書いてありますが、「議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」ですか、いいですかね、「議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」ということが書いてあります。

このことを私なりに解釈しますと、市長はこういうふうな今私が指摘した3点、それ以外にも多分きょうお集まりの方なり、議員の皆さんは、ちょっとおかしいなと、これは疑惑があるなというふうに思われた方がおられるかもしれません。私は、この政治倫理基準のことを考えると、市長は市民に対してこの「疑惑の解明に当たるとともに」というところでいうと、この疑惑が持たれたことについて、公の場で記者会見等を行って、私はこういうことは疑惑に思われてますが、潔白であると、この議会の場、以外にも記者会見等をされてはどうかと思います。この提案について市長のお考えをお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 率直に申し上げまして、その考えはございません。と申しますのも、この今赤木議員がおっしゃりになっている、壱岐市倫理条例の政治倫理条例のことで今お話になって、私の刑事訴追とは別だとおっしゃってますけども、明らかにその申し上げることが、そこに影響するということをはっきりしておるわけでございます。

したがいまして、全然関係ないことを言ってるんだとおっしゃいますけれども、憲法あるいは刑事訴訟法、あるいは民事訴訟法の趣旨にのっとりまして、その答えには発言を控えさせていた

だきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長のお考えをもう一つ聞きたいんですが、司法で争われることと、この市長が定められた壱岐市政治倫理条例で、いわゆるこの地方自治で話すことですね、決めることってというのは、同じことなんですかね。

司法のやることと、この場で条例に違反しているんじゃないかというような、いろんな疑義を持たれたことについて説明することとは、全く同じことだから説明はできないというお考えなんですね。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさにそのことを判断するのが、政治倫理審査委員会でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長がみずから政治倫理委員会のことをお話ししたので、もうちょっとお話をしたいところです。ちょっと時間の都合もあります。

じゃあ、その政治倫理審査委員について、ちょっと幾つか質問をさせていただきたいと思います。もうちょっと頑張れよという声も聞けそうなんですが、ちょっと時間の都合ですので、壱岐市政治倫理審査会について、ちょっと幾つか質問させていただきたいと思いますが、まず今回市長が昨日、3月6日に市民からのお尋ねがあって、政治倫理審査委員が3年間不在であったことに気づいたということをお話しされました。

その時点で、まず市長が3月6日に市民からのお尋ねがあり、確認をしたところ、云々かんぬんということをお話されましたが、確認をしたところって、どこに誰が確認をされたんでしょう。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は条例もそうでございますけれども、各附属機関の委員を全て任期も全て暗記をしているわけではございません。したがって、確認をしたということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ということは、市長が確認をされたんですよね。いわゆるそれどこに確認をされたのかだけ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員は全て壱岐市長の名で仕事をいたしております。したがって、私本人が確認をすとか、担当課長が確認をする、それも全て確認したということになるわけでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長が担当課に確認をされたということですね。はい。その担当課に確認をされて、担当課が長崎新聞の取材に担当課の方が14年1月以降の任期満了時に、審査する案件がないとの理由で後任を任命しなかったというお話をされているようですが、案件がないので、後任を任命しなかったというところは、市長のお考えと一緒にだけお伺い願います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その件については、その返事をした職員が認識が全く間違っておりまして、これはあるないにかかわらず、条例違反でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 条例違反というお答えがありましたので、どの条例のことをおっしゃっているのか、ちょっとわからないんですが、どの条例について違反ということでしょうか。市長済いません、お願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が申し上げておるのは、「審査会は6人以内の委員をもって組織する」と書いてあるわけです。「組織することができる」とは書いてないわけです。できるならそれでいいと思います。しかし、組織するという明言をされておりますので、これはこの条例に違反しているということを申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 済いません、ちょっと勉強不足で、市長のお手間をとりましたが、この審査委員ですね、案件がないというのは、その担当課の方が間違われたということで、担当課の方も慌ててそういう答弁をされたのかなと思います。この市長もその委員の選任に、一人

一人のことはわからないということをお答えされましたが、実はこれ平成24年から平成25年、26年、27年、28年、29年と、今年度も含めて壱岐市政治倫理審査会委員の報酬6人分、7万2,000円が毎年予算計上されていますが、この予算計上されていたことは、市長御存じでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そこまで詳しくは私は記憶をしておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長の今のお答えには、私もちょっと若干凍りついてしまいましたが、私も今回委員が選任されていないということは、よくないことだなということは思いました。

しかしながら、委員がいるということは、報酬自体が予算計上されているのではないかなということで調べたところ、平成24年は当初で予算も発生して、その後決算もされているようですが、その後平成25年、26年、27年、28年、ましてや今年度も、今回市民の御指摘がなかったら、またもしかしたらこれ委員いないまま予算計上されて、これはもうほんと私たち議員も反省しなければいけないんですが、この委員の存在すらわからずに予算を、私も議員になって4年目ですが、そのままずっとこれを賛成して通してきたというのは、ほんと反省すべきところですが、これ予算計上されているながら、委員が選任されていないと、これ本当に市長、問題だと思うんですよね。

こういう問題点もありながら、今後この政治倫理条例について、ほんとに今までの指摘と、ましてや今回この委員の不在ということに関しては、やっぱり議員もきょう皆さんお聞きの上で、これちょっときちんと市長に何か責任を問うことをしなければいけないなということ、改めて思われると思うんですよね。

だから、これは今後は議員として、議員一丸となって私たち議員も襟を正すことと、市長にも襟を正していただくことは、行動をしなければいけないと思っております。

この委員の選任に関しては、やはり今回市長は早急に委員を選定するということをお話しされました。これ僕疑問に思ったんですが、委員選定は何で今回早急に行うのかということですね。指摘があったからなのか、それもしくは市民から政治倫理審査会を行うようにという案件が上がったから、委員を選任するのか、どちらかちょっと市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今回の御質問は、大変私にはどうしてそんな御質問なされるかな。委員がいなかったからけしからんと、おしかりいただいた。当然のごとく、早急にそれは委員を選任いたしますよ、当然じゃないかと思っておりますけど、おかしいですか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長がほんとけしからんとおっしゃる気持ちもわかりますが、（発言する者あり）ああ、私がですね、済みません。（笑声）そうか、けしからんですね。確かに予算計上しながら、委員が今までいなかったこそけしからんと思います。市長もその件については反省をされていると思いますので、この点については早急に、今年度もあと残すところ何日かです。今年度も予算計上されていますので、早急という点でいつまでに選任されるのかだけ、1点お伺いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 既に選任をいたしました。弁護士2名、大学教授1名、学識経験者3名でございます。任期につきましては、4名の方が29年3月7日から33年3月6日まで、2名の方が29年3月9日から33年3月8日まででございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 既に選任されたということで、1点だけ、実はこれとある自治体で、この政治倫理審査委員に顧問弁護士を入れてちょっと問題になったところがございますが、今回はその顧問弁護士は、その中には入っていないことだけを確認したいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 当然でございます。顧問弁護士などをこれに入れる、それはもうとてもじゃございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この委員の選任に関しましては、本当に予算計上されていながら、私たちのチェックも甘かったと思います。今後はほんと政治倫理審査会にかからないことが一番であって、この政治倫理審査委員に、審査会を開かれないような政治倫理を、議員並びに市長等も、みんな襟を正していかなければいけないと思っております。

この件に関して1点お願いというか、御要望がございます。今回この委員に空席があったという

ことは、やはり私たちもチェック機能が甘かったなと反省すべきところです。その点に関しまして、このいろんな委員なり審議会の名簿等を、ぜひできれば議会に資料として提出していただきたいと思いますが、この点についてお伺い願います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのようにいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、よろしく願います。

市長に対しては以上です。ちょっと時間がございませんので、教育長について最後1点だけ質問させていただきたいと思います。

安全・安心なまちづくりということで、平成29年1月31日火曜日に、4時ごろ壱岐市芦辺町路上で、下校中の児童が黒い車に乗った男性から手招きされた事案が発生しました。

前日も私はお話、提案させていただきましたが、この壱岐の宝と市長も常々おっしゃってます子供たちを守るために、壱岐市内の児童への防犯ブザーの貸与を再度検討すべきだと思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、赤木議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、12月の会議で同じ質問をいただきました。そのときの答弁が十分でなかったようで、今回の質問になったことと、御指摘の1月31日に起こりました芦辺町中野郷西触における小学校6年生3名が、下校途中に車の中から窓をあけて手招きをされたという事案でございます。

子供たちは、もちろんすぐに逃げました。声はかけられておりません。車は後から追いかけてきておりません。学校のほうからもすぐそのような報告を受け、私どもも事実確認をいたしましたし、学校も警察に連絡もしております。

というのは、この子供たちは、800メートル近く戻って、派出所にそのまま報告をしております。つまり、子供たちの中には、日ごろから指導している「いかのおすし」がしっかり守られて、身についた形として行動につながっております。

この報告を受け、派出所も壱岐署に、壱岐署は県警に、そして今議員がおっしゃった情報は、県警が発出する安心キャッチメールで登録をされている方には、その情報が知らされております。

私どもには、その男性ということまではわかっておりませんでした。黒い帽子とマスクをしていて、子供たちからは性別はわからなかったと、年齢もわからなかったと。その後、派出所のほ

うが児童等に聞いて、その分を情報として県警のほうにまとめて、今のお話になったものと思います。

よって、市教委はそのような報告を受け、壱岐署とすぐに連絡をとりながら、すぐその日のうちに各学校長、幼稚園も含めまして、メールでもって把握した事実の状況をもとにして、学校で安心して指導できる内容も含めて、情報の発信をしております。

学校は職朝での、あるいは帰りの会での教職員での確認と、各学級における指導と、保護者等への呼びかけを各会議の中でさせていただいております。

そのような状況の中で、一体今壱岐市の中では、子供たちの安心・安全を守る地域・保護者・学校との連携がとられているものと思っております。

前回お話になりました11月1日の郷ノ浦町内新道で起こりました事案は、その手をつかまれて、車にそびき込まれようとした。しかし、手を引つかいてでもその走って逃げた子供、そしてすぐ親に報告をした。この逃げる、報告するということが子供たちがしっかりしております。

学校でもこれからもまずはしたいと思っておりますので、今後もこのような事案に対する起こらないための指導を徹底させながら、しかし状況はしっかり把握をして、それでも安心・安全が確保できないとなったときには、防犯ブザー等の貸与等も、それは考えなければいけないと。研究の中には入れていることを申し伝えておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 教育長、前回お話をさせていただいて、約1,500人に貸与したときに、約120万円かかるということをおっしゃいました。先輩議員たちも、120万円ぐらいなら何とか押し切れというような御指摘もありながら、教育長にほんと私は子供を持つ親として、いつこれほんとに教育長が踏み切ってくれるのかなということを思いました。

これ教育長、もしかしたら誰か連れ去られて、本当の事件にならない限りは、防犯ブザーを貸与する気がないんじゃないかなと思って、これ事件が起きてからじゃないと貸与しないのか、そうじゃないよと。でも、今でも十分見守りができてるよと。見守りができているにもかかわらず、昨年からは、——昨年は12月会議で報告があったのが7件事案があつてですよ、今度また1月に1件あつて、ずっと連れ去りじゃなくて声かけだったり、手招きだったり、案件が続いているわけですよ。

教育長は、前回これから壱岐市を日本全国に教育の島として、あるいは治安の優れた島として、いろんな意味で宣伝していくときに、小学生全員にブザーを持たせる島と印象づけるのか、大人を含めて壱岐はブザーが要らない、安全・安心で気持ちよい挨拶を交わす島と宣伝して、人口減少に対する対策に備えるのか。

私は後者、いわゆるブザーを持たせないで、安全・安心な島だということのイメージで、人口減少対策に臨みたいというようなお話がありましたが、これそんなことを言っても、実際事件が起こって、「私は挨拶ができてから、みんなが見守ってるから、事件にならないと思ったんですけど、なっちゃいましたね」じゃあ、やっぱりだめだと思うんですね。

これ僕は、しっかり対策できている島ということで、安全・安心で防犯ブザーも貸与して、声かけ事案があるというのは表に出なくていいんですが、対策ができているよと、子供が安心して過ごせるよ。だから、子育ても子供も一人でも多くふやしましょう。移住者も来てくださいという、本当にきちんと対策できる島になってほしいなと思います。

本当に120万円、多いのか少ないのか、皆さんそれぞれ考えていただいて、新しい学校を建てるのに何億円もかかるのに、その耐震も子供たちの安全対策であろうですが、防犯ブザーを貸与するのも安全・安心のためなんですよ。

この防犯ブザー貸与ってというのは、不審者対策としては本当に小さな対策だと思うんですよ。この小さなもうほんと120万円、多いか少ないかは皆さんの判断ですが、この対策ができないのにはですよ、もっと教育委員会は大きな対策をすべきですよ。地域安全マップをつくるとかですね、子供たちに安全対策っていうのをしっかり教育する。

声かけ事案だけじゃないんです、安全っていうのはですね。そのほかにも危険な道路とか、川だとか池だとか、そういうところをしっかりと知らせることも、ほかにもやるべきことがいっぱいあります。防犯ブザーの貸与なんて、ほんとに小さな対策です。このことについて、最後教育長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 安全マップが各学校にきっちりつくっておられること、PTA会長をしている方だったら御存じだと思います。

防犯ブザーを持たせたら、声かけ事案や引き込み事案等は起こらないのか、それはわかりません。しかし、子どもはまず人間が人間としてできる安全予防を精いっぱい努めていくことが、人と人が織りなす学校教育の中の場所だと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 時間が過ぎておりますが、簡潔に。許可をいたします。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ちょっと今の言葉で忘れてしまったんですが、教育長の今の答え、学校での安全っていうのは、もう先生たちが本当にきちんと頑張られてるので、守られていると思います。今回の声かけ事案というのは、学校以外です。

教育長は、常々帰るまでが学校の管理だと、教育委員会の管理だというふうにおっしゃってま

すが、本当にこの声かけ事案ですね、毎回起こってますよ。市民がこんなに怒ってるのに、教育委員会、教育長は何もしないのかと思ってあると思いますので、時期を見て教育長の御判断をお待ちしております。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。呼子議員。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 皆さん、こんにちは。

きょうは、私、2件ほど質問をいたすようにしておりますが、その前に、議長にお諮り願いたいと思います。

きょう、中原副市長に対する、私のほうから審査委員長として質問したいと思っておりますので、御答弁のほうをきょうはお願いしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 答弁については市長の許可が要りますので、市長の許可があれば答弁をしていただけたと思います。

○議員（3番 呼子 好君） それでは、私は今回の訴訟について質問をしたいと思っております。

この件につきましては、午前中も2名の方から話がありますように、大変壱岐市としてはトップ2人が訴訟を受けたということで、受理をされたということで、大変遺憾に思っておりますし、その見解あるいは内容等について質問をしたいというふうに思っております。

この件につきましては、前回の9月の一般質問で質問をしたわけでございますが、経過を話しますと、昨年6月9日に壱岐産業が市長選の報復の、不当として、指名外しをしたわけでございます。

その結果、1月27日に長崎地検が受理をしたということで、大変、半年近く日数がかかったわけでございますが、これには慎重審議の結果だというふうに思っております。

それから、21日にそれが公表されまして、2月の22日に全国紙、テレビでも放映、壱岐の汚点を発したというふうに思っております。

私は、市長、副市長は、議会でも、それで市民に対しても、この議場ではっきりとした謝罪の言葉を欲しいというふうに思っておりますし、その点について、まず市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 長崎地方検察局で告訴状が受け付けられたということは、事実だと思えます。

しかしながら、そのことをもって、私が法令違反を犯しているということではないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 受理されたという認識はあると思いますが、前回のときは告訴しただけで受理はされてなかったんです。今回は受理されたということで、私は市民に対する謝罪の言葉が欲しいなと思っております。もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は先ほど来、申し上げておりますように、法令に従って処理をしたと思っておりますから、現段階で謝罪とか、そういったことは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 法令の中ではっきりするということですね。

それでは、今後の裁判につきましても当然されるというように思っておりますが、これは午前中の同僚議員の中で質問ありましたように、当然、裁判費用については自分が支払うと、そういう約束をされました。私はそれは当然だろうというふうに思っております。

この経過については、去年の4月12日と14日に、市発注の道路工事の入札が公告されました。そのとき、4路線が公告に載ったわけでございますが、そのとき壱岐産業、入っておったんです。

ところが、4月の22日になって突然中止になったと、このときBクラスという工事関係の方がおられますが、それに参加をしておった人が外されて、そして5月の6日に指名委員会がございまして、この指名委員会の中で壱岐産業さんは外されたということで、これは副市長は審査委

員長でございますから、副市長が指示されたのかどうか御答弁を願いたいと思っています。

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員、通告をまず一旦全部言っていただいて、それに対してそれぞれ理事者側が答弁するようにしますので、一旦通告をされた分については御質問をお願いしたいと思います。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

その件、それと事業費が、事業といいますか、そのかわりにAランクの業者が入ってきたと、壱岐産業さんを外してAランクの業者が入ってきたということ。

そして、事業費も変更になったという、そういう話もありますし、市が定める選定基準の第3条に、壱岐産業さんを外すどういう理由があるのか、なぜ指名しなかったのか、そのところを明確にお願いをしたいというふうに思っております。

それと、指名通知の要領に基づいて出さなかったのかどうか、指名委員会の委員長は中原副市長でございますから、そのところも答弁を願いたいというふうに思っております。

それから、この指名委員会の中に市長は口を出さず余地はないんです、それは、決裁が上がってから出してあると思いますが、そういうことを繰り返されておるということで、この件につきましては、結果、副市長が判断するような案件とは違うということで市長が出しておると言いますが、公平さを欠く、欠陥基準だというふうに私は思っておるわけでございます。

それと、この通知が来なかったということで、5月の10日に、壱岐産業の社長が中原副市長に面会をしております。なぜ、通知が来ないのかと、そしたら、白川市長を選挙で応援しなかったから指名から外したと、そういうことを言明をされております。

そして、なかなか白川市長と会う機会がなくて、時間がたって、5月の18日に面会を社長等がしておると、そのとき、市長は、指名回避した理由は選挙です。壱岐産業は対立候補を応援した、信頼関係が崩れたので市の発注工事を出せない、前回の選挙も指名外しをしたという、そういう言明をされました。これは、私は行政に対する締めつけだというふうに思っております。

そして、28年5月27日付の市長名で、本村神里線改良工事の競争参加資格なしという認められた理由について、文書が5月30日に届いております、27日に発送して。この5月30日というのは入札の日です。こういう文書が表も、手続も、もうでたらめであるというふうに、文書から見たときになっております。

市が定める入札の様式でない、通知も入札参加申請書提出の期限が10日以内になっておるのを、これは入札になってない、こういう公文書の中に、壱岐市建設工事の条項を書いておりますが、参加資格とは関係がない条項、そして、資格要件では指名停止の期間中ではないという、そういうことがうたわれております。

壱岐産業は、指名停止を受けてない、市が指名停止をすれば通知を出す義務があるわけござ

いますから、これも来てないという、そういう事務的にでたらめな文書が市としてはやられておるといふ、そういう実態があります。

私は、今回はこの問題についても、監査委員として、きょうはお見えではございませんが、事務の実態を放置してある。そういう見解から、今後、監査委員のほうにも、その見解を求めていきたいというふうに思っております。

以上、後からまたあれを追加しますが、以上についての答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子議員のお尋ねでございますけれども、ただいまお話された内容でございます。表題、本文はでたらめであるとか、あるいは指名停止の義務通知が来ていないとかおっしゃいましたけれども、これらについては、全て壱岐市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱や、壱岐市建設工事の指名基準等の各条項に基づいて、その定められた手続に沿って処理を行っております。

今回の措置は、壱岐市が発注する工事契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づくものではございません。

つまり、指名停止ではなくて、あくまで壱岐市建設工事の指名基準に沿って指名をしなかったものでございますので、ぜひその点を御確認いただきたいと存じます。

また、副市長についての御質問については、副市長にお答えをさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） それでは、指名委員会の委員長としての職務ということで、御答弁を申し上げます。

指名委員長といたしましては、職務基準に沿って処理を行って業務を遂行したという認識を持っております。

以上です。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 壱岐市建設工事制限付き一般競争入札の実施要領の中に、第3条で、制限付き一般競争入札に参加できる者に必要な資格というのがあります。この資格のどこに、今の市長答弁が入るのかどうか。

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 指名基準の中にはそれは入っておりません。

ですから、基準の中では入っておりますが、指名基準の中の要綱の中にございましたので、その関係で基準に沿って処理をいたしたと、そういうことでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 要綱には当てはまるんですね。

それと、先ほどの文書の関係、副市長、文書誤りの関係。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 文書のございですが、この文書は、先ほど市長が答弁いたしましたように、各種基準にのっとり、要綱に沿って提出をいたしておりますので、何ら不手際はなかったと、そのように思っております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これが、一級市道の本村神里線の参加資格なしとの理由の文書です。本来なら、皆さん方が策定した中では、この文書が様式はこれになつとるんです。間違いないですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 手元にあります。中原副市長。文書番号。

呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 参加資格なしと認めた理由は、文書番号も何もないんです、28年5月27日だけで。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この5月27日の文書につきまして、理由について回答を申し上げます。

その中で、5月10日以降は、係争に至る恐れがある発言があったので、市と係争に至ると判断されるという指名基準にのっとりまして、文書を差し上げております。

以上でございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） いや、その文書の中身を、この様式じゃなきやだめなんじゃないですかって言ってるんです。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この回答を出す様式はございません。ですから、このような文書で差し上げております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） ここの要領の中には、一般競争入札参加資格確認通知書……

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 済みません。不適格者という、そういうあれが様式があるんですよ。これに書くのが当然じゃないんですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 様式、執行部のほう。中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この入札につきましては、電子入札で行っている関係上、様式は電子入札の要綱で、その様式で送付をいたしております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 納得できませんが、その内容として入札参加資格なしとする理由の中で、市長は「市政に対する痛烈な批判を繰り返えされ」という、そういう文言は入っとるんですね。痛烈な批判とはどういう内容か。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その内容につきましても、調査の中でお話をしてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） もう法廷じゃなくて、きょう、できませんか。何か問題あります。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほども申しあげましたように、ただいま刑事事件で訴えられておりました、そのことが進行中でございます。

先ほどの一般質問の中でも申しあげましたように、憲法あるいは刑事訴訟法、あるいは民事訴訟法、そういった法律の趣旨にのっとりまして、今は発言を控えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほど言いますように、前回もこういう事案が起きたということでございまして、これがもう3回目じゃないかなと思っておりますが、それに対する、市長は今後もこういうことをやるのかどうか、2回ですかね。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど来、申し上げておりますように、壱岐市建設工事の指名基準に沿って指名をしなかったという、指名停止ではなくて、指名をしなかったということでございまして、過去にも、私、1度そういうことがございました。

しかしながら、信頼が回復いたしましたので、直ちにもとの状況に戻ったところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 指名基準の中身をちょっと教えてください。のっとってという話でございまして。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） これは、先ほど呼子議員が御提示になりました平成28年5月27日の回答の中に書いておりますように、壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号、「その他、市長が受注者として不相当であると認めるときは指名しないものとする」という、この条項でございまして。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） その中身は話されないということですね、今は。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに、今、そのことについて私が訴えられておるわけでございます。

ですから、そういった調査のときに、捜査のときに、お話をしたいと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

それから、委員長にお伺いします。Bランクを外してAランクを入れたという、そういういきさつを誰が指示したのかどうか、委員長の決裁でやったのかどうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 先ほど市長が答弁をいたしましたように、指名回避でございますので、その関係で設計書を変更したということでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 業者の入れかえですよ、業者の入れかえ、Bランクを落としてAランクを入れたという、そのいきさつ。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） そういうことで私も告訴されているわけでございますから、先ほど申し上げましたように、職務基準に沿って事務を遂行したということでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 事務を遂行したという……

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 済みません、Bランクを落として、そのとき何社Bランクが入札に参加したのか、それでその中の壱岐産業を落としてAランクを入れてきたと、そのいきさつです。それは基準も何もないと思いますが。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） ただいま係争中でございますので、そういったものは司法で訴えていきたいと、そのように思っております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ちょっと答弁がなかなか得られませんね。

市長にお尋ねしたいと思います。今回のこの壱岐産業は、7月に公共工事の受注の見込みがないということで廃業しました。従業員も15人抱えておりました。それがほとんどもう再就職の方もおられますし、自分でやっておる方もおるわけでございますが、それだけ迷惑をかかっているわけです、市長の一言で。

それに対する市長の、この従業員等に対する心情的なことはございませんか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 指名をされれば必ずその仕事が取れるという確信を持って、そういうお話なのかどうかわかりませんが、指名をしなかったことと、その2カ月後に倒産をされたら、廃業届をなされたということについては、私は言及を避けたいと思っております。

それは、会社の内部の状況等々もございましょう、ただ、指名を外した、そのことが倒産につながったとは考えていないところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） やっぱり業者は、公共事業がなければもう食っていけんわけです、個人のあれだけでは。やっぱりこういうのは外してもらおうと、やっぱりそれぞれ末端の従業員まで響いてくるわけです。そういうのを考えて指名を外されたのか。

理由もなく、後で法廷で話すということですが、余り大きな、私は、壱岐産業さんは別に問題なかったというふうに思っておりますが、それが選挙目当てのことで、こういうふうになったというふうに認識しておりますが、それに対する回答を。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことにつきましては、既に、恐らく捜査のほうの方々が、どうであったのかということは調査済みであると思っておりますし、私も捜査、調査を受けた場合は、素直に自分のことを申し上げたいと思っております。

その辺の、調査に関することについては言及を控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほども言いましたように、従業員に対する心情的な考えは、市長はお持ちですか。もし、あれば、ここで発言をお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのような件については、発言を控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私は、一言ぐらいは謝罪をしていいんじゃないかと思っておりますが、それでもしませんか。家族がおるんですよ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私はあくまで法令に従って、事務をしているということを申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○市長（白川 博一君） もう一度、済みません。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） もし、この入札の回避が、それが全てそのことにつながったということが実証されれば、私はやはりそれはおわびしなきゃいかんと思っておりますけれども、今、告訴された段階、そして、私がルールに従っていないくてこういう状況が起こっておるということであれば、それはまたいろいろな考えがございますけれども、今の段階で、私は法令遵守をして、職務を遂行しているということを申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） もう大半が、この指名外しの関係でやめたんですよ、もう80%は。それが家族に対しても、そういう市長の心情的な言葉が出ないと、大変残念です。

再度、もし何かあれば——ない。はい、わかりました。もう法廷で争うという言葉も、これも変わらないわけございまして、もし市長は法廷で負けた場合どうするのか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は真摯にこのことに向き合っております。「たら」とか「れば」とか、そういう将来の不確定なことについてはお話はできません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この件については、今議会の最終日に、真相究明のために百条委員会の設置を委員会に提出したいと、そういう予定をしておりますので、これについても御理解を願いたいというふうに思っております。

それから、先ほども出ておりましたように、壱岐市の政治倫理審査会、これについても、きのう、市長は釈明されました。報道はその前の日にされております。

いわば、こういうのを、議会も休会だったとは思っておりますが、早くやっぱりそういう釈明というのはする必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますし、この委員の任命につ

いては、もう既に終わったということでございますので、今回のこの指名外しにつきましても、この審査委員会の中で私はお諮りをしてはどうかというふうに思っていますが、これに対する市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 政治倫理条例につきましては、私あるいは市議会の皆さん方の行動について審査請求するものでございますから、私のほうから申し上げることではございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これはもう辞令を出されたんですか、6名の方には。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2人の弁護士さんについては、島外にいらっしゃいますので執行はまだいたしておりませんが、その写しをお送りをして承認をいただいております。

他の4名の方については、壱岐在住でございますので——失礼しました、3名の方が壱岐外でございまして、あとの4名の方については、既に辞令を執行をいたしております。

失礼いたしました、手渡していないのが、大学教授1名、弁護士1名でございまして、4名の方には既に渡しております。

しかしながら、承認をいただいておりますので、先ほど申しますような任期4年間ということになっておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

先ほどの指名外しの関係で、全国でいろいろ事件が起こっております、ここにも二、三、そういう実例が来ておりますが、ほとんど相手側が負けておるとい、そういう状況で、大きくまた壱岐の汚点を残すんじゃないかなというふうに私は思っておりますし、私は特に市長は離島振興協議会の会長でございます。会長がこういう訴訟を起こされたということで、大変残念でならないわけでございますが、この点につきましても法廷で争うという、そういう構えでございますので、この件については一応終わりたいというふうに思っております。

それでは、2点目の件でございます。

原発の関係で御答弁をお願いしたいというふうに思っておりますが、東京電力の第一発電所が連続爆破し、炉心等事故によって大きな影響を与えておるとい、もう震災から、あす、

あさってで6年目を迎えるわけですが、今でも約8万人ぐらいの避難生活を続けておるとい、そういう状況でございます、私はこの玄海原発につきましては、再稼働の話が、今、出ておりますし、地元の玄海町の町長も前向きな意向のようでございます。

あとは知事の、佐賀知事の決断次第だという、そういう報道が出ておるわけですが、私はこの壱岐の島で暮らすには、玄海原発がある以上、大変危ないというふうに思っています。

壱岐の島から海を隔てて30キロ、対岸には発電所が再稼働に向けて動き出しておるとい、そういうことを話がありますし、壱岐は、私は反対をする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、白川市長がどういうお考えなのか。

特に、壱岐は恵まれた海の資源を、そして魚介類、島全体の農地あるいは壱岐牛とかアスパラとか、もう全滅する、そういう状況があるわけでございます、原発の放射能がもし出れば、壱岐の島はもう風によっては20分から30分で到達する。もう逃げ場がないと、そういう状況にあるわけでございますので、この再稼働については、ぜひ市長としてはどういう考えをされておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 福島県の原発につきましては、今なお帰還困難地域もあるわけでございますけれども、それよりも被害、本当の意味の被害というのは、やはり避難所の方々だと思っております。

避難所の方が、今、テレビでもドキュメンタリー放送されておりますけれども、放射能が来たとか、あるいは学校で、そのことによっていじめを受けたり等々、今なおそういった被害が、本当の意味での心まで痛めるといった、そういった被害があつておるわけでございます。

私は、玄海原子力発電所の再稼働については、これまで過去の一般質問の中でも申し上げました。

また、今3月議会のこの行政報告の中でも述べておりますけれども、玄海原子力発電所は、100%安全と言える施設ではなくて、市民の皆様が不安に思っていること、さらに一旦事故が起きれば、放射能物質による直接的な被害だけでなく、農水産物等への風評被害も予想されます。

このことから壱岐市民皆様の生命、身体、財産と、すばらしい壱岐の島を守るという視点に立ちまして、玄海原子力発電所の再稼働については、これまでも反対だと申し上げてきておまして、その考えに変わりはないところでございます。

ただ、ここで呼子議員の発言に、ちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども、どんな風が吹いたら二、三十分で壱岐の島に放射性物質が来るのか知りませんが、今の国のシミュレーションでは、そのように短時間では壱岐に来るとい証拠はございませんので、その辺はい

たずらに市民の方々に不安を与えないようお願いいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私が言ったのは、壱岐の平均風速が6メートル以上とされているんです。

原発事故が起こると放射能が、もう冬場にはそれ以上の南風が吹いてくる、そういう中で時速10キロのときに、15キロのやや強い風が吹くと30分で壱岐に来るとい、そういうシミュレーションがあるわけです。

そういう中で、私はもう30分ではどこも逃げ切れない、避難するところもない、牛も約1万頭からおります。それをどこにどうするのか、そういうシミュレーションが全然できてない中で再稼働というのは、私は認められないというふうに思っております、私は根拠もなく20分とか30分って言ったわけじゃなくて、先ほどの風速によっては30分で来るとい、そういうことが言われておるといことを申し添えておきたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことに関しましては、3月21日に、県主催で玄海原子力発電所の再稼働についての説明会がございます。

ぜひ、そういった点は正していただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この件についても、毎回、毎日というふうに新聞報道が出ておりますし、平戸市長においても再稼働を認めた根拠を説明してほしいというか、そういうことが言われておりますので、ぜひこれについても、佐賀、長崎を含めて、私は反対する必要があるというふうに思っておりますし、議会としても反対決議をする必要があるんじゃないかなという、そういうことを、考えをしておるところでございます。

別に、何かありましたらお願いしたいと思っております。ありませんか。

ないようでしたら、ちょっと1項目のほうで、指名外しの関係で、思わない答弁がありましたので、時間を早く終わったわけでございますが、もう少し私は真摯に対応していただきたいというふうに思っておりますし、ぜひ前向きに、市長もこれについては処理をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、市長のほうから見解だけお願いしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、冒頭申し上げました。

呼子議員の話ではなくて、今、私は、白川は犯罪を犯した、罰してくれという、そういった訴えを受けておるわけでございます。そういった中で、私はルールにのっとって、事務処理をしておりますということを申し上げております。

その辺のことで、いや、そうじゃないんだというお考えのもとに、今、発言があっておりますけれども、しかるべく場所で、私の主張を申し上げていきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほども言いますように、こういう訴訟を起こされたということ自体は、私は壱岐の恥というふうに思っております。そういうのを認識をして、今後、市政に対する運営をお願いしたいと思っております。

以上で終わりたいと思います。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を13時55分とします。

午後1時44分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。朝から大変お疲れさんでございます。私
が本日の一般質問の最後でございます。残り50分でございますので一つお願いいたします。

それでは、13番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は通告に従いまして、大きくは3点、その要旨として何点か掲げておりますので、順次質問いたします。簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

1項は国境離島新法の施行について。2項は芦辺中学校、旧那賀中学校校舎耐震診断の結果について。3項は壱岐市産業支援センター長の選考についてでございます。少し長いようござい

ますけど、なるべく短縮して時間内で終わりたいと思っております。

それでは、1項の国境離島新法の施行についてですが、まず、感謝から申し上げたいと思っております。全国の国境離島の島民の悲願でありました「新法」が本年4月から施行されます。この新法の制定には、長崎県の離島出身の国会議員、谷川弥一先生、金子原二郎先生のひとかたなる御努力のたまものであり、ここに敬意と感謝を申し上げます。同時に新法の制定に全国離島の島民の代表として情熱を傾注された全国離振協の会長、白川博一市長を初め、議長会、各議会、そして期成会会長の川崎会長ほか、多くの島民の壱岐の高評が功を奏したとことと私は思っておりますし、これにつきましても感謝を申し上げたいと思っております。その中でも、白川市長が国境離島の出身の会長であったことが大きな強みであったと私は思っております。大変お疲れさまでした。

私たちは、島民はこの新法に希望と期待を込めて取り組んでいかねばと思っております。新法は、1に人口減少の歯どめに向けて、2には離島航路の運賃の低廉化、3に物資輸送の費用負担の軽減、4に滞在型観光の促進、雇用機会の拡充の4つの柱に据えての事業を展開することになっております。

谷川先生からもハッパをかけられておるようでございますが、地方では人口減少の歯どめの対策や雇用の場をつくるには壱岐市でも取り組んでおります。そう簡単にできる問題ではありません。国や県の指導をいただき、みんなが英知を結集して新法の有利な交付金を活用し、その方向性を検討していかなければなりません。

新法であります人口減少の歯どめ策と雇用の場づくりは、島内の1次産業や他の事業では限りがあります。私たち国民は、国は国民をどう守ればいいのかと、そして国民は国にどうしたらいいのかと、地域が栄えれば国も栄えるという観念から見ましても、国境離島の無人化対策防止としては、離島への多くの雇用をするには、国・県が積極的に取り組んでいただかなければ、離島という大きなハンデのある限り、市での誘致は不可能と言えます。

国が企業へ離島進出への好条件を提示して、離島のできる工場とかいろんなことがあります、紹介できれば雇用が増加いたすわけでございますが、これは現在では無理だと思っておりますけれども、今後は、そうしたことも国は考えていくべきと思っております。そうしないと、国境離島の人口減少は私は活性化にならないというふうに思っております。

昭和28年には離島振興法が10年の時限立法で制定され、現在6回延長されております。そして、多くの事業ができております。また、平成24年には地方創生事業が制定され、壱岐市でも多くの提案がありました。今回の新法の柱もその延長であると私は思っております。

新法では新しい企業や事業の拡大には交付金制度が制定されておりますが、4月から施行されます新法の交付金を活用して、新しく企業計画、また事業拡大の計画はされておられるか、また、

いろんな相談を受けておられるか、そういうことに対しまして、ちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

次に、人口流出の歯どめについても、これは昭和30年代の田中角栄総理の「日本列島改造論」に伴いまして地方も非常に活気づきました。そうしたことで学校教育も高度化し、進学が進み若者の流出がとめられない状況になりました。それが現在も続いているのが大きな原因だと私は思っております。

歯どめ策は若者の雇用場づくりでありますけどその厳しい状況であります、将来の人口増の策は結婚対策であります。現在、壱岐市にも婚活に取り組んでおりますけれども、結婚、出産、子育てが島内で実現できれば、何年か先には人口増になると私は思っておりますが、これもそうしたゆっくりした考えではできないわけですが、こうしたことを含めて雇用の場づくり、市としてはどのような具体策を研究されておられるのか、お尋ねいたしたいと思っております。

次に、口ですが、人口増加と島の活性化は企業誘致と島の起業であります、私が提言いたしました陸上自衛隊の誘致活動は国境離島新法の施行を機に、強く要望する必要があると私も思っております。このことは市長も同感であり議会でも関係機関へ要望書を提出されておりますが、最近ではほかの離島でも防衛・防災、島の活性化人口増にこれしかないということで、要望をされております。

例を挙げてみますと、一昨年ですか、与那国町を町長選挙でもそれが争点となりまして、誘致賛成の市長が当選をされております。そして現在も配備されておりますが、また、今年の1月の22日、宮古島でも同じような賛成市長が当選されております。そして、お隣の五島市では、昨年議会で議決されて要望されておりましたけど、今年の2月24日、参議院議員外交防衛委員長ほか8名の方が来島されたときに、東シナ海の不安定な情勢や国境離島の重要性を踏まえ、島の防衛機能の強化を求めるといふことの陳情書を直接手渡されております。

そして、人口交流の増にいたしましても、航空運賃につきましても、ORCの利用だけで低廉化となっておりますけれども、福岡空港の民営化も検討されておるみたいです。空港への乗り継ぎも考慮されます。そうしたことで、この壱岐の航空運賃についても将来乗り継ぎがあったときは考えていただければというふうに思っております。

それから、ハです。次に、航路運賃の低廉化については、今回の制度に反するようでございますけれども、一般の見方であって、市長にどうこういうものではないわけですが、島民のためには本当にありがたい制度であります。島を無人化させない施策として航路運賃の低廉化が島民だけがJR並み運賃になるのは、島民にとりまして本当に良い制度でありますけれども、メリットばかりではなく、デメリットの点もあるように思います。

JR運賃とは全国統一であるように見られますが、そうしたいろいろ矛盾したことも意見が出

てくるのではないかと考えております。島に関係のある多くの利用される方には準島民の話が出ておりました。私も当時はそう感じておりましたけれども、準島民の区別も困難でありまして、いろいろ苦情が出てくると私もこういうふうには思っています。

現在、島の活性化と交流人口の増加を掲げているときであります。島外の方たちに疑問を持たれないようなことをせずに、全国統一のJR並みをされたいと私も感じております。制度上できなければJR並みのタイトルを表現するほうが、私はよいじゃないかと感じております。

次に、輸送コスト支援についてですが、また、制度に反することでございますけれども、現在は戦略産品、4品であったのが、今回、農水産品23品目が輸出対象とされ、その中の原材料の輸入をそれぞれ1品までと大幅に見直されておりますが、主要な対象は、1次産業の輸出品目に係る輸入品目になっておりますが、輸出はされておられませんけれども、島の建設業は現在1次産業の役目を十分果たしております。

地域の産業の基礎づくりとなる圃場整備、道路、河川、水路等の工事に使用するコンクリート2次製品は特殊品であり、島の島内には対応できない状態であります。そうした工事材料であり、いわば生物の飼料と同様であります。島内工事の必要に対して輸入品目として対象されますよう、今回だけじゃなく、次にまた要望される時にございますから要望していただきたいというふうには思っております。ただし、島内運送業者が積載する荷物に限るということにしないと、島内運送者の活性化になりませんので、その点検討いただいて要望していただきたいというふうには思っております。

それから、地域社会の一つとされますが、その趣旨は販売拡大による島の活性化とされておりますが、販売拡大首都圏への売り込みなどはどの地域でも考えられることであります。全国の本土も離島も自分たちの特産品を売り込み、取り組みは同じであります。取り組みの原理は需要と供給と生産であります。納入先にコンスタントに納入確約と実行とよい商品であります。それが信頼関係であると私は思っておりますが、実績を上げるにはその基礎づくりが私は大事だと思っております。

自分の苦勞した作物に商品を自分の希望する値段がつけられない状況であります。もうかる農業を目指していかなければ後継者は育たないこととなります。それは農業改革が取り上げております手数料見直し、生産者が意欲を出している六次産業にも取り組む、後継者が魅力を持てるような支援と指導をしていく必要があると私は思っておりますし、売ることも大事ですけども、ほかに対抗できるような基本づくりが私は必要だというふうには思っております。

以上、何点かありましたけれども、早口で申しましたけれども、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の一般質問にお答えいたします。

まず、国境離島新法についてのお尋ねでございますが、それに関連して5つの御質問をお受けいたしました。いよいよ4月から国境離島新法は施行されます。

この件につきましては、昨年12月17日に谷川代議士が来島されまして、国境離島新法についての報告会が開催されました。谷川代議士はその中で、「法律はつくった後は市長に託す」ということで強い握手を交わしていただきました。そのとき改めて責任の重さを痛感したところでございます。この法律につきましては、その後も谷川代議士と幾度となくお会いしておりますが、そのたびにハッパをかけられておるところであります。この法律は、国境に面する島々を無人化しないんだという、まさに今、市山繁議員が御指摘の人口減少対策、これに尽きると私は思っておる次第でございます。

そのような中で、壱岐市の取り組みといたしましては、企業支援及び中小企業の売り上げを向上させる、雇用創出と雇用拡大を図るための壱岐市産業支援センターの設置等々を考慮しておりますが、まず、最初の御質問の人口流出の歯どめについて、男性の雇用の場をつくり、婚活・出産・子育てが実現できれば人口減は守られるという御質問でございます。

今、大変、壱岐も人口減少に悩んでおるわけでございますけれども、急速な少子高齢化によりまして、2040年には現在の人口の3分の2程度の1万8,000人まで減少するというように試算されておるところでございます。議員おっしゃるように、男性の雇用の場をつくり、婚活・出産・子育てが実現できれば人口減は守られるという御提言は、平成27年10月に策定いたしました「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、仕事人が人を呼び人が仕事を呼び込むといった好循環の確立を図るとすることこそ、新たな人の流れを生み出し、まちに活力を取り戻すというふうなうたっております。その中には結婚・出産・子育て支援プロジェクトとして、出会い・結婚から出産子育てまでの切れ目のない支援を行うことなどを、現在、具体的な取り組みを進めるところでございます。

2番目の御指摘の中には、陸上自衛隊の誘致をぜひ必要であるということでございます。このことにつきましては、現在、壱岐市には海上自衛隊壱岐警備所がございまして、約40名の隊員が配置されております。中には家族も一緒に壱岐に来られている人もおられ、地域の活性化につながっております。経済効果も上がっているところでございます。

さらに、陸上自衛隊の駐屯地が誘致できれば、もちろん主眼は島嶼防衛の強化でありますけれども、その経済効果は非常に大きなものになると思っております。北朝鮮有事に対する住民の方々の御不安もあろうかと思っておりますけれども、駐屯地の利便性のアピールと、市民の皆様へ情報提供した上での御理解を賜りながら、訓練の実施を含め、さまざまな機会を捉えまして、自衛隊

の誘致を働きかけていきたいと考えておるところであります。

3点目の、失礼しました。航空路の運賃の低廉化に伴いまして、関東・関西からの飛行機の乗り継ぎ等々について、新たなチャーター便等の壱岐空港のプログラムも必要じゃないかということでございます。

航空路線は壱岐島民の交通手段としてはもちろんのこと、観光、レジャー、ビジネス及び離島振興という観点からも重要な役割になっておりますので、さらなる路線ダイヤの充実と臨時便・チャーター便を含めた観光客誘致への取り組みが必要であります。

九州Re島プロジェクトいわゆる壱岐市、対馬市、新上五島、五島市、屋久島が今Re島プロジェクトに取り組んでおりますけれども、この組織を発展させるということが、現在大きな取り組みでございます。現在、ORCは2機体制によります長崎・壱岐・対馬、福江・福岡間を結ぶ航路を運航しておりますけれども、その中で便数を調整することで壱岐・長崎間において、現在の朝夕2便の運航に昼間に1便を追加して、1日3便運航ができないかという働きかけを行っております。

また、新規路線への試みといたしまして、壱岐・福岡間につきましても実証試験による運航を働きかけております。仮に長崎線の増便、福岡線の運航が可能となれば、壱岐島民にとってもさらなる生活の安定、利便性の向上につながり関西・関東からの飛行機の乗り継ぎだけで観光客の誘致が可能となることから、旅行商品としても積極的にPRすることができると思っております。チャーター便につきましても、新たな路線への試みと、交流人口拡大に向けた取り組みとしてORCに対し、屋久島・壱岐間を旅行商品として働きかけを行っているところであります。

また、将来的に1,200メートルの滑走路、1,200メートルでは離発着可能な機種が限られてまいります。路線の存続がかかっておりますので、滑走路の延長につきましても、引き続き県・国に要望してまいりたいと思っております。

次に、島民の要望であった航路運賃の低廉化が実現いたしました。全ての壱岐住民だけではなく、全ての壱岐に来られ方も含めたところのJR並み運賃を実現してくれということでございます。今、この割引対象全ての方がなるということが本当に望ましいわけでございますけれども、現在のところ国境離島島民割引対象者につきましても、国境離島に居住し住民登録を行っているものとなっております。

また、おっしゃるように、準住民、準島民でございますけれども、この対象につきましても、今後、国の方針が決まり次第、長崎県国境離島航路・航空路運賃連絡会議におきまして協議を行い、その後国との協議を行うということになります。できるだけ多くの方が島民割引を利用し、来島いただくように準島民の対象者を最大限拡大できるよう、要望してまいりたいと考えています。

私が、イメージしております準島民は壱岐市出身者、ふるさと納税者、離島留学生、各地の壱岐の会の会員、そして観光大使など自治体や地域と強くつながりを持つ人、市長が特別定めるもの等々を考えておまして、一回でも多く壱岐へ足を運んでいただくことを期待するものでございます。

次に、輸送コストの問題でございますけれども、輸送コストの支援につきましては、このたび離島新法の制度におきまして、加工品以外の農水産物全般23品目が追加の指定をされたところでございます。

現在、米、野菜、花卉、魚類の4品目で、これは離島活性化交付金でございますけれども、それに加えて23品目が対象となりました。議員御指摘の島の建設業界の資材の搬入に対する補助でございますけれども、この国境離島新法につきましては、島内で生産されたものに係る輸出と、その原材料となるものの輸入が対象となりますので、建設資材によって生産されたものをどこかに輸出する、そういう品目があれば、当然、該当するわけでございますけれども、今のところ私ではそれは思いつかないところではございまして、なかなかそういった製品が島内で生産されて輸出をやるということであれば、該当するかと思うところでございます。

最後の5番目の質問でございますけれども、地域商社が設立されるということ、そしてコンスタントの納入と信頼関係が必要だと、基礎づくりが大事だということでございます。地域商社と6次産業化についてという御質問でございます。

地域商社につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたけれども、本年4月に専属の職員を配置いたしまして、商社事業をスタートさせる予定でございます。壱岐産品でおいしくて、魅力あるけれどもさまざまな事情で世に出ていない、宣伝できていない商品を中心に、本商社が広く販売していく計画といたしております。

都市圏での販路拡大、とりわけ首都圏での売り込みでございますけれども、長崎県が4月に東京四谷に設置する「国境の島売り込みセンター」が専門のマーケティング支援員を雇用いたしますので、指導を仰ぎながら連携して取り組みを推進する予定といたしております。

また、6次産業化につきましては、現在、農水産業で推進をしているところでございますけれども、6次産業産品の流通販売につきましては、地域商社がその役割を担えばと考えております。しかしながら、商社といたしましては自走化を国から求められております。組織を維持運営していくためには、手数料は若干取らざるを得ないと考えているところであります。あわせて新商品の開発等の支援につきましても地域商社で計画をいたしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私も早口で市長も早口でやっていただきましたけれども、急が

せてごめんなさい。

1のこの航路運賃の低廉化これについては、私は準も必要です。しかしながら、そこで見比べるのも必要、ほとんど準になれば結構ですが、やっぱり富裕層とかいろいろ来るわけですね。ホームページでもJR並みということは載っておりますから、そうしたことになりますと、JR並みは大阪に行こうが東京に行こうが変わらんわけですから、そういうことに疑問を抱かないように、皆さんその運賃で行くようにしていただきたいというのが私のあれですが、昔から以前から言っておりますけど、海は壱岐の場合はどこでも離島です。海は国道とも言われています。JRになると鉄道になるわけです。

そうしたことで新幹線でも高速道路でも、いろんな過程では相当な維持費、それから建設費もかかっています。そうしたことから見ると、壱岐の運賃ぐらいは微々たるものというふうに思っております。そうしたことを国は改良せんと、この無人化は防げんというふうに思っております。

そして、高田知事も先日新聞に載ってました旧県知事の。本県はほとんどが離島・半島で形成されているので、誘致の面も西の果てであり、航路運賃を大きく下げたり、他県よりうんと努力しないと人口が集まらない、宿命であるというふうに言われておりますけども。

こうしたことで九州郵船は民営化ですから、あの人たちが運賃を下げると経営ができませんから、全てこうしたことは国がやっていただかなければいかんというふうに、国境離島ということは国の境ですから、やっぱりそうしたことを内海の離島とは違うわけですから、その点についてやっぱり検討していただかなければいかんから、これから重点を置いていかなきゃいかんというふうに考えております。

そしてまた、自衛隊の誘致ですが市長も取り組んでいるということですが、もうこれは北朝鮮の弾道弾もそうですが、日本海のEEZにも来ております。そうしたことで侵犯領海とかいろいろあっております。戦争をするわけではございませんけれども、国境の離島は安心安全のあるのがやっぱり防衛ですよ。防衛とそして防災、そうしたことが私は戦争することを言うわけじゃございませんけれども、それがやっぱり安心安全は大事だというふうに思っておりますし、それから活性化にもなるというふうに考えております。

それから、建設業の2次製品についても、これは輸出はしておらんですけども、必需品ですから今後はいただかないと建設業者には別に補助金はありませんので、そうした運送費で幾らか援助してやるというふうなことも考えていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

それから地域商社もそうですけど、地域商社についても手数料を取るわけじゃなかですよ。手数料を往復いろいろ二重に取ったりするようなことが今ありますから、そういうことは省いて、農家の人が少しでもその分をもうかるようにしてやらんと、後継者が続かんとやないかというふ

うに考えておるところでございます。

それについて何かございましたら……。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、島外の方が壱岐にお見えになる。今のところエージェントがつくっております旅行商品、いわゆる団体旅行ですね、についてはオーケーだと言われております。個人については、その辺がまだ厳しい面がございます。ですから、その辺はぜひ今までもそうでございますけれども、今からも船に乗る全ての方が対象となるように運動していきたいと思っております。

それから、手数料でございますけれども、やはり手数料をもしゼロにいたしますと、それこそ農協とか漁協とかがたっていかなわけですね。したがって少なくとも農協などで集めることができない小ロットの少ししかできないようなものも売り出していくわけでございますけれども、そういったところに影響を与えない程度の手数料を取らなきゃいかんと思っておりますし、まさに、そのことによって商社が自立する。いわゆる民間に正直申し上げてお渡しできる、そういったことで進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は手数料を取るんじゃないかと、やはりこれは今農業改革も話があっておりますけれども、やっぱり壱岐の農協は力がありますから、直接販売をしてやっぴりかなきゃいかんし、それから地域商社にしましても、どこも一緒ですから、コンスタントに運営できる、今月はこれだけしかできない、そうしたらそういう少量では受けつけませんよということにならんように、私は基礎づくりが主だということを言っておるわけです。

そういうことで、一つ全てについてやっていただきたい。そしたら1項の企業の計画、そして事業拡大の計画とかいろいろ相談が今何件かあっておりますか。その点について。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今の基準で言いますと、創業をすれば600万円を5年間あげますよと、それについては当初一人でもいいということでしたけれども、3名従業員がいるというようなハードルが高くなりまして、非常に厳しいなと思っております。

それから事業を拡大については5名で1,200万円、設備投資を伴えば1,600万円、それを5年間ということでございます。現在、それを例えば2つの事業者あるいは3つの事業者が力を合わせて3名の雇用にして企業は立ち上げられないのかとか、あるいは5名雇用できるという

ところは、島内で限られております。そういった方々に直接私お話を申し上げて、何とか事業拡大していただけないかとかというお願いをしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） そうした企業の方々もそうしたその制度を利用して、やはり立ち上げるだけではなく長く続いていかなければいけないわけですから、その点を支援をしてやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、自衛隊は何度も言いますが、よその地域に遅れをとらんように、市長も一生懸命頑張っていておられますけれども、これが国を守るということですからひとつお願いをいたします。国境に住む者の悲願ですからひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に那賀中学校舎耐震診断の結果についてですが、芦辺中学校舎移転に伴う校舎建設計画につきましては、今までの経緯のとおりでございますが、今回の耐震診断実施に至った経緯と、耐震診断の結果内容と建設経過について申し上げたいと思っておりますが、市長も議会初日の施政方針の中で、耐震診断の結果内容と新築することの判断を示されておられますが、平成28年11月25日には、壱岐市立芦辺中学校舎新築工事の早期着工に関する請願書が提出されております。

この請願書は、所管の総務文教厚生常任委員会の付託でございましたが、7月22日の全員協議会で協議の結果、早期に耐震診断を実施するようにとのことで、平成28年10月12日から29年3月10日までの期間に調査を実施された耐震診断の進捗状況の報告が、平成29年今年の2月1日にありました。その結果、コンクリート強度が国の基準の13.5平方ミリメートル／ニュートン、13.5を下回る数値がございました。数値12.2が一部にあったため、判定委員会より追加調査の実施の指示がっております。

追加調査として4カ所のコア抜き調査を実施して、県建設技術研究センターの強度試験を受けなければなりません。平成29年2月22日市教育委員会より議員各位への耐震診断の結果が速報として報告がございました。技術センター強度試験の結果の速報値暫定値では、A棟1階の④は国の基準よりわずかでありまして下回っており、また、追加調査の前のA棟の1階の12.2平方ミリメートル／ニュートン、12.2の数値は最初ですので残るわけでございます。また、I s 値これは耐震診断の指数でありますけれども、文科省では学校関係は0.7以上、国土交通省では校舎関係では0.6以上、災害拠点地は0.9以上という数値であります。那賀中学校のI s 値は0.33でありました。基準よりわずか0.03しか上回っていないし、耐震工事ほかの数値に近い数値であります。強度の12.2の場所もあり、最低基準の10平方ミリメートル／ニュートンに2.2上回るだけであります。

校舎は築51年の建物であり、耐用年数まであと10年ぐらいであります。強度も年々酸化していくと思われております。たとえ校舎は耐震工事を実施されるとしても、耐震工事には平成28年9月21日教育委員会から提出されておりました校舎の建設費用の概要でも、耐震工事費とは外部の塗装や屋上の防水工事の改修費用であって、現校舎の内部改修取り付け備品、また、6年間も放置されていた床の腐食などは含まれておりません。不足教室も当時4教室は最低不足と言われておりましたが、私は現校舎の現状、生徒数、職員数から見ても6教室以上ぐらいは増築しなければならないというふうに思っています。

市長も総合的勘案した結果、新築することが賢明と判断されており、今回、当初予算にも計上されておりますが、校舎新築工事に係る調査設計業務を計上されております。議会の皆さん方の御理解をいただかなければなりませんけれども、再度、市長の見解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、次に、今後の教育環境の整備についてですが、今回のような学校建設耐震工事一般建設工事については、国内で大きな災害の発生によりまして建築基準法や災害危険地域の見直しがあっております。

芦辺中学校がその対象の一つでありますけれども、壱岐市の小中学校は耐震工事、外部の改修工事は大体完了しておるようでございますが、壱岐市の学校校舎は小学校が18校、中学校舎が4校舎、それに体育館がそれぞれ1棟あって、計40棟の校舎がございます。この数多い建物がいつかは改修工事の時期がやってくるわけでございますが、そのときには合併特例債もなく、有利な起債もないかもしれません。今回の芦辺中学校の建設だけではなく、将来のため、当時の政治家は預金や準備金も積み立てていなかったのかと言われるようなことがないようにそれが必要だと思っております。

そして今回、さすが白川市長は今回、学校施設整備基金条例が提案されて、私も同感であります。学校施設整備基金基準の資料を見ましても、当時、建築年度に近い建築物は多くありました。そうしたことで耐用年数が集中しております。更新対象の建物も多く、築31年の校舎が57棟、体育館も18棟、計75棟が対象とされております。

これを国交省の標準単価で計算しますと、校舎で約120億円、体育館で29億円というふうに全部で合計150億円ぐらい要するというふうに試算をされております。これを20年で割りますと、全額負担してみますと年間7億5,000万円であります。一般財源で年間1,000万円積み立ててもほど遠い金額であります。

老朽化が進む学校施設整備に充当される準備金が少しでも多く活用できるよう、今からふるさと納税として皆さん方から尊い寄附金をいただいております。利用目的も子育て教育の希望も多いようです。昨年は2,600万円ぐらいは子育てに使っておりますけれども、備えあれば患いな

しというとおりに、一般財源を繰り入れるか、別に積み立てるかするわけですが、少しでも多くの基金づくりをされてはどうかというふうに思っておりますが、担当課と検討の上、実施されたいというふうに思っております。この2点について。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山繁議員の2点目の質問、芦辺中学校校舎、旧那賀中学校校舎耐震診断の結果についてという御質問でございます。

芦辺中学校校舎予定地であります旧那賀中学校の耐震診断の結果につきましては、既にお知らせいたしましたとおり、構造耐震指標のI s値が0.33でございます。これは、地震の振動及び衝撃に対し、崩壊または崩壊する危険性が高い0.3未満をкаろうじて超えている0.03超えている数値でございます。また、コンクリート強度におきましても、国の基準値である13.5ニュートンを下回る12.2ニュートンの数値が一部ございまして、4カ所に追加調査をしたところでございますが、それでも1カ所に耐震基準13.5をわずかに下回る13.4ニュートンという数値出ましたが、この旧那賀中学校校舎につきましては、耐震補強工事は可能であるということで結果が出ております。

議員御指摘のようにI s値の数値が低いこと、築50年が経過し強度もだんだん酸化が進んでくること、不足する教室を増築し、また耐震補強工事と外壁及び屋上防水改修工事以外に約6年間使用していなかったことから、電気設備、機械設備及び内部備品等を調査する必要があるとございます。

現校舎を耐震補強及び改修し、不足教室を増築する場合の費用については、昨年9月の全員協議会で概算費用をお示しいたしましたが、今回の診断の結果を受けて、再度概算見積もりをいたしましたところ7,140万円、工法といたしましては教室内の柱と柱の間に枠付鉄骨ブレース補強が15面と、教室内に新たに1カ所耐震壁の設置も必要となり、教室の面積は狭くなることがわかりました。

耐震補強改修設計管理費あるいは普通教室の増築工事とその他の改修工事、電気設備並びに機械設備等々を今のところ概算で計算いたしますと、3億1,680万円となります。財源といたしましては、国の補助金が5,570万円、合併特例債が2億4,800万円、一般財源が初年度1,310万円となります。

しかしながら、これには6年間使用していないということもありまして、電気施設備及び機械設備等を全てリニューアルするということが、その辺は全く入っておりませんで、その辺を考えますと、その他の工事費がかなりふえることになると予想されます。現在3億1,680万円と申しましたが、これは電気設備、機械設備等が入っておりませんので、かなりふえるということが予想されます。

また、前回の説明で現校舎を解体撤去し、新築する場合の概算費用を申し上げました。解体費用工事、新築工事及び設計費等々合わせまして1億6,240万円ということをお願いしておりました。財源といたしましては、国庫補助金が3億6,190万円、合併特例債が7億6,040万円、一般財源が当初の年度でございますけれども、4,010万円とも見込んでおります。

これらを比較いたしますと、新築と改修の総工事費はかなり大きく違いますけれども、合併特例債の返済期間は15年で、その差が1億5,300万円となります。実質的な市の負担は耐震補強改修工事より新築のほうが合計で1億8,000万円程度多くなりますけれども、耐用年数や将来の改修費、また他の学校も経年による老朽化が進み、今後建築のために多額の費用が想定されることなどを勘案いたしますと、議員御指摘のとおりだと考えておるところでございます。

ちなみに耐震診断の結果を受けて教育委員会の協議の報告を受けております。I s 値が0.33というのは地震の振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が高く、建てかえが望ましいという0.3をこらうじてクリアしていることを不安に感じる。コンクリート強度が国の基準を下回る数字が出ていることに不安を感じる。また、教室棟は約6年近く利用停止していたので、施設設備の劣化や損傷が見られること、また備品等の持ち出しもされており、通常使用している校舎棟の耐震補強改修工事の費用に比べると相当かかると推定される。子供たちにとってふさわしい学習環境の校舎にすることを第一義として考えたとき、将来を見据え財源が確保されるこのとき、議会や市民の皆様の理解を得て、新築できることが望ましいとの報告を受けております。改めて市議会の皆様の御理解、また市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、教育環境の御質問でございます。

現在、小中学校施設の建物は廃校小中学校及び建築中の芦辺小学舎を除き、校舎が64棟の4万4,374平米、体育館が22棟1万8,451平米でございます。そのほとんどが築30年以上たっておりまして、いずれ改修・改築の時期がまいります。今回、学校施設整備基金条例の提案をしておるところでございます。

また、今年度公共施設等総合管理計画を策定中でありますけれども、議員御指摘のふるさと納税から教育環境整備基金の積み立てをしてはとのことでございます。現在、ふるさと納税の寄附金は実りの島プロジェクト、島の未来を担う人材育成プロジェクト、安全安心で充実したまちづくりくらしプロジェクトの3つのプロジェクトに対し寄附者の意思より寄附を受けつけております。この中で寄附者の意思に沿った形で教育環境整備のための分として積立管理することも可能でございますので、検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 那賀中学校の新築については、今、市長が申されて、私も同感

でございますけれども、そうすると市長は総合的に懸案した結果、新築することがより賢明と判断されておりますということですから、新築をするということですので理解していいわけですね。そして、それでいいですね。リニューアルのことは新築すれば問題ないわけですから。はい、どうぞ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が申し上げておりますように、将来のことそして現在のものを考えたときに、新築するという選択がより賢明だと考えておるところであります。議会の御理解を賜りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） ありがとうございます。それから整備資金については、私もそのようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、4分ございますから、3項の壱岐市産業支援センターの選考についてでございますが、先ほどもちょっと触れておりましたけれども、選考のメンバーについては、先進地のフジビズからも選考人として招聘されたと聞いておりましたけれども、この後の選考人は島内からもメンバーの中におられるのかどうか。

そして、2項に391人もの応募があったと、私もびっくりしましたわけですが、中には多額の給料の魅力を感じた方もおられたんじゃないかと思っておりますが、審査は書類審査とお聞きしておりますが、391人の中には学歴等もすばらしい方もおられると思っておりますが、書類審査で5名の方が一次選考とされておりますけれども、面接のない中での選考でございますが苦勞をされたと思っております。どのような審査基準で選考されたのか、一つお尋ねをいたします。これは、悪い意味じゃなくて参考として、お聞かせいただきたいなと思います。

それから、優秀な5名の方が選考され、26日の選考で1名の方がセンター長に内定していると思っておりますけれども、2次試験では一般的に個人面接と作文でありますけれども、壱岐市の将来像を描く長であります。学歴、経験、いろいろなパイプ、情熱、年齢等ほか審査内容があったと思いますが、選考された方々への期待感と感想はどうであったかどうか。

そして、また契約更新も1年間となっておりますが、1年目はいろいろな調査とか相談事であると思っておりますし、そして、また実務は8月からとなっているようでございますが、その後の、8月後の1年になるのか。そして、これが実績が上がれば、私は1,200万円は安いものだと思っておりますが、実績ができない場合は解雇して再募集をされるのかどうか。そして、よそを募集されるのか。

また、スタッフが必要とされておりますけれども、それは市の採用となるのかどうか。セン

ター長はどこの出身か知りませんが、離島の経済状況を把握されているのかどうか。それから、壱岐市の将来を左右される人ではありますが、今後の壱岐市の経済発展に私は期待を寄せておりますけれども、できる範囲でございますから、一つご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番目のご質問の、壱岐市産業支援センター長の選考についてということでございますが、391名応募がございました。これは、フジビズの小出センター長も驚かれる数字でございます、今までの最高が250名程度だったそうでございます。

そういった中で、書類選考で5名に絞り、2月26日にその5名を面接があったわけでございます。その選考基準と申しますと、人材に必要なのは資格等ではございませんで、能力や適性でございまして、1次審査、2次審査のいずれにおいても、その点を踏まえて審査をされたということでございます。

具体的に申し上げますと、エフビズモデルに求められる能力、適性というのは、卓越したビジネスセンス、高いコミュニケーション能力、相談者である事業者を敬い、ともにチャレンジする情熱、この3点だということでございます。

こういったことで、私もそこに傍聴者でございますけれども立会させていただきました。すごいなど、正直申し上げて30歳代がもうほとんどでございまして、41ぐらいまででした。

そういった中で、この中の方々は、そのうち3名は既に自分の企業を持っていらっしゃる、1,200万円ぐらいでどうして来るのですかという方々が3名いらっしゃいました。その中で1名の方を今、選考して、その会社の整理というか後継者に譲ってこないといけないからということで、4月過ぎでないとちょっと来れないということでございました。その後、研修をしていただくために8月ごろからの立ち上げになるということをご理解いただきたいと思っております。

それから、1年で結果はどうかということでございますけれども、その方も4月の中旬ぐらいからお見えいただけると思っておりますけれども、1年4カ月くださいということでございました。1年4カ月いただければ、そこに目に見えるものが出てくるという自信を持ったお答えでございました。ぜひそれに期待をしたいと思っております。

また、その再募集と申しますか、それは、私はぜひその人に、まあ、結果的には、とても結果が出なければ、もちろんそうしなければいかんわけですが、私は、その小出センター長がおっしゃるように、5人のうち3人はもう今までのセンター長を上回っていると、3人雇いたいぐらいだとおっしゃいました。私も同感でございまして、その一人を選ぶにも委員の方々は相当な議論を重ねて、お一人を選ばれたようでございます。

それから、職員でございますけれども、一応、壱岐市産業支援センターはその新しく来たセン

ター長のもとに、その産業支援センターで雇用をするということになります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（13番 市山 繁君） ありがとうございます。議長、一言よろしいですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 所要の時間は過ぎていきますので、手短によろしくをお願いします。

○議員（13番 市山 繁君） 先日、小出先生の講演を受けました。そして私たちも本当に吸い込まれるような気持ちでございましたけれども、非常にいいなという感じがいたしましたけれども、その中でも、成功例ばかりが多かったわけで、そして離島についてのあり方については余り触れていなかったから、そうしたことに、離島のことを把握しておる方がおいでですかということをお尋ねをしておったわけですから、今後もそういうことに私も期待をして、終わりたいと思っておりますが、何かございましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は、その5人に選ばれた方の中に、お一人、瀬戸内海の島で起業をなさっている方がいらっしゃいました。その方もすばらしかったわけですがけれども、正直、申し上げて残念ながら選に漏れていらっしゃいます。そういったことから小出センター長などは総合的に、さっき申しました情熱、その他コミュニケーション技術、そしてアイデア、そういったものを一番兼ね備えた方を選考されたと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 時間を延長して申しわけございません。これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ぜひ、予算特別委員会もありますので、その中でも十分議論をしていたいただければと思います。

以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす3月10日、金曜日午前10時から開きます。なお、あしたも一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただけますよう、よろしくをお願いします。

本日はこれで散会いたします。お疲れしました。

午後2時49分散会

平成29年 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成29年 3 月 10 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

15番 今西 菊乃 議員

6 番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番 呼子 好君

4 番 音嶋 正吾君

5 番 小金丸益明君

6 番 町田 正一君

8 番 市山 和幸君

9 番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鶴瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

副市長	……………	笹原 直記君	教育長	……………	久保田良和君
総務部長	……………	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	……………	左野 健治君
市民部長	……………	堀江 敬治君	保健環境部長	……………	高下 正和君
建設部長	……………	原田憲一郎君	農林水産部長	……………	井戸川由明君
教育次長	……………	山口 信幸君	消防本部消防長	……………	安永 雅博君
総務課長	……………	久間 博喜君	財政課長	……………	中上 良二君
会計管理者	……………	平田恵利子君			

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あす3月11日は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から6年目に当たります。今なお多くの方々が避難生活を送られている厳しい状況であります。この震災により犠牲になられた全ての方々に哀悼の意を表するため、ただいまより黙祷を捧げたいと思います。皆様方の御協力をお願いします。

○事務局長（土谷 勝君） 皆様、御起立お願いいたします。黙禱。

[黙禱]

○事務局長（土谷 勝君） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 御協力ありがとうございました。

震災発生にあす11日午後2時46分においても、各自、黙祷を捧げられますようお願いいたします。

あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社外2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可いたしておりますので御了承願います。ただいまの出席議員は15名であり定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

一般質問の時間は、質問・答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次、登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。今西議員。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 今西 菊乃君） 皆様、おはようございます。

三寒四温なんでしょうか。きょうは二、三日前と比べて暖かく春の陽気になっております。

きのうは、市長、副市長、お疲れさまでございました。きょうは私の気のせいでしょうか、少し2人の顔がにこやかに緩んでいるように思います。きょうは提案型の質問をいたしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず、女性職員の管理職登用についてでございます。女性活躍推進法とは働く女性の活躍を後押ししますという法律で、基本的には急速な人口減少により労働力不足が懸念され始めたため、女性にもっと多くもっと長くもっと高い能力を発揮して働いてほしいということだと思います。このような思いはすばらしいことなのですが、女性の受けとめはどのようなものでしょうか。男性と同様に働くことが求められるのではないかという不安があり、働く環境整備がされていない現状では決して女性にとって夢のある法律ではないように思います。しかしながら、女性の社会進出は余儀なくされています。それゆえに職場で能力のある女性は、その能力が十分発揮できるような環境づくりや体制づくりが必要です。壱岐市においても同じだと思います。

前回、同僚議員の質問に女性職員の幹部職への登用が同じようにありました。市長は31年までに女性管理職を9名にすると前向きな答弁をされております。今回、私の質問の保育所長の管理職登用ですが、旧町時代の保育所長は、前は保育園長と言っておりました。課長で管理職でした。市になっても、そのまま課長のままで勤務され退職となっております。いつから変わったかと尋ねると、多分、こども家庭課ができてからではないかというようなことでした。しかし保育所長の仕事内容は変わっておりません。そして特に近年は手がかかる乳幼児が増えているのと保護者の要求がエスカレートして保育の環境は多様化しております。そのため臨時職員まで入れるとかなりの職員数になっていると思います。その管理も必要なのですが、その上に保育所の事務までを所長がするようになっていきます。

武生水保育所は僻地保育所と兼務で、その上に他地区の5保育所まで管理するよというこ
とで、管理職で主幹となっております。少し重責過ぎるのではないかと思います。現実、見られる
わけがありません。郷ノ浦地区だけでもやっとのことだと思います。ほかの3地区の保育所長は
参事で、管理職ではありません。万が一、何か事件や事故があったときは管理職である武生水保
育所長の責任が問われてくるのだと思います。芦辺保育所と石田保育所は、それぞれ2つの保育
所をかけ持ちとなっております。どこの所長も仕事内容はほぼ変わらないのですから、同様に4保

育所を管理職にすべきだと思います。

そして、園児や職員だけでなく保護者対応や施設の管理を責任と権限を持って行えるようにすべきと考えます。これから保育士不足が懸念されております。福岡市では既に保育所不足となっておりますので、近隣の市町村でも大いに影響を受けます。壱岐市においても福岡市は近隣となると思います。同じようなことが起きるのではないかと懸念いたしております。雇用条件がよくなければ保育士を確保することが難しくなります。そのようなことも鑑みて働きがいのある対応をすべきではないかと思っておりますので、市長の御見解をお願いします。

次に、健康保健課保健増進班についてですが、市長の施政方針の中で「生活の基盤は健康である。市民の健康づくりのために各種健診、相談、予防、健康教室の充実を図り、受診向上のために啓発事業をしていく。壱岐地区医療健康開発研究事業やCKD（慢性腎臓病）重症化予防対策に取り組み、将来的には地域包括ケア、うつ病・自殺予防、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策にも事業を拡大する予定である。食品の安全調理、栄養などの食生活改善をあらゆる場で行い、市民協働の展開をしていく」と言われております。

健康保健班の保健師さんや栄養士さんたちを中心に行われていく事業で、ここの班ではかなりの仕事量にもなるものだと思っておりますし、またそこに勤務する人たちは資格を有するものであります。そして、今では女性の多い職場となっております。国保介護年金班や地域包括支援センターと全く関係がないわけでもないですが、仕事内容が違うのだと思っておりますし、一つの課として十分独立できるだけの仕事だと思っております。ここは、ぜひ女性職員の頑張りがいのある対応をして、一つの課として女性の課長としてはどうかと思っておりますが、市長の御見解を伺います。

○議長（鶴瀬 和博君） 今西菊乃議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。15番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

女性職員の管理職登用についてということでございます。

女性職員の管理職登用につきましては、12月会議におきまして町田正一議員より御質問いただいたところでございますけれども、本市の女性管理職の割合は管理職数56名中6名でありまして、1割強という現状にあります。壱岐市特定事業主行動計画では、平成31年度までに全体の15%の9名になるよう目標を設定しているところでございます。

今回、武生水保育所の所長のみが管理職であり、他の保育所長も同等に管理職にすべきではないかとの御質問でございますが、現在、武生水保育所以外の所長は課長補佐の役職でございます。その取りまとめ役として、こども家庭課主幹、保育所担当を配置しておりまして、その主幹が武生水保育所長を兼務しているという状況にあります。

議員御指摘のように、児童数が多い勝本保育所長、2園を掛け持ちしている芦辺保育所長また石田保育所長につきましても負担が大きく管理業務を行っておりますことから、管理職が望ましいという意見があることも十分承知いたしております。

現状を、先ほど今西議員がおっしゃったように、本市に限ったことではなく、全国的に保育士の確保に苦慮している現状でございます。先ほどおっしゃいました待遇の面もあると思っております。そういった中で、現時点では所長自身も保育に入らざるを得ない状態でございます。そういったことから、管理職として配置をせずに、こども家庭課主幹に全体の取りまとめ役として配置している状況でございます。

各保育所におきましては、主任保育士等と密に連携をとり、効果的で効率的な保育所運営を目指し、保育に従事しているところでございます。今後、幼保連携認定こども園の設置等の件も見据えながら対処してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、健康保健課保健増進班は独立した課にして女性課長の登用をとということでございます。

健康保健課の職員数は、正規と嘱託を合わせまして、男性8名、女性30名、計38名という大所帯でございます。事務職のほか、保健師、看護師、栄養士等が、国保年金介護班におきましては、国民健康保険、介護保険の事業運営並びに後期高齢者医療、国民年金業務、保健増進班におきましては市民の健康づくりを図るため予防接種や各種健康診査などの健康増進に関する業務、また地域包括支援センターにおいては、高齢者相談窓口、介護予防、地域支援事業など、広範囲にわたる業務を担っております。

また、今後は高齢化社会の進展を見据え、医療保険や介護保険などの制度改正に伴う事業の見直しや地域包括システムの構築などが求められておりまして、今後もさらなる業務量の増大が予想されます。

このような状況の中、時代の変化やニーズへのきめ細やかな対応、さらには事務の合理化・効率化を促進するため、新年度から新たな課を新設する方向で調整中でございます。

また、管理職の配置につきましては、女性の割合が大きい部署でもございますから、その能力を十分発揮できる女性職員を配置し、適材適所の人事配置となるよう検討しているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 先に、保健増進班、健康保健課としては非常に、29年度からですか、の予定で1つの課を創設するということですね。あの班は私が2年前に健康づくりについて質問いたしました。そのときに長崎県は健康保健の受診結果が全国でもワーストクラスでした。その中で壱岐はワースト1が4つもあったわけです。何とか健康の島づくりをしないといけ

ないということを私も訴えたわけですが、その後、職員の方から「今西さん、1つだけクリアしました」というような声を聞いたんです。本当に保健増進班は皆さんで力を合わせて頑張られていると私も認識いたしておりますし、そういうところはそういうところなりの対応が必要だと思って、今回、質問いたしました。

健康づくりは、なかなか簡単にはいきません。壱岐の場合は塩とアルコールを減らすことがまず第一だと思っております。そして、野菜量を増やしていくことが健康づくりの基本ではないかと思っております。それをやると、ここは多少健康な人がふえ、国民健康保険料の少しの低減化はできるのではないかと期待いたしまして質問いたしましたが、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

保育所に関しては、旧町体制のときは保育園と言っていて、園長先生が責任と権限を持たれておりました。非常にポリシーのある先生が多くて、この保育は絶対引けないと。この施設は絶対こうしてもらいたいと町長に直談判されて、ずっと今まで保育所の運営とか職員さんの管理とかに当たられてみえたんです。それは管理職という立場があったからできたんだと思います。

今の保育所長さんを見ても、それだけの強さ、思いはあっても言えないという状況があると思うんです。だから、管理職にして責任と権限を与える。そうすれば、もっと自分の保育のパターンというものとかそういうものが作り出されて、保育事業がよりよき方向になるのではないかと思います。

それと、もう一つは、先ほど市長が言われました認定こども園です。石田は31年度4月からですか、認定こども園になるようになっております。そのときに園長をどうするのか。管理職にするのか、そのままで行くのか。これは保育所と違いますので、そここのところでも検討していただきたいし、今の保育所長さんを管理職にして認定こども園を進めていただきたいんです。

今、こども家庭課の幼保連携班あたりを中心に行われておりますが、父兄への対応というのは、これは保育所長の力にもあると思います。そここのところの協力体制を強化しないと、認定こども園というのはなかなかできてきません。石田でもいろいろ問題があって100%ではありませんが、ほかの地区ではもっともっと問題が出てくると思うんです。

認定こども園に向けて何かの施策をする。保育所長にも同じように協力していただいて進めていく。そういう意味合いを持って、管理職への登用をと一つは申しております。何かございましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員がおっしゃるように、子供の保育、私はそれを進めると申しておきながら、そういった保育士の皆様方に対しての管理職の登用等々をしていないという、ひと

つ見た感じでは逆行しているんじゃないかということも私自身考えないわけでもございません。

そういった中で、今は変革のときといいますか、保育のあり方の変革のときでございます、ぜひ私も公約で保育料の第2子以降の無料化というものをうたっております。そういった中で、その財源を捻出する上でもいろんな知恵を絞らなくちゃいけない。そういった中で、認定こども園、石田町を一番先にさせていただきたいと思っているわけでございますけれども、そういった新しい組織になる。そのときは間違いなく管理職が必要だとそういう認識は今持っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 市長の公約の中にありました第2子からの保育料の無料化、それと幼稚園の授業料の軽減、学校給食費の軽減、今回、医療費は中学生までということになっておりますが、その財源を捻出するためには施設の統合が必要なんです。なるだけ早くそうするためにはみんなの力が必要だと思います。それゆえに管理職にして協力体制をとって進めていただきたいという思いで今回の質問はいたしております。

それでは、前向きに進めていかれるというふうに捉えまして、次の質問に移らせていただきます。

ここには女性が2人しかおりません。男性の皆さんは死後離婚という言葉を知っていますか。知らない方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。怖いことです。夫が亡くなった後に離婚するということです。姻族関係終了届というのを提出すればよいだけのことなんです。今、夫の死後、しゅうとめなど夫の親族との関係を終了させる女性がふえております。以前は夫の親族と同じ墓に入りたくないという理由が多かったのですが、最近ではしゅうとめの面倒を見るのは嫌ということなんです。夫の両親や兄弟と姻族関係を続けるのは絶対に嫌ということなんです。そこまで行くにはそれなりの理由があるわけですが、いまだ、嫁とは、女性とはこうあるべきものという家長制度、男尊女卑の思いがどこかでまた執着して生き残っている、そういうことへの憤りみたいなものもあるのではないかと思います。

一昔前には考えられなかったことですが、ライフスタイルや社会生活環境の変化の中で、このような思いや行動を、SNSやネットでいろんな情報のある中で対処するようになったり、情報を得たりするようになりました。現在ではホテルのカウンター業務や介護をロボットが行うような時代と、そういう時代に向けて進んでおります。時の流れの中でそれが悪いこととは言いません。しかし、自己中心で人と人との関係が希薄化していつていることも事実です。自己中心的な犯罪も多くなっております。子供のいじめの問題もそうですが、自助・共助ということがなくなりつつあります。

社会生活の中で人と人とのつながりを持つ、そのような教育を今まで担ってきたのが社会教育であったと思いますが、今、社会教育団体の活動が衰退しております。壱岐でも危機を感じて、今年1月21日に社会教育シンポジウムが行われ、いろいろな意見が出ておりました。

今後の対策として、学校支援会議を核として公民館を中心に社会教育団体が協力し、地域で集まる機会と場所をつくっていくのがよいのではないかという意見が出ておりました。

今回、市長が出されている地域担当職員制度と共通しているところがあるのではないかと思います。その中で指導者の問題がありました。社会教育主事の資格を持っている人やノウハウや経験を持ち合わせる人が地域にいない。そのときの頼みの綱が社会教育委員会なのですが、ここにも、現在、社会教育主事の資格を持った職員がいません。

県下21市町中2市町の社会教育課に社会教育主事の配置があっておりません。壱岐市がその一つと聞いております。社会教育法の中での第2章9条の2で社会教育の事務局に社会教育主事を置くとなっております。置かなければならないとはなっておりませんが、置くとなっていれば置くのが当然だと思います。社会教育主事補は、置くことができるとなっておりますので、このところは目をつぶることもできないことはありません。

職員の中に恐らく資格を持っている人が少ないんだと思います。少人数であれば、職員を研修に出して資格を習得させるべきだと思います。研修で得た知識は、社会教育課だけではなくてほかの部署でも、その意識を持って仕事に取り組み、市民との対話に生かしていく、そういうことができるのです。今回の地域担当職員にも同じように生かされてくると思います。1年に一度です。1年に1人もしくは隔年に1人でも研修に出す必要があると思いますが、お尋ねいたします。人事権は執行部にありますので、市長の御見解もお伺いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田 良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 15番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今西議員みずから壱岐市の社会教育委員として長いこと御尽力いただき、現在もその力を寄せていただいていることにまずはお礼を申し上げたいと思います。

先ほど議員がお話になります社会教育法の第9条の2に「市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」と明記してあります。平成28年度の人事異動の結果、現在、壱岐市教育委員会の社会教育課には社会教育主事の資格を持った職員が配置されていないことになりました。

私自身が、この第9条の部分での「教育委員会の事務局に」という文言を、広く教育委員会の事務方の部分で事務局と捉えておりましたので、今、壱岐市の場合は教育総務課には社会教育主事の資格を持った係長1名を配置して平成28年度は望んだことになりました。もう少ししっかりとした解釈をすべきだったと指摘を受けながら考えているわけですが、社会教育課でない他課

にその資格を持った者がおっても、年間、社会教育の事業を推進していくときに助言や指導が適切にできるかと問われますと、この1年を見てきたときにそれは無理だと私自身が改めて認識いたしました。

今回、一般質問で2月28日に通告していただき、改めてその部分についての私の認識の浅さを知らされたと思っております。

現在の課員も、それぞれ年齢構成もよく、意欲やボランティア精神に富む職員で構成されておりますが、議員御指摘のように、資格を持って自信を持って指導・助言ができる者と、経験は積んできたけれどもというところには、どうしても指導の中ですき間が出てくると考えます。

そのことを深く反省しながら、少なくともいい時期にこの指摘をしていただきましたので、市の関係部署と早速協議させていただいております。29年4月からは、少なくとも社会教育課に社会教育主事の資格を持った者を1名は配置できるよう私も切にお願いしているところでございます。

大変、市民の方にとっては有資格者の配置がない中での社会教育の指導推進に当たっていたのかと幾らかの不安をお持ちだったことに対しては申しわけないと思っておりますが、課員も課長以下、全力投球しておりましたし、いろいろな開催される研修会には課員こぞって出席いたしまして、その力を伸ばしていたことは事実でございます。しかし、先ほど申しますように、それだけでは足りない部分がございます。よって、まずは4月からその課員の配置を願うことが一つでございます。

その後は、御指摘のように講習がございます。社会教育主事の講習が7月の下旬から約40日間、九州大学を中心にして九州管内の主事の資格を持つようと思った者についてはさせる機会がございますので、ぜひ予算の裏づけをしながら、現在、社会教育課員にもそのような意欲を持った者もおりますので、ぜひこれまで旧町時代に資格を取得された者だけに頼らずに新しい形の中で資格の取得を進めながら社会教育の推進に当たってまいりたいと思っております。

大変いいタイミングでこの指摘をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田 良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西菊乃議員の御質問にお答えします。

社会教育主事の件でございます。

ただいま教育長が申しあげましたように、市長部局と教育委員会、教育委員会の意見を聞く、そのスタンスはまさにそのように思っておりますし、予算の裏づけあるいは人的配置と申します

のも、夏、7月から8月にかけてはいろんなスポーツ行事とかいろんな行事があつて教育委員会についても大変だと思いますけれども、そのために人員をふやすとかそういうことではなくて、協議しながら社会教育主事の研修等にも行ける境遇をつくっていききたい、そういうふうにしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 教育長と市長に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっとお尋ねですが、職員さんの中に社会教育主事の資格を持たれている方は今何名ぐらいいられるか、御存じですか。わかっていたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田 良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 先ほど申しあげましたように、旧町時代に取得されておられる方は、現在6名から7名、壱岐市の職員として在籍しております。

なお、小中学校にもそのような資格を持った者がおりまして、かつて教育事務所がありました時代に教育事務所のほうの所属でもって派遣社会教育主事という形で4町に配置いたしました。その者が、現在、小学校で6名、中学校で3名、資格を持っておりますので、いざというときは、現在の学校教育課の指導主事と同じように割愛人事務というものがございまして、そのような者を県教委にお願いして壱岐市のほうに配置するという、まさかのときにはそのような手段もあることをお伝えしておきたいと思っております。

〔教育長（久保田 良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） わかりました。職員さんの中に6名から7名ということですね。多分、本当にこれは旧町時代に資格を習得されたんだと思います。市になってからの研修、講習、九州大学の夏休み期間中40日、これで資格を習得された方はいないんじゃないかと思っております。

世の中は、社会は非常に変わっております。旧町時代では考えられないような社会情勢にもなっているわけです。だから、新しい時代に即した指導、対応ができるように、1年に1人で無理ならば隔年に1人はぜひ講習を受けていただいて、資格習得をしていただき、そして、通常の業務の中に活かしてほしいと思っております。地域担当職員の制度も始まるということですので、その中でも十分に活かせるような対策をとっていただきたいと思っております。

世の中は非常に変わっております。何が変わったかという、大人が一番変わっているんです。きのうの赤木議員の質問の中にも防犯ブザーの件がございました。教育長の思いは痛いほどわか

ります。子供や学校教育は、それは立派なものなんです。大したものだと思います。しかし、それを取り巻く社会、大人が変わっているんです。昔はあり得なかったような犯罪もあると考えていいような時代になっているわけです。子供に防犯をといても丸腰ではなかなかできない部分もありますので、そういう社会情勢というものを考えていただいて対応をお願いしたいと思います。

前向きな答弁をいただきましたので、これで質問はこの件に関しては終わります。どうぞ、男性の皆さん、奥様に死後離婚というようなことを言われないようにお努めお願いしたいと思えます。

それでは、次の3番目の質問に参ります。

島内の女性に壱岐の観光についてどう思うかと尋ねると、道路沿いや耕作放棄地に季節の花を植えて年中どこかに何かの花が咲いている、そういう状態をつくるのが一番いいのではないかといい答えが十中八九返ってまいります。これは自分たちが旅行してみて、そういうフラワーガーデン、そういうものを見て非常に感動しているからではないかと思えます。

有名なのに福山市の100万本のバラでのまちづくりがあります。ここは、昭和31年に住民が戦災で荒廃したまちに潤いをと1,000本のバラの木を公園に植えたことから始まって、60年続いております。

壱岐市も以前からずっと婦人会などで花いっぱい運動がありました。しかし、それに取り組む支部が減少していますし、面積も少なくなっています。私も経験があるのですが、たった2つか3畝の花壇にコスモスやヒマワリや菜の花を植えたんです。そうしたら機械が必要なんです。刈り払い機やトラクターや、そういうものがないとスムーズにいかないわけです。だから、婦人会だけでは限りがあるように思えます。ましてや、今、耕作放棄地やらを見てもと労働力が必要となります。そして、種子代とか肥料代とかかなりの経費がかかります。

そこで考えたのですが、島内で自生している花があります。ちょっと前まで咲いておりました白いスイセン、ダルマガク、ツワブキ、オニユリ、ツキミソウ、ハマヒルガオ、野菊など幾らでも咲いております。これを広く一面に植えると、きれいなのです。例えば、地域性を生かして、天ヶ原にはダルマガク、清石浜にはハマユウ、海水浴場の砂浜には一面にハマヒルガオ、小高い丘あたりにはツキミソウや野菊というふうに、公民館の皆さんや、これはなかなか機械が最初は要ることですので、民間会社あたりに協力をお願いして運動を起こしてみたらどうかと思えます。最初の年に少しは経費がかかると思えますが、自生できる強い花たちでございまして、後はそれほど手もかからないのではないかと思えますし、皆さんで持ち寄れば種子代とかもそれほど要らないものだと思っております。

私が前ここに来るのに帰っております石田勝本線の両サイドにも多くの耕作放棄地があります。

今は枯れ木でにぎわっておりますが、間もなくセイタカアワダチソウとカズラで、グリーンのベールで被われるわけです。それはそれで自然体でいいんですが、きれいだとは言えませんし、これは日本中どこにでもある光景だと思っております。少し手を加えて可憐できれいな花を咲かせれば島のイメージもよくなるのではないかと思いますので、お考えを伺います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員の3番目の質問でございまして、花いっぱい運動はどこにでもあるけれども、壱岐に自生している花、スイセン、ダルマガク、ツワブキ、オニユリ、ツキミソウ、野菊等を一面に植えていく、そういったことを公民館や民間会社に協力をお願いして運動を起こしてはどうかということでございます。

御質問のように、現在、実施されている花いっぱい運動は、地域の婦人会、老人会、ボランティア団体、道路愛護団体、小学校の児童、保護者の方など多くの関係者の御努力によりまして実施していただいております。花の植えかえや水の管理、雑草の除去等、維持管理には大変御苦労されているものと思います。関係者の皆様の努力によって景観が保たれておりまして、市民や観光客の方々の心を和ませていただいております。心からお礼を申し上げます。

さて、議員御提案の自生している花をもっといっぱいにしたいという提案でございませけれども、国境離島新法が4月から施行されますけれども、その中に滞在型観光の促進がございませ。観光で島においでいただいた方々にこの島にもう一泊してもらおうという取り組みの一つといたしましては、いつ行っても花いっぱいの島というのは本当にまさにもう一泊していただきたいという一つのきっかけになると思っております。そういったことで、旅行商品の開発とか宣伝にもつながって交流人口が増加する取り組みになると感じるところであります。

しかしながら、自生している草花、植物というのは、そこに一番適した、壱岐に自生しているからといって、その草花を移植して生育に影響があることもあるということもお聞きいたしております。そうした今あるものを移植する。そうすると、そこにはなくなるんです。そういったことも含めまして、じゃあ苗を仕立てるのかという話になりますけれども、壱岐には御存じのように壱岐の植物に詳しい方もいらっしゃいます。

そういった方の御指導をいただきながら、そのあたりの研究も含めてやっていきたいと思っておりますけど、大変貴重な御提案であると思っております。壱岐の植物について、量の把握といたしますか、種類とか量とかそういったことも含めて早速調査したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 花といえば、大輪、バラやらダリアやら菊やらで、そういうも

のをよく想像されると思いますが、こういう目立たないところに咲いている。雑草ではない。彼らは花なんです。男性の方は目にとめていらっしやらないかもしれませんが、私が住んでおります原の辻の復元のところ、あそこにはツキミソウも野菊もいっぱい咲いているんです。そして、刈られるんです、除草作業で。残ったのだけが道端に咲いているんです。もったいない話だと思うわけです。ハマヒルガオもそうなんです。

もっと極端なのがツワブキです。ツワブキは本当に道路のり面のところに放っておけば晩秋には黄色い花がきれいに咲くわけです。しかし、除草するのに邪魔になるわけです。残せないです。私も家の周りをやっけてしまいます。もったいない話だと思って、ツワブキはちょっと日当たりが少ないところでないかと育たないかもしれませんが、きれいな花のフラワーガーデン、花いっぱい運動というのはどこの団体でもやっていると思います。どこもやっていないようなこと、まだやっていない、見たことがないようなこと、こういうことに取り組んでいかないと話題にならないんじゃないかと思うんです。

こういう花は本当に一面に集めるときれいです。一つだけ見てもきれいじゃないかもしれない。しかし、非常にそのまま刈り払ってしまうのももったいない話だと思います。島おこしのために、私も野草に関しては余り詳しくありませんので、専門の方がいらっしやいます。御相談もしていただいて、前向きにこういう取り組みをしていただきたい。

そうお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩します。再開を10時55分といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。町田議員。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） それでは、一般質問を行います。

その前に、昨日3名の同僚議員の方から質問がありました。いわゆる市長選絡みの指名外しの件についてであります。

既に、御本人は長崎地検のほうに告訴状を提出されているということですので、この後、

私は別に地検のこともわかりませんから、地検が捜査するか長崎県警が捜査するか、それは知りませんが、市長に対しても私はこの件についてはやっぱ市民に対して説明する責任はあると思います。

そこで、市長に提案ですが、ぜひ例えばこの地検が受理して、これで不起訴になるとか、あるいは、裁判になって最終的な結審が出たとか、その場においては、やっぱ市民の中には非常に心配されている方も多いわけですから、市長自らこの事実関係等について、私も事実関係というのはいわゆる報道でしか基本的に知らないんで、また市民の人もほとんど報道についてのみしか知り得ない立場におられます。私は市長として市のトップ、行政のトップとして、市長も全ての責任は私にあると言われましたんで、ぜひ、後で回答の時で構いませんけれども、ぜひ、そういう心づもりがあるかどうかだけ、後で御回答いただきたいと思います。

それでは、壱岐市の一般質問通告しております、壱岐市の住宅政策についてです。

今、壱岐市は平成18年6月に住生活基本法が制定されて、それにのっって壱岐市公営住宅等長寿命化計画が策定されております。かなりボリュームのある資料なんですけど、この中で壱岐市が今管理しておる787戸の公営住宅、まあ特定公共住宅とか単独住宅も全て含んでですが、そん中で要するに今からはもう非常に財政も厳しいからこの用途に応じて、この787戸の選別、いわゆる建てかえ、あるいは改善修理、それからもう、要するに用途廃止等の適切な手法を選択するというふうなうたってあります。

私も、実はつい5年前まで公営住宅に住んでおって、本当に住宅のお世話になったんです。まあ、卑近の例で申しわけないんですが、私が住んでおった住宅は3棟、12棟、12世帯がおられました。そして、私と妻がそん中で一番若かったんです。もう60になってましたけど、そん中でも一番若かったんですよね。そして、実はもうその住宅で高齢化する人ばかりだったんで、救急車が年に2回ぐらい救急車が来るんです。そのたびに私が住宅に独居の方も多かったもんですから、私とその救急車に乗り込んで市民病院に一緒について行ったこともありました。今は私たち夫婦が出てから、実はもうほとんど高齢化した世帯ばかりでありまして、時々ぞいて見るんですけども、まあ独居の方が多かったりとか、非常に高齢化されてる人が多かったりとか、これ住宅がやっていけるんだろうかということ、ちょっと心配はしてます。

それで、通告に従って質問しますが、まず第1点目、実は私とこの大久保住宅というのは、今政策的空き家という形で規定されております。私も結構、政策的空き家というのが住宅に入りたんだという方も実はおられるんです。例えば、家のリフォームをしなきゃいかんから、例えば2カ月とか3カ月の間だけ住宅開いとる、現に開いとるんですよね、政策的空き家で募集しておりませんから、その間入らせてくれんだろうかとか、あるいは家庭環境が急に変化して、例えば、奥さんが家を出るとか、急にですね、そういったこともあって、どうしても近々に入り

たいとかいう方がおられても、実はこの政策的空き家ということで基本的に入れない、短期入所も認められない。僕らもうそんなもん行政が政策的に空き家というんだったら、それやったら政策的な入居も当然していいんじゃないかと思うんですけども、その政策的空き家も一点張りで、これもう入居も基本的に期限付きの入居というのも認められておりません。まず、だから政策的空き家というのは一体なんなのかなと、まずその規定を教えてくださいと思います。

それから、2番目にこれ具体的な例が、非常に私がおったから非常にわかりやすいと思ってこの大久保住宅を取り上げておるんですけども、これ大久保住宅は既にもう五十数世帯おられるんですが、もう高齢化率が多分8割近くになっておられます。この同じ公民館、少式公民館というんですが、これは実はここまで来ると公民館の役員のなり手がいないんです。もう今の公民館長も多分3回目だと言っておまして、その後がまた見つからんという状況で、コミュニティーが要するに崩壊している状況であります。

まあ、この長寿命化計画の中にもこれ載ってるんですが、要するにニーズがやっぱり変化してきてます。このまま住み続けたいという方がもう30%ずつおられるし、建てかえるのも簡単ですが、建てかえたら家賃が当然上がっていくんで、今のままで建てかえんでいいという、要するに住宅を終の住みかだと考えられる方もおられるし、もう一方では若年層でもう一時的な入居という形で将来的には自分で家を建てて外へ出ていくという若い世代とのニーズという形でもう本当に二極化しているのは、間違いないと思うのです。そこで、その別々のそれぞれ別途の対応が必要だと考えるわけですが、これについてどういうふうな行政として対応されているのかということをお尋ねしています。

それから、3番目なんですが、実はこの住宅は長寿命化計画の中でも平成28年から30年までに建てかえということを計画されております。これ一部、今解体、一部解体して、そこ空き地になっているんですが、正直言って空き地も草ぼうぼうの状態、私見てきましたけど、草ぼうぼうの状態です。全く管理もされておらるので、地区の人も非常に30年、僕もちょっと言うたんですよ、市の長寿命化計画で30年までに建てかえるというふうになつとるんだと、ところが、まあ30年といってももう29年なんで、そのところがどういうふうな形で今進行しているのかという、市の長寿命化計画の中で平成34年までの計画がずっと建てかえの計画が載っておりますから、多分これ大久保住宅については平成28年から30年までに建てかえるというふうに関この計画には載っておるんで、建てかえられるんだろうと思っておりますが、今んところまだそういうふうな動きもないんですけども、そのところはもうどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員の質問に対し理事者側の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

本来の一般質問の前に、今回の告訴の件についてお尋ねございました。今回の告訴事件につきまして、市民皆様には大変な御迷惑、御心配をおかけいたしておりますことを改めてお詫びを申し上げる次第であります。

市民の皆様には白川はなんで、今回の件について話をしないのかという、そういうふうに思っ
てらっしゃると思っております。しかしながら、私は今、刑事事件の被疑者という立場にござい
ます。これから、刑事手続が行われます。そういったこともございまして、現時点ではこの発言
をしないことをお許し願いたいと思っております。

ただし、この事件が案件が決着いたしましたならば、こういった行動をとりました、こういっ
たことになりましたいきさつについて、皆様に、市民の皆様詳しく御説明をするということをお
約束させていただきます。今しばらく市民の皆様には御猶予を賜りますようお願いを申し上げ
ます。

さて、町田議員の1番目の御質問、老岐市の住宅政策についてということでございます。まず
最初に、政策的空き家とは何かということでございました。政策的空き家と申しますのは、老朽
化した公営住宅を建てかえる、あるいは中を改修する改善事業を行うために、現在の住宅で新た
な入居者を募集を停止している、その結果生じた空き家のことでございます。

また、耐用年数を経過した住宅は、順次政策空き家として位置づけ、需要や管理戸数の推移を
見ながら適切な時期を見定めて用途廃止及び集約、建てかえ等をするということにしておるわけ
でございます。先ほど申されましたように、住宅整備計画の中で25年から34年度までの計画
で、今ちょうど真ん中でございまして、29年度に大幅な見直しをするということにいたしてお
るわけでございますけれども、そういった中で、どうしてそのあいているのに一時的にも入居で
きないのかということでございます。これについては、御存じのように借地借家法というのがご
ざいまして、一度入居をされるとなかなかいざ事業をする時に出てくださいというのが非常に難
しいということもございます。

しかも、今申しておりますように、ここ10年間のうちに34年までのうちに一応の整備をす
るということでございますので、当面、入居を停止している、募集を停止しているという状況に
ございます。

次に、高齢者と若年層が二極化してるじゃないかということで、それぞれ区分したらどうかと
いう御意見でございます。

老岐市の市営住宅につきましては、大久保団地に限らず島内どこの住宅も高齢化が進んでいる
状況でございます。特に、高齢者世帯につきましては、終の住みかとして市営住宅で一生暮らす
方も多数いらっしゃいます。市営住宅につきましては公営住宅法にのっとり、高齢者世帯及び若

年世帯等の区別を定めることなく、平等に住宅に困窮する低額所得者に対し、一般世帯向け住宅として入居者を募集しているところでございます。

しかしながら、近年市営住宅の応募状況は、特に若年層世帯につきましては、市内中心部や新しい住宅に応募が多い一方、老朽化が著しいまたは、設備が整っていない住宅は敬遠されている傾向でございます。選考確率は高く、かつ家賃が安い、しかしながら、現在の生活水準を下げても古い住宅に入居はしたくないと考える方が、応募者が多数であります。こういった意味で、若年層世帯については比較的新しい住宅へ自然に住み分けがなされている状況でございます。

一方で、若年層世帯でも環境や設備より安い家賃のところへと、また高齢者世帯でもバリアフリー化された新しい住宅に応募されるケースもあることも事実でございます。市としては、これまでどおり分け隔てなく平等に住宅に困窮する低額所得者を対象に入居者を募集していきたいと思っております。

平成25年度から老岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅整備につきましては、整備を行っておりますけれども、実は平成25年度に耐震診断をいたしました。その結果、3団地4棟について耐震補強が必要となりまして、その結果、入居者の安全を確保するため優先的に耐震改修を工事を進めているところでございます。

また、古城地区への下水道整備の拡張、これも行いました。今年度から古城団地の給排水設備との改修工事に着手しております。これも年次的に改修工事を行い、最終的に1棟から4棟同時に下水道へ接続する予定としております。

こういったことで、現在緊急性が高いものから順次整備している状況でございまして、整備計画が後ろ倒しになっているということが現実でございます。この長寿命化計画につきましては、こういった状況の変化、国や県の住宅施策の動向、各事業への進捗等踏まえまして、29年度に見直しを行いまして大久保団地の整備時期につきましても、その中で具体的な計画をしていきたいと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私ちょっと、実は非常にこれ老岐全体の本当は事なんですけれども、まあちょっとわかりやすいからちょっと大久保団地のことを僕も例に挙げてずっと言ってるんですけども、実は大久保団地はある一部を取り壊して、実は瀬戸のほうに新しい桜木団地というのをつくりました。ここはですね、ありがたいことに若い人たちが全員です。もうほとんど、要するに毎日会社に行ったり、仕事したりとか、そういうふうな若い人たちがほとんどでして、新瀬戸団地というのがもう1個ありますけれど、こども若い世帯がほとんどで、瀬戸の子供の恐らくもう今大部分は、この新瀬戸団地の御父兄、まあもちろん地元の方も多くおられますけれども、

そこの人なんですよ。だから、確かに今市長が言われたように、若い世帯は新しい形の住宅、今かなりいわゆる桜木団地もそうですけど、非常に新しいと言われる昔のカンピラの僕らがおったような二間しかなくて、風呂場とかトイレとかだけついとるとというようなカンピラの住宅じゃなくて、いわゆる都会型のかなりマンション的な住宅構造になってます。もう、そこしか入りません。これ希望がないんですよ。ところがコミュニティーの立場から考えると、新しい住宅を別につくってしまうと、要するに残ったんは年寄りだけになってしまうんです。今度はコミュニティーが維持できないんです。

だから、僕も今度、大久保団地の建てかえる時は、ぜひ、要するにコミュニティーのことを考えたら、当然若い世代もいるんです。だから若い世代とそういったお年寄りの方の独居とか、そういった方が同居できて初めてコミュニティーができるんであって、簡単に年寄りやったら年寄りだけを集めとけばいいというふうでは、それはコミュニティーが成り立たなくなると私は思っています。

だから、ぜひ、これは計画でも実ほうたってるんですが、この大久保団地については解体した現地での建てかえを、僕も早急に検討していきたいと、いってほしいと、そしてここに若い世帯が、若い世代が新しい住宅は若い世代が入ってくるんですよ。多少、家賃が高くて、ところがまあ、その今の僕たちが住んでおったようなカンピラの昔の住宅はお年寄りはもう家賃が安かったらそれでいいと、今のままで終の住みかで考えとるんだからということで、ところがお年寄りばかり集めたコミュニティーをつくるわけにはいかないんだと、実はコミュニティーというのは若い世代がその中に入って初めてコミュニティーが成り立っていく、まあ当たり前のことですけれども、だからぜひ、今後もこれずっと建てかえ計画を私も読まさせていただきますから、今後はこの団地については、それぞれ建てかえていかれるでしょう。ぜひ、そのコミュニティーのあり方としては、できるだけ現状、現地に近い形のところで新しい団地を建設していただきたいと、ただ単にニーズのことだけを考えて、ここに土地があるからということで建てかえると、今後はその地域がその住宅、公営住宅が中心なるとるコミュニティーが実はもうやっていけないということもぜひ頭の中に、この公営住宅を公営住宅長寿命化計画を見ると、そういったコミュニティーの維持の視線がちょっとなかったから、ぜひそれも検討していただきたいと、29年に見直されるということなんですよ。大久保住宅のほうも実は市のほうで今下水道のほうをやっていただけるということで、要するに水洗化ですよ、まあ今ごろほんと言うたら住宅、いくら公営住宅とはいえ、水洗化していけば非常に皆さん喜ばれるし、高齢化すればするほど実は水洗のほうがいいんですよ。それは、もうぜひ進めていっていただきたいと思います。29年度にどうするか、もう一度決定されるということなんですよ。この大久保団地については、建てかえを前提にその政策的な空き家も受け入れてるし、一部移転もしていただいておりますので、ぜひ

前向きにというか、ぜひ計画どおり進めていただきたいと思います。

それから、次2番目です。

この前、市長が行政報告でも言われましたけれども、地域担当職員制度というのを今度市長は行政報告の中で言われました。私も、前回質問した時に、非常に実は行政と合併してからやっぱり行政と地域住民との距離が非常にあると、やっぱり地域住民の中にはちょっと皆さんたちには申しわけないけど、やっぱり公務員は身分が保障されとって高い給料もろうとって大した仕事もせんでというような意見もあるのはあるんですよ。これは当たり前だと私も思ってますけども、やっぱりでもそういった溝を埋めるのは、やっぱりそこにおける地域の職員がその地域に溶け込んで住民のニーズを吸い上げる形で職員が飛び込んでいかなければ、これはいつまでたっても解決しないと、全部が全部、正直言って解決するのはそれは無理なんですよ。でも大多数の住民が、ああ公務員の人たちがこうやってやってくれとると、地域に溶け込んでやってくれとるということを僕は実感してもらいたいという思いで、ぜひ地域の担当職員制度というのをつくってもらいたいと、ただ私がイメージしとったんは、実はその地域に私も多分小学校の単位ぐらいが1番だろうと思ってましたけれども、実はそのそれは専門の職員を僕はつくってもらいたいと、地域部のようなものが1つあって、僕はその一人、例えば瀬戸地区だったら瀬戸小学校に一人おれば、まず全戸その職員が回ることから始まって、そしていろんな公民館の総会とか、それから瀬戸には瀬戸浦会という組織もあるんですけども、そういった組織と連携したりとか民生委員とかに連携して行って、その住民の福祉のニーズとか医療のニーズとか住宅のニーズとか、あるいはそういったものまで応えられるだろうと、私としてはそういうふうに思っと思ったんですが、今回、第一段階として市長がこれ僕は提案されたと思うのですよ。今後、どういった形でこの地域担当職員制度が今後どういった形で、もっとこういうふうな形がいいんじゃないかという形のやつも当然生まれてきます。

ただし、議会の全協で説明しましたけれど、多分普通の人はいこれ見てる市民の方は全く情報がないんで、まずこの地域担当職員制度のこの具体的な中身と、それから僕がやっぱり心配しているのは、このままいけば要するに個人の生活相談みたいな無制限に職員が応じるわけにはいかないんですよ、今度任命される人が、しかし市長も言われてるように、一方でじゃあ、いやそんなことは私の職域外ですとか言われて、これ全部対応しないと、これ何のためにお前ここの地域の担当職員になつとるとかと、それも一つは言われます。それから、そこのところをきちんと区別していかないと、マニュアル化していかないと、これは非常に職員の負担が大変になります。それこそ、夜に電話で呼び出されたりとか、そういうことがあつては、それは職員のほうがかたまつたもんじゃないから、それはとてもじゃないけど対応できません。

それから、もう1つは、やっぱり心配しているのは個人の要望と地域の要望が違う場合があつ

て、当然あるわけですよ、そこの調整も非常に難しいだろうと私も思ってます。だから、人とのコミュニケーション能力が非常に高くないと、これやっぱり失敗します。これ間違いなく失敗すると思ってるんです。まあ、今のままそんな形をきちんとできるコミュニケーションできる職員じゃないと、だから僕は第一段階じゃ今度平戸市が同じように、これは平戸市の場合は行政区構想をつくって、その地域との協議会みたいなものをつくって、そこに地域担当職員が入っていくという形は、今度、黒田さんがやるみたいですけども、第一段階としては、まずきちんとこっからここまでをやりなさいと、これ以上やったらだめですよというのをやっぱり行政が決めていかないと、これは職員が何ぼ時間があっても足りないし、何ぼやる気があっても、それはとてもじゃないけど、これは下手したら失敗するのも目に見えとると、住民からの苦情ばかりでというのが正直言って心配しております。

ただ、私のところは瀬戸浦会という組織がきちんとあるんで、そこに瀬戸における役場の職員の人たちはもう、そりゃ祭りから何から全部参加していただいておりますから、この人たちがおらんかったら祭りもやっていけない状況なんで、その面では本当に地域に溶け込んでいただいているんですけど、そればかりではないから、そのところをちょっと住民にこの地域担当職員制度の基本的なシステムとか、それから今心配したようなマニュアル、そこんところをまずちょっと、テレビ多分住民の方見られてますんで、そこんところちょっと市長のほうからお答え願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の地域担当職員制度の具体的な中身についてという御質問でございます。

このコミュニティー、先ほどから言われておりますコミュニティーを育てていくと言いますか、本当に行政と地域の方々が意思疎通と申しますか、そういったことを醸成していくということを目的としておるわけでございますけれども、一応、小学校単位、校区単位としております。これはやはり、これ以上を範囲が広がりますと、それはコミュニティーとは言わずにアソシエーションとか言う、何か英語で言えばそういうふうになるそうでございますけれども、一応、小学校区単位をこの地域担当職員の制度の範囲としておるわけでございます。

この問題につきましては、昨年6月の議会の一般質問において町田議員から職員配置の要望を受けまして、平成29年4月この4月導入に向けて先進地視察及び内部協議を行いまして、制度設計がなされたために先般の全員協議会において、その概要を説明させていただいたところであります。

この制度を実施するに当たり、このたび壱岐市地域担当職員制度実施要項を整備をしております。

すけれども、かいつまんで申しますと、壱岐市内をおおむね小学校区単位の18地域に区分し、その区分ごとに地域担当職員を3名ないし5名を配置をいたします。業務といたしましては、主に地域の現状把握、地域の課題発見とその解決に向けた支援、情報提供、そして地域の声を施策につなぐ連絡調整役というところがございますけれども、地域担当職員は併任でございます。本来の自己の職務が優先されるということになります。

そこで、市役所各庁舎に地域担当班を設置いたします。地域担当職員が受けた地域からの相談や要望等を取りまとめ、それぞれの担当部署へつなぐという役割を担います。これによりまして、他の自治体では避けている要望等の受付窓口をあえて引き受けたいと思っております。要綱の第1条にもうたっておりますように自助、互助、共助、公助の原則のもと協働のまちづくりを推進することを、この制度の目的としておりますので、地域に配置された職員が単なる苦情の受付係とならないように、第4条で行為の制限といたしまして、地域の皆様に了承していただくことを示しているところであります。議員様にも御心配いただいているように、失礼しました町田議員にも御心配いただいているように、地域からの要望等を何でもかんでも引き受けるとなるとは、職員がパンクをしてしまいます。したがって、住民個人や特定の任意団体からの要望や苦情等については、受け付けをいたしませんし対応もいたしません。

ただし、道路など公共施設の維持補修的な要望等につきましては、従来どおり各施設の管理部署において直接対応いたします。また、地域内の各種組織団体の事務局的な業務を担うなど、地域の自立性を阻害する下請け業者になってはならないといたしております。

地域担当者職員に求められますのは、地域において協働の意識を醸成させる指導的な役割でございます。まちづくりのコーディネーターとなることが期待されます。議員がおっしゃるとおり、高い能力が求められます。人間的にも厳しいものがございますけれども、これも人材育成の一環として経験のよさの少ない若い職員もその中には入れるようにいたしております。職員の育成もさることながら、地域の皆様とともにこの制度を成熟させていきたいと思っております。

私、常々申しておりますけれども、市の職員は地域のリーダーでなくてはならないと申しております。そういった中で、まずとっかかりといたしまして今、町田議員がおっしゃいますように、一人という専属の配置は今のところは考えておりません。やはり、みんなが知恵を合わせながら、そして試行錯誤しながら、この地域担当職員制度を成熟させていきたいと考えておるところでございます。

市民皆様の御理解、御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） よくわかりました。というか、わかったような、わからんような、

現実にはやってみないとまだわからないから、実は私が住んでいる瀬戸浦には瀬戸浦会という組織は、これは終戦直後につくったんですよ、当時の僕はこれつくった人たちは本当に偉かったなと思うのですが、当時の古い文献を読むと、そのまず生活改善運動とか、そんなんから出発します。初代は、倉光千秋さんだと思うのですが、だからもう昭和二十五、六年ぐらいに瀬戸浦会という組織つくってるんですよ、その記録簿を読むとですね、だから、今でも伝統をずっと引き継いで年に1回、行政と市政懇談会というのをやってます。瀬戸浦会の要望としてそれ上げるんですよ、各公民館全部瀬戸浦会なんか網羅してますから、だから瀬戸浦会の役員が現地調査もするんですよ、要望、各公民館から上がった要望の現地調査をして、こんなもんはとてもやれないというやつは、初めから行政に上げません。だから、これと、これと、これについては住民にとっても非常に必要性があるし、地域にとっても非常に大切だということで、その行政との要望を上げます。だから、毎年非常に別に僕が議員になる前からなんですけども、大体瀬戸浦会の要望は大体、ほとんどどうしてもできないものもあります、それはできんと行政のほうも言われます。そして、今年は予算がないからやれないと、これはただし来年以降の検討課題にさしてくれという形で、当然言われることも多々あるんですが、かなり実現していただいたこともあるし、これはもう県の所管だからということで県のほうに壱岐市のほうから実現していただいたこともあります。

これは、僕はやっぱ先人たちが非常にその地域育てるとかコミュニティーを大切にすることというのを非常にやって来られたお蔭だと思うんですよ。これは、多分僕はほかのところはよく知りませんので、同じような組織があるかどうか知らないですけども、ぜひ僕は第一段階としては、こういった市政懇談会みたいなものが、その地域がその地域リーダーがこの市政こういった形で地域要望をまとめ上げて市政懇談会という形で出していただけたら、年に1回なんで、そんなに地域担当職員もそんな難しくなく、かなりコミュニティーとしてはやっていけるんじゃないかと、瀬戸浦会のそういった市政懇談会に地域担当職員も一緒に来てもらってとか、そういった形であるいは、役員会に地域担当職員が来ていただいて一緒に役員と話すとか、そういった形が多分まあ第一段階としては、そのくらいが一番いいんじゃないかと、正直言って思ってるんですが、何か市長ありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 瀬戸浦会につきまして、まあ議員おっしゃったとおりでございます。

18地区それぞれにやはり文化、歴史、文化がございます。その地域に合ったシステムでもっていく、そういった基本的なスタンスをとりたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） まあ、もちろんそれは当たり前ですね。それは在部と浦部とそれこそ、全然コミュニティーの歴史も違うし、コミュニティーの成り立ちも違うし、コミュニティーの特色も違うし、それぞれがそれぞれのやり方があるから、地域担当職員については、そのところをきちんを把握していけば、まあ第一段階として、何とかこれが、ああ、つまらんかったと言われんような形で、もう一つはそのやっぱ職員の過重な過度な負担にならないように、基本的には個人の生活要望みたいなのは、民生委員もおられるわけですから、多分民生委員のほうに連絡するとか、そんなくらいにとどめておかないと、これ個人の家に呼ばれたりとか、そんなことになったら僕はもうかえって逆効果になると思いますので、そこんところはやっぱり、一応きちんと区別していかないと大変だと思います。

冒頭に、市長にはぜひ市民には今回の入札の問題に関しては、市民にはいずれ説明する、もちろんトップとして義務があると私も思いますから、ぜひこれ不起訴になった段階とか、裁判が結審した段階では、市長自らがやっぱりきちんと説明すべきだと思います。

今、もう既に地検のほうに告訴されている段階で、何か最終日には百条委員会の提案とかそんなもん出るみたいですけど、今は、もう地検に告訴されている段階で議会がそういうことをし出したら、下手したらこれ捜査妨害にまつわると私は思っております。ぜひそのところは、市長もただし市民に対して説明する責任は市長も冒頭言われたように、それは自覚しておられますので、そこんこの対応はよろしくお願いします。

それでは、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって町田正一議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月14日及び15日は各常任委員会を、3月16日及び17日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

次の本会議は、3月22日水曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分散会

平成29年 壱岐市議会定例会 3月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成29年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第9号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	財産の無償譲渡について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第36号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	平成28年 請願第2号	壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第33	同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第34	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第35	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第36	発議第1号	九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第37	発議第2号	白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告として告訴が受理された件の調査に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、討論、否決
日程第38	発議第3号	白川市長に対する問責決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、討論、否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (14名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
4番 音嶋 正吾君	5番 小金丸益明君
6番 町田 正一君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 今西 菊乃君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (1名)

3番 呼子 好君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長(鵜瀬 和博君) 皆さんおはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

呼子好議員から、欠席の届け出があつております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに白川博一市長より追加議案3件を受理しております。

日程第1. 議案第6号～日程第32. 平成28年請願第2号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第32、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願まで32件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。市山議員。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 皆さん、おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、審査の結果原案可決。議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について、原案可決。議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について、原案可決。議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について、原案可決。議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について、原案可決。議案第19号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第23号平成28年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第26号平成28年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第29号平成29年度老岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第30号平成29年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第31号平成29年度老岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第33号平成29年度老岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第36号平成28年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会の意見。議案第18号老岐市学校施設整備基金条例の制定については、子どもたちの学習環境の重要な要素である学校施設の整備に要する基金であるため、市内小中学校の校舎等の中長期整備計画を早急に策定し、目的にあった基金額を積み立てること。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第143条の規定により報告します。

平成28年請願第2号、付託年月日平成28年12月7日、老岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願、審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見。下記のとおり。措置として、市長へ送付。

委員会意見。老岐市立芦辺中学校の校舎の新築については、認めるものの、市内小中学校の校舎は、子どもたちの学習環境の重要な要素であるため、理事者には、耐用年数や老朽化を考慮した学校施設の中長期計画を早急に策定し、学習環境の平等化を図ってほしい。

以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。久間議員。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第

110条の規定により報告します。

議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、原案可決。議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見。議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、条例第5条中（市の責務）は、「市が発注する工事及び物品等の調達については、中小企業者受注の機会増大に努める等」、市も積極的に事業を推進する役割を果たす内容について研究すること。

また、企業者及び起業を志す人たちのサポートをする壱岐市産業支援センターの機能を最大限に活用し、中長期的な経済効果や市民の生活向上に寄与するよう理事者も一体となり、中小企業等の振興に努力されたい。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。町田正一予算特別委員長。町田議員。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 登壇〕

○予算特別委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算、原案可決。いずれも全会一致であります。

委員会意見。空き家等対策事業については、特定の空き家に対する固定資産税の軽減措置も見直されたことから、危険家屋に対する、助言、勧告等の必要な事項を講じながら、住環境の整備を急がせ、また、一方では、固定資産税の増収につながるような取り組みを行ってほしい。

市内小中学校の校舎の建て替えについては、校舎の耐用年数や老朽化を考え、財源の裏付けも

含めて早急に中長期計画の策定を求めるものである。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号財産の無償譲渡について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第19号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医

療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願につい

て討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから平成28年請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願は、採択することに決定されました。

日程第33. 同意第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第33、同意第1号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市監査委員の選任について説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地。氏名、吉田泰夫。生年月日、昭和23年1月28日生まれ。提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員吉田泰夫氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（鵜瀬 和博君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第34. 諮問第1号～日程第35. 諮問第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第34、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第35、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し上げます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、郷ノ浦町本村触の横山ヒデ子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町初山東触の長嶋一浩氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（鶴瀬 和博君） これから諮問第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第36. 発議第1号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第36、発議第1号九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。11番、中田恭一議員。中田議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

○提出議員（11番 中田 恭一君） 発議第1号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鶴瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、中田恭一、賛成者、壱岐市議会議員、市山和幸、同じく豊坂敏文。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）。

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大、離島地域の活性化等につながる重要な交通基盤であり、中国・関西圏との連携による社会経済の発展に寄与するもので

ある。また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

この西九州ルートは、平成24年6月にフリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に、武雄温泉～長崎間の工事実施計画が認可され、現在、順調に工事が進められているところであります。

西九州ルートに導入が予定されているFGTについては、平成26年10月に開始された3モード耐久走行試験において、約3万キロを走行した時点で、台車の摩擦等の不具合が発生し、国からは、平成34年度中に量産車を導入することは困難な見込みであるとの認識を示された。これを受けて、本年3月に関係六者により「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」がなされ、武雄温泉駅での対面乗換方式、リレー方式により、平成34年度に暫定開業することとなり、一日も早い開業が期待されている。

FGTの台車については、改良が実施されたものの、平成28年11月に開催された国の軌間可変技術評価委員会において、現時点で、このまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない、との評価が了承されたところであります。

今後、半年間の検証走行試験等の実施とコスト削減策の検討が行われ、改めて来年初夏の軌間可変技術評価委員会で評価されることとなり、3モード耐久走行試験再開の判断が先送りされる結果となった。

このため、FGTの実現性への信頼が揺らいできており、長崎県内では、一日も早い全線開業を期待して取り組んでいる県民、関係自治体等の間から、戸惑いや懸念の声が上がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について対応するよう強く求める。

記。1つ、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、県民が真に期待する山陽新幹線への直通運行を確実に実現すること。2、来年初夏の軌間可変技術評価委員会におけるFGTの技術開発と経済性の検討結果を踏まえ、西九州ルートの整備の姿について確実に結論を得ること。3、九州新幹線西九州ルートの整備に当たっては、これ以上整備スケジュールに遅れを来すことがないように、かつ対面乗換方式が固定化することがないように、万全の対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年3月22日。長崎県壱岐市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第1号九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第37. 発議第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第37、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。4番、音嶋正吾議員。音嶋議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 発議第2号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鵜瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、音嶋正吾、賛成者、壱岐市議会議員、赤木貴尚、同上、呼子好。

白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

次ページをお開きください。

白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議、地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件に関する調査を行うものとする。

記。1つ、調査事項。市長、副市長が公務員職権乱用罪刑法第60条——刑法第60条というのは、共同正犯のことであります。刑法第193条、これが公務員職権乱用罪であります。——

に思料すると長崎地方検察庁に告訴された経緯及び真相究明についての詳細な調査。

2つ、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員14名（議長を除く）からなる市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3つ、調査権限。本議会は、調査事項に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）及び10項の権限を市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会に委任をする。

4つ、調査期限。市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5つ、調査経費。本調査に要する経費は、20万円以内とする。

6つ、理由。地方議会の合議体としての意思決定機能の議決権限、選挙権限、そして監視監督権が主たる議会の責務であり、早期真相解明をすべく100条調査特別委員会の設置を提案するものであります。

以上。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。6番、町田正一君議員。

○議員（6番 町田 正一君） 本事案については、当初より告訴人が法的措置をとる旨明言されております。既に長崎地検において告訴状が受理され、捜査の段階に入っております。法的にも、壱岐市の業者指名基準第3条第5項において、市長の裁量権をどこまで認めるかということであり、公務員の職権乱用を刑法で訴えられている以上、捜査と並行して議会において100条委員会を設置するというのは、捜査妨害に当たる可能性もあります。

しかも、不起訴あるいは裁判の結審後には、市長も市民に対してこの経過については説明すると議会で答弁されております。一般質問でも、3人の議員が質問の時間のほとんどをこの問題を追求されておられましたが、何ら進展があったとは思えません。それは、一に法的責任が問われ

ているときに、答弁を求めること自体が実質的に無理であります。

司法の場で決着されるべき事案であり、議会が調査に当たる事案ではないと考えます。

よって、本提案には反対であります。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論を求めます。1番、赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 私は、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について、賛成の討論を行います。

議会には11件の権限があり、権限の1つに調査権があります。100条調査権はその調査権の一つであり、私たち議員は市民が疑念を抱く案件には調査すべき責務があると考えます。

今回は、白川市長と中原副市長が長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理され、市民はこの案件に対して不安や疑念を抱いておられます。私たち壱岐市議会は、議員の責務として真相を究明すべきと考え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。8番、市山和幸議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 私も反対の立場で反対討論させていただきます。

この件に関しましては、白川市長及び中原副市長も長崎地方検察庁において告訴が受理され、今司法の場で係争中ですので、この市議会において100条委員会を設置して調査する必要は、私は現段階ではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 提出者が討論をすることは認められておりますので、賛成の討論をいたしたいと思います。

反対の討論をされた町田議員におかれましては、最終日に一般質問において冒頭ではなく、冒頭で発言することは、私はあっていいと思います。「最後の締めくくりの段階におきまして、100条委員会の提案とかそんなもんが出るみたいですけど、今はもう地検に告訴をされている段階で、議会がそういうことをしたら、下手したらこれ捜査妨害に当たる」というような発言をされております。公文書にしてですね。こういうことは私はあっていいのか。

要するに、私たちは動議として上げたわけでありましてね。これを守秘義務があると思うわけですね。議会運営委員長が発議として上げることを、議会に報告されましたか。あなたは、議会運営委員会の副委員長という立場で知り得ているわけです。私たちも議会に混乱をさせないために、きちっと事務局に提案をしておるわけです。そういうことは、私は守秘義務を侵すことになると思うわけです。

議会たるは、民主主義の大原則である三権分立というものの一翼を担っております。独立した機関であります。しかるに、最高規範を重視すべきであるし、その権限を行使すべき、また、

自立権を尊重し、かつ義務及び権限を行使することが求められております。議会に与えられた権限は、議案の審議、市政に関する調査を通じて行政の監視、監督、政策の立案を積極的にすることが求められております。

また、自治の役割と責務の遂行状況を市民が検証できるように、透明性の高い議会運営を行うとともに、積極的に情報の公開、共有について努めるべきであり、議会は市民の代表であるという強い認識のもとに、私は調査権限を行使して100条委員会ではかるべき調査をすべきと考えております。

あくまでも司法と議会は独立した機関であるというのが賛成の討論であります。

以上で終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は、反対討論をいたします。

討論と言いますが、町田議員、市山議員からも縷々説明がございました。音嶋議員からも賛成討論がございましたけれども、私はこれを見るときに、司法と100条委員会はどちらが強いのかと、やはり国で決められた司法が私は強いと思っておりますので、100条委員会はこれは受理されなかった場合は、それは結構ですけど、今度の場合は司法に任せたほうが私はいい。結果的にそうした結果が出た場合には、また市長から説明を受けるというふうにして、今回の100条委員会は私は反対いたします。もう後は説明いたしません。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議については否決されました。

日程第38. 発議第3号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第38、発議第3号白川市長に対する問責決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。1番、赤木貴尚議員。1番、赤木議員。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 登壇〕

○提出議員（1番 赤木 貴尚君） 発議第3号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鶴瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、赤木貴尚、賛成者、壱岐市議会議員、呼子好、同じく、音嶋正吾。

白川市長に対する問責決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

壱岐市長に対する問責決議（案）。平成28年4月10日に投票が行われた壱岐市長選挙において、白川市長は自身の対立候補を支援した事業者を「信頼関係がなくなった」との理由で入札資格者除外措置を指示。これは壱岐市政治倫理条例に抵触するものと考えられ、白川市長の政治倫理の欠如は壱岐市の最高責任者として恥じる行為であり、入札資格者除外措置等の一連の報道が行われたことにより壱岐市民はもとより、島外の壱岐市に関係ある方々にも多大なる疑念や不安を抱かせたことに対し責任を感じるべきであり、公の場で説明を行うことを強く求める。

また、今後壱岐市民から調査請求権が提出された場合は、速やかに壱岐市政治倫理審査会に審査の付託を行い真相究明を行うことも求める。

白川市長は壱岐市政治倫理審査会委員選出においても、3年間不在のままであり監督不行き届きを認めているが、当該委員を任命する立場である市長が委員報酬を3年間計上しながら委員の選任を行わなかった責任も極めて大きい。

近年、壱岐市は、島としてのすばらしさが数多くのメディア（テレビ等）にも多く取り上げられ、今後の壱岐市の活性化にも非常に期待されている中、交流人口拡大、移住定住促進、ふるさと納税の推進、企業誘致等進めていく中で、壱岐市のトップが市民の公平・公正を欠く行為を行ったと疑念を持たれてはいけません。

よって、本市議会は白川市長に対し、組織を上げて再発防止を求めるとともに、市政の最高責任者として責任を問うものである。

以上、決議する。平成29年3月22日、壱岐市議会。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略するこ

とに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。小金丸益明議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 問責決議案に対する反対の立場で討論を行います。

文面によりますと、全て憶測、推測、感情論に走っているものと思います。というのが、問責は責任の所在があつてこそはっきりしている事案について責任を問うものであります。これによりますと、政治倫理条例に抵触するものとする。これは政治倫理条例に抵触するかどうかはまだはっきりしておりません。

また、入札の問題についても、さつきから問題になっておりますように、今告訴されておつて司法の場に委ねられつつある状態でありますから、まだ黑白はついておらないと思います。

また、政治倫理調査委員の任命について、執行者、任命権者である市長がその任命を怠つていふという点については理解いたします。しかし、3年間予算を計上しながらもということがございしますが、3年間の予算の計上に同意したのは我々議会の責任でもあります。市長のみの責任ではありません、その辺を転嫁するべきではないと思います。

以上、そういう理由で責任の所在がはっきりしない現段階において、問責を決議する状況になつていふと思ひ、原案に反対をいたします。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論ございませんでしょうか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は、問責決議に賛成の立場で討論を行います。

御存じのごとく壱岐市政治倫理条例第2条1項におきまして、議員及び市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、みずから進んでその高潔性を明らかにすべきであります。

ましてや今回の場合、壱岐市の市長のとられた行為は、壱岐市のイメージダウンにつながる。公共放送であるNHK長崎放送が2月22日18時からイブニング長崎で放映、また主要新聞社各社が2月23、24、両日に報道をなしております。

私は、時にはリーダーは独裁者であつてもいいと考えております。しかし、その行為において、私利私欲を捨てた理念を持たなければ独裁者になる資格は全くない、そのように考えております。

このような行為が市長の裁量権として容認されるのであれば、法治国家の崩壊を示唆すると言わざるを得ないと考えております。

以上をもって問責決議に賛成の討論を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、発議第3号白川市長に対する問責決議については否決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで白川博一市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3月会議閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議の上、全議案の議決をいただきました。また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月会議開会中に、初めての試みとなる壱岐市消防団フェスタが3月5日日曜日に芦辺町の全天候型多目的施設で開催され、多くの来場者で賑わいました。消防団を身近に感じる絶好の機会となり、防災意識の高揚につながったものと感じております。

また、12日日曜日には、市内中学生を対象とした壱岐の島野球教室が開催され、中日ドラゴンズの前監督谷繁元信さん、元選手の和田一浩さんに御来島いただき御指導いただきました。日本プロ野球界の第一線で活躍された元WBC選手でもあるお二人との貴重な時間は、技術面はもとより子どもたちに大きな夢と希望を与えるすばらしい機会となりました。野球教室の開催に当たり御尽力いただきました実行委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

また、19日日曜日には、旧箱崎中学校跡地に、この4月から開所する障害者支援施設希望の丘の落成式が社会福祉法人和光会の主催により開催されました。これまで障害のある方が入所することができる支援施設が市内になかったため、多くの方が在宅において通所サービス等を利用しながら支援を続けられ、またやむを得ず県内または県外の支援施設を利用されておりました。希望の丘の開所により御家族の御負担や御心配を解消し、障害福祉サービスの充実につながるものと確信をしているところであります。

さて、平成29年度がいよいよスタートいたします。有人国境離島新法施行という大きな後ろ盾を得てスタートする年度であり、この絶好の機会を最大限活用し、さらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成29年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 土谷 勇二